

令和5年度事業報告書

1. 学校法人の概要

① 建学の精神

【建学の精神】

本法人は1890年の高山歯科医学院の創立に始まり、本邦最初の歯科医学教育機関として、新しい知識と技術を学生に教授し、国民の歯科医療を支える歯科医学の発展に寄与してきた。

「歯科医師たる前に人間たれ」という「ヒューマンイズム」を尊重した教育理念を建学の精神とし、歯科医師としての知識や技術だけでなく、社会性を身につけ、人間的に優れた良識豊かな歯科医師を養成する歯科大学であり続けている。19世紀から21世紀へと3世紀に亘り、培ってきた確かな実績は常にわが国の歯科医学・歯科医療を牽引し、最新の医療を提供することで、歯科医学教育機関としての使命を実践している。

【将来に向けてのビジョン】

学校法人東京歯科大学は、将来に向けてのビジョンとして「中期計画（2020年～2024年）」を策定し、教育、研究、医療の発展、社会貢献及び国際化を重点目標に掲げ、この実現のため、財政基盤の安定を図っている。

教育においては、多様性が求められる時代の新たな医療に対応できる医療人材の育成を目指した学生教育の支援システムを強化するため、デジタルトランスフォーメーション（DX）の技術を活用した実践的な教育プランを構築するとともに、Society5.0の時代に適応した持続可能な社会に向け、口腔機能の向上による健康寿命の延伸を目指した歯学研究力の強化やグローバルリーダーの育成を行い、歯科医学・歯科医療の更なる発展に貢献する。

法人運営においては、大学全体の将来ビジョンを示した上で、近未来の成長戦略としての次期中期計画を策定し、その実現に向けたアクションプランの検討と併せて、業務の効率化、省力化を図り、働き方改革を推進し、私立学校法改正に伴う寄附行為の改正、内部統制システムの整備を実施する中でガバナンス体制の見直しを行い大学全般の機能強化を行う。

附属病院においては、水道橋病院は、最先端の高次歯科医療の拠点病院として、専門歯科医の育成を更に推進するとともに、各医療機関との連携を図る。市川総合病院は、地域中核医療機関として、高度先進医療の提供による地域社会への貢献はもとより、歯科大学附属の総合病院として、全身的疾患の一部として口腔疾患の診療を行える専門的な口腔外科医の育成とともに、訪問診療を行なえる歯科医師の育成を行う。千葉歯科医療センターは、臨床研修歯科医の育成を基本方針とする教育施設として、地域医療に根ざした効率の良い診療を実践する。この3施設がそれぞれの特徴を生かし一体となり、東京歯科大学・東京歯科大学短期大学ならではの質の高い教育と優れた医療人材の育成を目指していく。

② 学校法人の沿革

明治23年	1月（1890）	高山紀齋芝区伊皿子町（現港区）に高山歯科医学院創立
明治32年	12月（1899）	高山紀齋 血脇守之助に学院の全てを委譲
明治33年	2月（1900）	高山歯科医学院を東京歯科医学院（神田小川町）に改称
明治34年	2月（1901）	東京歯科医学院の校舎を神田三崎町に移転
明治40年	9月（1907）	東京歯科医学専門学校設置認可
明治41年	9月（1908）	東京歯科医学専門学校附属病院開院

大正 9 年 3 月 (1920) 血脇守之助の寄付により財団法人認可

昭和 4 年 1 1 月 (1929) 水道橋校舎新築竣工

昭和 2 1 年 7 月 (1946) 東京歯科大学 (旧制) 設置認可

昭和 2 1 年 1 2 月 (1946) 東京歯科大学市川病院開院

昭和 2 4 年 9 月 (1949) 東京歯科大学歯科衛生士学校開校

昭和 2 4 年 1 0 月 (1949) 東京歯科大学病院開設

昭和 2 6 年 9 月 (1951) 財団法人から学校法人への組織変更認可

昭和 2 7 年 2 月 (1952) 学校教育法により東京歯科大学 (新制) 設置認可

昭和 3 0 年 4 月 (1955) 東京歯科大学発足 (進学課程 2 年・専門課程 4 年)

昭和 3 3 年 4 月 (1958) 東京歯科大学大学院開設

昭和 4 2 年 4 月 (1967) 東京歯科大学市川病院 総合病院と改称

昭和 5 1 年 1 2 月 (1976) 学校教育法改正により、東京歯科大学歯科衛生士学校が東京歯科大学歯科衛生士専門学校として設置認可
(専修学校として認可)

昭和 5 6 年 7 月 (1981) 東京歯科大学千葉校舎竣工

昭和 5 6 年 9 月 (1981) 東京歯科大学千葉校舎開校。東京歯科大学千葉病院開院、東京歯科大学病院を東京歯科大学水道橋病院に改称

昭和 6 2 年 4 月 (1987) 東京歯科大学市川病院を東京歯科大学市川総合病院に名称変更

平成 元年 4 月 (1989) 東京歯科大学歯科衛生士専門学校千葉校開校

平成 2 年 3 月 (1990) 水道橋校舎 (TDC ビル) 竣工

平成 2 年 4 月 (1990) 東京歯科大学水道橋病院 新病院開院

平成 2 年 1 0 月 (1990) 創立 1 0 0 周年記念式典挙行

平成 3 年 3 月 (1991) 東京歯科大学御殿町グラウンド完成

平成 4 年 6 月 (1992) 東京歯科大学市川総合病院移転新築竣工 (4 7 0 床)、開院 (7 月)

平成 6 年 5 月 (1994) 東京歯科大学市川総合病院宿舍、保育所、附属棟竣工

平成 8 年 1 0 月 (1996) 東京歯科大学口腔科学研究センター開設

平成 8 年 1 2 月 (1996) 東京歯科大学市川総合病院創立 5 0 周年記念式典挙行

平成 1 1 年 9 月 (1999) 東京歯科大学歯科衛生士専門学校創立 5 0 周年記念式典挙行

平成 1 2 年 1 月 (2000) 東京歯科大学口腔科学研究センター脳科学研究施設開設

平成 1 3 年 7 月 (2001) 東京歯科大学市川総合病院角膜センター・アイバンク開設

平成 1 4 年 3 月 (2002) 東京歯科大学市川総合病院リプロダクションセンター開設

平成 1 5 年 1 2 月 (2003) 東京歯科大学歯科衛生士専門学校、修業年限・教育課程 3 年制開始

平成 1 7 年 2 月 (2005) 東京歯科大学市川総合病院北病棟増床 (5 7 0 床) 竣工

平成 1 7 年 3 月 (2005) 東京歯科大学市川宿舍竣工

平成 1 7 年 1 0 月 (2005) 東京歯科大学歯科医学教育開発センター開設

平成 1 8 年 4 月 (2006) 東京歯科大学口腔がんセンター開設

平成 2 4 年 2 月 (2012) 東京歯科大学さいかち坂校舎竣工

平成 2 5 年 7 月 (2013) 東京歯科大学水道橋校舎新館竣工

平成 2 8 年 3 月 (2016) 東京歯科大学水道橋校舎本館西棟竣工

平成 2 8 年 3 月 (2016) 東京歯科大学市川総合病院地域医療支援病院承認

平成 2 9 年 3 月 (2017) 東京歯科大学水道橋病院リニューアル工事竣工

平成 2 9 年 4 月 (2017) 東京歯科大学短期大学開学

平成 3 0 年 3 月 (2018) 東京歯科大学千葉病院閉院

平成 3 0 年 4 月 (2018) 東京歯科大学千葉歯科医療センター開設

令和 元年 6 月 (2019) 東京歯科大学すがの訪問看護ステーション開設

令和 元年 7 月 (2019) 東京歯科大学歯科衛生士専門学校廃止認可

令和 2 年 4 月 (2020) 東京歯科大学短期大学専攻科歯科衛生学専攻開設

令和 2 年 1 2 月 (2020) 東京歯科大学千葉歯科医療センター新築工事竣工

令和 3 年 3 月 (2021) 東京歯科大学千葉歯科医療センター 新センター開設

令和 4 年 7 月 (2022) 東京歯科大学市川総合病院歯科外来棟竣工

③ 設置する学校・学部・学科等

(令和 6 年 3 月 31 日現在)

理事長 井 出 吉 信		
設置する学校	学部・研究科等	設置認可年月
東京歯科大学	歯学部	昭和 27 年 2 月 20 日
〃	大学院歯学研究科	昭和 33 年 3 月 25 日
所在地 東京都千代田区神田三崎町 2-9-18		
学長 一 戸 達 也		
東京歯科大学短期大学	歯科衛生学科	平成 28 年 8 月 31 日
〃	専攻科	((独)大学改革支援・学位授与機構認定日 令和 2 年 2 月 21 日)
所在地 東京都千代田区神田三崎町 2-9-18		
学長 鳥 山 佳 則		

④ 役員及び教職員に関する情報

役員については、令和 6 年 3 月 31 日現在で理事 8 名、監事 3 名が現員であり、理事の中から常務理事が理事長を含めて 7 名選任されている。監事のうち 2 名は常勤である。評議員については、同日現在で 38 名が現員であり、そのうち法人職員からの選出が 11 名（短期大学学長 1 名を含む）、本学卒業生からの選出が 18 名、学識経験者からが 9 名となっている。

【役員の数】

(令和 6 年 3 月 31 日現在)

		定員数	現員数
役 員	理 事	7 ～ 9 名	8 名
	監 事	2 ～ 3 名	3 名
	評 議 員	35 ～ 40 名	38 名

【理事・監事の概要】

(令和 6 年 3 月 31 日現在)

区分	氏 名		区分	氏 名
理事長	井出 吉信		常務理事	松井 淳一
常務理事	一戸 達也		理事	金森 越哉(※1)
常務理事	西田 次郎		常勤監事	石井 拓男
常務理事	片倉 朗		常勤監事	橋本 正次
常務理事	加藤 靖明		監事	榊原 一夫
常務理事	澁谷 國男			

※上記の理事（理事長、常務理事含む）、監事を被保険者として、役員賠償責任保険を保険会社との間で締結し、被保険者が負担することになる法律上の損害賠償金および争訟費用の損害を補填することとしている。また、次回更新時には同内容での更新を予定している。

※上記の(※1)の理事（理事長、常務理事、業務を執行したその他の理事又はこの法人の職員でないものに限る。）又は監事（以下「非業務執行理事等」という。）が任務を怠ったことによって生じた損害について、本法人に対し賠償する責任については、寄附行為第 45 条に基づき、非業務執行理事等と責任限定契約を締結している。

【評議員】

(令和6年3月31日現在)

短期大学学長	本学卒業者		学識経験者
鳥山 佳則	阿部 伸一	鳩貝 尚志	井出 吉信
法人職員	石河 信高	藤関 雅嗣	加藤 靖明
一戸 達也	上田 祥士	村山 利之	門田 佳子
小林 友忠	江里口 彰	山本 仁	中川 種昭
田口 円裕	鹿島 隆雄		濱野 孝子
田口 睦	片倉 朗		ビッセン 弘子
西田 次郎	小池 修		森田 十誉子
松井 淳一	齋藤 淳		森田 雅義
水野 利彦	坂 英樹		山田 好秋
山下 秀一郎	佐藤 亨		
吉川 淳子	澁谷 國男		
若井 祐次	関 泰忠		
	高野 直久		
	富山 雅史		

【教職員の数】

(令和5年5月1日現在)

	法人本部	東京歯科大学	東京歯科大学短期大学	合 計
教 員	—	309名	13名	322名
職 員	4名	※1,067名	5名	1,076名

※1,067名のうち630名は附属病院の看護職員である。

2. 事業の概要

(1) 当該年度の主な事業の概要

① 主な事業の目的・計画

1. 法人組織の強化見直しを実施し、財務等における確固たる運営基盤の確立を目指す。
2. 教育では、3つのポリシーに基づいたきめ細かな教育、修学指導、入学者選抜を行い、卒業生の質の担保と優秀な入学生の確保を図る。
3. 研究では、科研費を含む競争的資金の獲得や学外共同研究の充実を図り、口腔科学研究センターを研究拠点に全学横断的な研究に取り組む。
4. 医療では、3つの医療施設がそれぞれ最新の医療を提供すると同時に、地域医療への貢献に取り組む、学生への診療参加型臨床実習の一層の充実を図る。

② 進捗状況

1. 法人の事業としては、学校法人の自律的なガバナンスの改善・強化、経営の強化、情報公開の推進に向け、「学校法人東京歯科大学中期計画」を実行した。令和7年4月施行の私立学校法改正に伴い、寄附行為の改正や内部統制システムの整備に着手した。また、令和5年度は大学基準協会、大学・短期大学基準協会による認証評価を受審し、大学・短期大学ともに適格と認定された。組織運営体制については、業務の効率化、省力化を図るため、勤怠システムの更新に着手した。校舎の整備については、水道橋校舎南棟の解体が令和6年2月に完了し、3月より収益事業として駐車場運営を開始した。市川総合病院では、歯科外来の跡地への薬物療法室の移設工事が令和5年8月末に完成し、9月より稼働を開始した。薬物療法室は、最新のリクライニングチェアを採用して台数も増やし、広くてゆとりがある空間として患者様に快適に過ごしていただけるよう工夫した。薬物療法室跡地を処置室へ改修し、2月末に1階内科・外科外来の受付や中待合の内装改修・拡張工事が完了し、病院機能の拡充を図った。
2. 教育面では、3つのポリシーに基づいたきめ細かな教育や修学指導の結果、第117回歯科医師国家試験（令和6年1月実施）において、昨年に続き全国トップレベルの合格率を上げることができた。

従来より実施していた成績上位者を対象とした「Elective Study」研修プログラムに加えて、今年度より第5学年を対象とした「海外研修」制度を新設し、それぞれ国際的視野を養い将来について見識を広めることができた。

また、受験生確保については、本学の教育内容や修学サポート体制を広くアピールすることで、令和6年度入試においても多くの受験者数を確保できた。授業料については、「利子補給奨学金制度」、「授業料等減免制度」、「特別奨学金制度」の運用に加え、国の「高等教育の修学支援新制度」による授業料等減免を引き続き行うことにより、学生・保護者への経済的支援強化に努めた。平成29年度からは入学時の特別奨学金額を引き上げている。

大学院では博士課程修了者、論文提出者合わせて43名に対し、博士（歯学）の学位を授与した。

短期大学歯科衛生学科では、建学の精神に基づいた教育方針・カリキュラムにより、きめ細やかな教育を実践した。その結果、第5期生50名の卒業生全員が第33回歯科衛生士国家試験に合格した。国家試験においては前身の専門学校時代を含め第1回から33回まで連続で全員合格を続けている。また、入学者選抜においては、総合型選抜Ⅰ期・Ⅱ期、学校推薦型選抜、学士選抜、一般選抜の5つの選抜において、アドミッション・ポリシーに基づき入学者選抜を実施、入学者53名の学生を確保した。専攻科においては、他校卒業生を含む12名が入学し、特色あるカリキュラムにより高度歯科医療の担い手としての知識・技能・態度を修得し、独立行政法人大学改革支援・学位授与機構所定の試験に合格して学士（口腔保健学）の学位を取得・修了した。

3. 研究面では、科研費を含む競争的資金の獲得や学外共同研究の充実を図り、私立大学等経常費補助金特別補助「大学間連携等による共同研究」において、他大学および企業（北海道医療大学・東京医科歯科大学・慶應義塾大学・岡山大学・東北大学・東洋紡（株）・東京大学）との共同研究を進め、口腔科学研究センターワークショップ（令和6年2月22日開催）においてその成果を発表した。また、令和5年度から開始した新しい東京歯科大学研究プロジェクト「各ライフステージにおける口腔顎顔面機能維持・改善で目指すウェルビーイング社会の実現」（ウェルビーイングプロジェクト）について学内予算を措置し、学長のリーダーシップの下、全学横断的に研究を遂行している。

研究施設・研究機器は、口腔科学研究センターに集約し、管理を行っている。同センターでは、全ての講座等が利用できる共通の施設・機器を備え、横断的に研究を実施している。また、同センターに、本学の若手研究者育成の牽引力となるべきコア研究部門を配置し、研究部門主任を中心に若手研究者が講座研究から独立したグループを形成し、講座単位の研究に縛られず独自性のある研究が行われている。他大学等と口腔科学研究センターの研究施設・研究機器の共同利用を推進し、それぞれの研究においても発展を目指している。

4. 医療面では、最新の医療を提供すると同時に、地域医療への貢献に取組み、歯科医師臨床研修、学生への診療参加型臨床実習の一層の充実を図った。

水道橋病院では、高度で先進的な医療の提供や医学研究の推進を図り、社会・地域医療への貢献、患者さん本位の安心・安全な全人的医療の提供に努めた。また、専門性が高く、質の高い医療を提供する施設としての役割を果たすべき中心的な人材の確保と後進の育成に努めている。更に、地域の医療機関との双方向での医療連携を密に図り、特に緊急時等の病診連携を強化し、相互の役割分担を明確にすることで、地域完結型の医療を提供し、円滑かつ安心・安全な患者対応を心掛けている。

本年度の医療収入は予算を超え、過去最高であった昨年度に次ぐ実績となり、昨今からの医療収入の増加に伴い医療経費も増加傾向にあるが、病院スタッフ全員のコスト意識を啓発することにより、診療材料費等の経費削減に努めている。また、患者数増加に伴う会計待ち時間の解消をするべく、算定要員の教育強化、パンフレットを用いた患者への診療費後払いシステムの積極的な案内・普及活動、および高齢者への利便性向上の為のシステム改修により、会計待ち時間の改善へと繋がり、真の患者サービス向上に日々努めている。他方、更な

る医療安全・感染予防の強化を図り、安全・安心な医療提供体制を維持するため、全ての医療従事者が教職員研修会へ参加し、最新の知識や情報を共有している。コロナ禍以降、当該研修会については Web 会議システムを活用し、当日の参加が出来ない者は後日、録画ビデオを以てオンデマンドでの受講が可能な体制を整えている。教育面においては、医療 DX 推進の観点も踏まえ、引き続きデジタル・デンティストリー分野の充実化を図り、学生の臨床実習ならびに歯科医師臨床研修における研修機能の強化に取り組んでいく。

市川総合病院が位置する東葛南部二次医療圏は、わが国全体の中でも今後特に急速に高齢化が進む地域であり、そういった環境変化に適応しつつ、市川市の救急医療を担う 2.5 次救急指定のほか、地域医療支援病院、地域がん診療連携拠点病院、地域災害拠点病院としての使命を果たすべく日々努めている。

令和元年末に中国湖北省武漢市に端を発した新型コロナウイルス感染症は、今なお収束しないものの、令和 5 年 5 月 8 日から感染症法上の 2 類相当から 5 類感染症へ移行した。

本年度の収入面では、入院収入について、コロナ病棟運用と並行してコロナ禍前の通常診療への回帰を目指したが、これまでの受診抑制に起因する全国的な現象である病床稼働率の低迷を招き、行政からのコロナ補助金、病床機能再編支援補助金及び高額医薬品の使用が増加したこと等による外来収入の増収を大幅に上回る減収となった。また支出面では、行政から事業者への補助もあり、電気料・ガス料を大幅に抑制できたにも関わらず、高額医薬品及び医療材料の使用増加により医療経費が予算超過となり、その結果、収支面で大幅な赤字決算となった。なお施設整備面では、旧歯科診療室跡地を薬物療法室に改修、内科外科待合室等の拡充、患者相談ブースの整備を行い、設備整備面でも病院業務インフラの基幹をなす電子カルテシステムを更新した。今後は、中期経営計画の着実な履行による収支均衡を図るとともに、当院が本学、地域における役割に応じて質の高い医療を提供していくうえでの優先度を多面的に検討しながら、適切な病院運営に努めていく。

千葉歯科医療センターは、無床診療所への組織改編から 5 年が経過し、新センターとして開設後 3 年目の年となり、大きな経営目標である赤字解消、早期の黒字化を達成するため、労務管理や診療体制を見直し、業務の効率化、適正化を推進した。労務管理体制については、令和 5 年度に従前からの教育職員のフレックスタイム制、1 年単位・1 ヶ月単位の変形労働時間制の 3 形態の勤務体制を全職員一律の 1 年単位の変形労働時間制に変更し、併せて、勤務時間、診療時間の変更を実施した。この変更は、診療日数の確保と診療時間帯におけるチェアの有効稼働率を引き上げ、各診療科の歯科医師、医療系職員の労働生産性の向上に繋がっている。また、労務管理の一本化は煩雑であった事務的处理を解消し、事務部門の業務改善、迅速化が図られた。

各診療科系部門の責任者、各科医局員には、診療科の特性や収益性等を踏まえ、診療内容に見合った医療収入の目標をセンターとして設定の上、医局員個別に目標値を提示し、毎月の人時生産性を管理することにより、診療実績の向上を目指した。

経費削減の方策としては、院内物流管理システムの見直しを行い、印刷物等を含め、大部分の物品の発注・調達、在庫管理、払出等の業務を委託し、担当部署の業務の負担軽減を進

めている。また、リース契約やアウトソーシングの活用により、業務効率化とコスト削減を進め、具体的には、医療職員のユニフォームをリース契約に切り替え、諸経費を抑えるとともに、在庫管理等の業務面の負担軽減と衛生面の向上を図っている。また、15年以上資産として保有し、使用してきた医療連携用車両をリース契約に切り替え、車両の維持管理に係る業務負担を軽減するとともに車検や修理費用等の経費削減を図った。

地域医療への貢献では、千葉県や郡市歯科医師会、医療連携登録機関との連携を密にし、地域医療の活性化、向上に寄与することを推進し、紹介患者の受け入れを積極的に進めている。併せて、医療連携機関を対象とした講演会（医療連携講演会）を対面形式で実施し、当センターの情報を広く伝え、より緊密な医療連携を図り、交流を深めている。

また、超高齢社会を迎え、地域包括ケアシステムの構築を推進し、地域における高齢者の自立生活の支援やサービスの提供に取り組んでいる。

学生教育および臨床研修歯科医の教育においては、地域医療の特性に応じた臨床実習および臨床研修を実施している。臨床研修歯科医に対しては、歯科臨床研修プログラムを基本とし、更に、自立に向けたキャリアパスとしての研修歯科医教育セミナーを設定している。このセミナーは、1年間のスケジュールで計画しており、診療技術・技能、歯科医師に必要な知識、態度を涵養し、研修修了後、学内外で活躍できる歯科医師の育成プログラムとして位置付けている。

（２）中期的な計画の概要及び進捗状況

本学校法人では、令和2年4月施行の改正私立学校法を踏まえ、令和2年3月30日、令和2～6年度の5か年にわたる「学校法人東京歯科大学中期計画」を制定した。

◎「学校法人東京歯科大学中期計画」の進捗状況

学校法人東京歯科大学は、超高齢社会の中で幅広く活躍できる人間性豊かな歯科医療人を養成するために、「歯科医師たる前に人間たれ」との建学の理念を踏まえつつ、常に現状の認識と評価、および必要な改善を継続し、質の高い教育を継続的、安定的に提供するとともに、経営基盤の安定化を図ることを目指しており、これを実現するために以下の5項目を重点目標とする。

【学校法人東京歯科大学の重点目標】

1. 全体

創立120周年記念事業の最終章としての千葉キャンパスの改修・整備を推進するとともに、更に水道橋・市川キャンパスの施設・設備の更新、整備を図り、教育・研究・医療の発展と社会貢献、国際化の充実を実現することを目標とし、この実現のため、財政基盤の長期的な安定を図る中期計画を策定・推進する。

2. 教育

患者中心の医療を実践できる、人間性豊かな自己問題発見・解決型の積極的かつ創造的な医療人を育成するために、3つのポリシーに基づいたきめ細かな教育、修学指導、入学者選

抜を行い、卒業生の質の担保と優秀な入学生の確保を図るとともに、教育の質保証のために定期的な点検と必要な改善を行う。

3. 研究

高度歯科医学研究機関として中心的な役割を果たすために、競争的資金の獲得や学外共同研究の充実を図り、口腔科学研究センターを研究拠点に全学横断的な研究に取り組むとともに、世界水準の研究成果を継続して発信できる研究者を養成する。

4. 医療・社会貢献

歯科医療機関として先導的な役割を果たすために、先進医療および良質な医療人育成の拠点としての病院機能の改善・強化を推進し、附属医療機関の3施設がそれぞれ最新の医療を提供すると同時に、地域医療への貢献に取り組むとともに、教育・研究を通じて社会に貢献する。

5. 国際化

教育・研究・診療を通じてグローバル化に対応するために、外国語教育や海外研修、留学生受け入れ体制の充実を図るとともに、姉妹校等との連携、教育・研究機関等との国際的なネットワークを拡充する。

以上の重点目標を定め、各目標の達成に向けて理事長のリーダーシップのもと、学内のすべての部署と職員が連携しながら定期的な点検と必要な改善を継続し、PDCAサイクルを十分に機能させることによって、学校法人東京歯科大学のさらなる発展を目指す。

令和5年度末現在、上記5つの重点目標に基づく72の行動計画にかかる進捗状況については、下表の「実施状況」欄で実施内容を詳記するとともに、その達成割合を「達成状況」欄で「%（パーセント）」表示しており、概ね順調に進行している。

中期計画	行動計画	2020	2021	2022	2023	2024	実施状況	達成状況
I. 中期目標の期間及び教育研究上の基本組織 1. 中期目標の期間 2020年4月1日から2025年3月31日までとする。								
2. 教育研究組織 この中期目標を達成するため、別表1に記載する教育研究組織および関連施設を置くとともに、3キャンパスの施設・設備の整備充実を通して教育・研究・診療の有機的な連携並びに社会貢献に寄与するための環境の改善を図る。	(0) 3キャンパスの整備充実を進める。	検討・実施					2020年度は水道橋校舎については、12階の入試対応工事を実施。2021年度の11階12階改修工事を計画。市川校舎については、歯科診療室の移設について再検討を開始。千葉校舎については、千葉歯科医療センターが竣工。校舎解体に向け、インフラを整備。 2021年度は、水道橋校舎11・12階を講義室等に改修。水道橋校舎南棟を解体し、教育施設として検討を開始。市川校舎は、歯科診療棟新設工事に着手。千葉校舎は、校舎解体後の校地（キャンパス、グラウンド等）の検討を開始。 2022年度は、水道橋校舎においては、本館5階法人エリアの改修工事の実施。南棟の解体の決定。別棟への同窓会等の移転の実施。市川総合病院歯科診療が竣工。薬物療法室の改修検討の着手。 2023年度、市川校舎では、市川総合病院薬物療法室、内科・外科改修工事を実施。水道橋校舎では、教育用高速ネットワークの構築工事を実施。 千葉校舎キャンパス整備、図書館空調更新、水道橋校舎無線LAN通信機器の更新は継続して検討。	70%
II 大学および短期大学の教育研究等の質の向上に関する目標 1. 教育に関する目標 1) 教育の内容および成果等に関する目標 ○ アドミッションポリシー に関する基本方針 学士課程								
(1) 超高齢社会の中で幅広く活躍できる人間性豊かな歯科医師を養成するために、医療人としての倫理観や高い人間性を常に向上心をもって追求しようと努力でき、口腔の健康管理を通じ国民の医療と福祉に貢献しようとする意欲があり、他者との協働を大切にして主体性を持って様々な人々と協働することができる多様な人材の受け入れを目指す。	(1-1) 入学試験方法・内容の不断の見直しと広報活動の強化を行う。	見直し実施					2020年度～2023年度・入試検討委員会を中心とした実施体制のもと、不断の見直しを行い、広報活動についてはアドミッションオフィスを中心として継続的に実施。	80%
	(1-2) アドミッションポリシーについてIR機能を活用し、不断の見直しを行う。	見直し実施					2020年度～2023年度・入学後の学修成果の推移を分析し、IR情報に基づく入学前教育の見直し等、継続的に実施。	80%
	(1-3) 歯学部において、編入学の既修得単位認定に関する規程を定める。	実施					2019年4月1日付学則第9条改正。	100%
	(1-4) 公募推薦入学者等の学力担保のための、入学前教育や入学直後の補習などをさらに充実させる。	見直し実施					2020年度：入学前の教育については入試検討委員会を中心に検討。 2021年度～2023年度：本学教員が作成した課題を中心とした入学前課題を提示し、入学前に確認テストを実施する等、学修の状況を把握。	80%
短期大学士課程 (2) 国民に信頼される専門的な知識と技術を持つ歯科衛生士を養成するため、常に向上心をもって医療人としての倫理観と高い人間性を追求し、国民に貢献する意欲があり、必要な歯科医学を修得するための基礎学力のある人材を受け入れる。	(2-1) (1-1再掲) 入学試験方法・内容の不断の見直しと広報活動の強化を行う。	見直し実施					2020年度 入試に関して、アドミッションオフィスにおいて、入学希望方法等の検討を行った。広報については、ホームページの内容の検討等を実施。 2021年度 2022年度入試から総合型選抜を実施。パンフレットの作成、オープンキャンパスの参加方法の見直しを実施。 2022年度 2023年度入試の総合型選抜の実施時期、一般選抜実施回数を見直しを行った。 2023年度 2024年度入試の総合型Ⅱ期を併願可能に変更、また、総合型Ⅱ期・一般選抜の学納金の納付期限を、申し出により国公立大学合格後まで延長	80%
	(2-2) (1-2再掲) アドミッションポリシーについてIR機能を活用し、不断の見直しを行う。	見直し	I R 機能整備・構築		実施		2020年度 2021年度よりIR機能が活用できるよう見直しを開始。 2021年度 IR専門職を設置。 2022年度 過去の試験結果、学生へのアンケート調査等から情報収集・分析を開始。 2023年度 新入生の基礎学力テストを実施し、入試区分ごとの成績を分析、アドミッション・ポリシーの追補・改訂を行った。	80%
博士課程 (3) 人類の持続的発展に貢献するために、強い学術的関心と幅広い視野を持ち、将来研究指導者または高度専門職業人として国際的に活躍したいという意欲のある多様な人材を受け入れる。	(3-1) (1-1再掲) 入学試験方法・内容の不断の見直しと広報活動の強化を行う。	見直し実施					2020年度 各講座の研究内容をHPに掲載 2021年度 各講座の講座紹介、研究内容をHPに掲載 2022年度 大学院講座説明会を対面で3年ぶりに実施 2023年度 大学院講座説明会を実施	80%
	(3-2) (1-2再掲) アドミッションポリシーについてIR機能を活用し、不断の見直しを行う。	見直し実施					2020年度 見直しの検討に着手。 2021年度 引き続き見直しの実施。 2022年度 引き続き見直しの実施。 2023年度 一部改正、会議にて了承済	80%
○ カリキュラムポリシーに関する基本方針 学士課程 (4) 医療人としての高い倫理観や人間性・協調性を醸成するために、ダイアゴナル・カリキュラムに基づく6年一貫コミュニケーション教育を推進するとともに、医学・歯科医学を統合的に理解して全人的な医療を提供するために、ITを活用した豊富な教育資源を活用した医学系科目を含む多面的かつ重層的な専門科目のカリキュラムを実施する。	(4-1) ダイアゴナル・カリキュラムに基づく6年一貫コミュニケーション教育を推進・公表する。	実施					2020年度～2023年度 教務部協議会、教養科目協議会を中心に、カリキュラムの見直し、検討を実施。	80%
	(4-2) 医学・歯科医学を統合的に理解した全人的な医療を提供するために、ITを活用した多面的かつ重層的な専門科目のカリキュラムを実施する。	実施					2020年度～2023年度 教務部協議会、教養科目協議会を中心に、カリキュラムの見直し、検討を実施。	80%
(5) 主体的な学びの力を高めるために、アクティブラーニングを取り入れた教育方法を教養教育、ITリテラシー教育、専門科目、海外研修、卒業論文研究で実施するとともに、積極的な自主学修態度と論理的思考および問題発見・解決能力を修得するために、問題基盤型学修カリキュラムを主に専門科目で実施する。	(5-1) 授業への主体的な参加を促すため、一方向的な講義形式の授業を減らし、アクティブラーニングを積極的に授業に盛り込む。	実施					2020年度～2023年度 教務部協議会、歯科医学教育開発センターにおいて教育方法に関する検討を実施。	80%
	(5-2) 積極的な自主学修態度と論理的思考および問題発見・解決能力を修得するために、問題基盤型学修カリキュラムを主に専門科目で実施する。	実施					2020年度～2023年度 教務部協議会を中心に、カリキュラムの見直し、検討を実施。	80%

中期計画	行動計画	2020	2021	2022	2023	2024	実施状況	達成状況
短期大学士課程 (6) 超高齢社会に対応した高度な歯科医療に関する知識及び技能を修得するとともに、口腔機能の変化や機能障害を把握し、統合して支援を行うための知識と技能および態度を修得する。また、医学歯学のみならず福祉など幅広い分野を学び、多職種と協働しながら歯科衛生士の立場から総合的な知識と技能を駆使して人々の健康づくりに寄与するための知識と技能と態度を修得するカリキュラムを実施する。	(6-1) 歯科衛生士国家試験受験資格を得るために求められる基礎教育科目と歯科衛生士としての職務を行うための専門教育科目を充実する。	見直し 実施					2020年度 基礎教育科目、専門教育科目の見直しを行うとともに、3年後期の総合演習の内容検討を実施。 2021年度 2022年度入学者より実業学を見直し、生化学(1年)、臨床実業学(2年)に分けることとし、東京歯科大学短期大学臨床科目及び履修単位数に関する規程の改正を実施。 2022年度 基礎教育科目、専門教育科目の見直し、3年後期の総合演習の内容検討を実施。 2023年度 「臨床実業学」を開講	80%
	(6-2) 教育効果の向上や臨床臨床実習の円滑化に対応できる学年暦及び時間割を編成する。	見直し 実施					2020年度 臨床・臨床実習の実習施設として、千葉歯科大学医療センターを加えた実習の実施、実習施設の見直し実施。 2021年度 第2学年の臨床実習Ⅰから千葉歯科大学医療センターを加えて臨床実習を実施。 2022年度 ・臨床・臨床実習施設の見直しを引き続き実施。実習施設(診療所)を増やした。 ・教育効果の向上のため、夏季休暇期間の変更を含めて前期科目の履修時期の見直しを検討。 2023年度 附属3施設における臨床・臨床実習指導者委員会を定例化し、短大と臨床指導者との連携を密に行い、教育効果の向上、実習の円滑化を図った。	80%
博士課程 (7) 主科目、副科目、大学院講義、大学院セミナー、ベーシックセミナー等を通じて、研究者としての幅広い教養を身につけると同時に最新の研究手法を修得できるカリキュラムを実施する。	(7-1) 歯学研究科において、教育課程の編成・方法などに関する基本的な考え方を示す。	実施					2020年度 カリキュラムポリシーに規定済。	100%
	(7-2) 歯学研究科において、シラバスを講座単位で科目ごとに作成し、各科目の講義や演習の計画や単位数を示す。	実施					2020年度～2023年度 歯学研究科において、シラバスを講座単位で科目ごとに作成し、各科目の講義や演習の単位数を示した。	80%
	(7-3) 研究者としての幅広い教養を身につけると同時に最新の研究手法を修得できるカリキュラムを実施する。	実施					2020年度～2023年度 大学院セミナーの開催により実施。	80%
	(8) 海外研修によって、外国語によるコミュニケーション能力の育成を通して研究成果発表と研究の発展のためのネットワーク作りを目指す。	検討 実施					2020年度、2021年度 コロナ禍を踏まえ、Elective Studyへの参加等による研修機会を増やすべく検討。 2022年度 海外学会発表支援経費による海外出張の実施により、海外研修機会が復活した。 2023年度 海外学会発表支援経費による海外出張が通常通り実施され、Elective Studyも今年度より1回復活した。	80%
○ ディプロマポリシーに関する基本方針 学士課程 (9) 学修成果(コンピテンシー)を総合的かつ客観的に評価するために、アセスメントポリシーに基づき、歯科医療の実践に必要な知識については6年間一貫した総合学力試験、技能については臨床基礎実習での技能評価と診療参加型臨床実習での技能評価、態度についてはコミュニケーション学での態度評価と診療参加型臨床実習での態度評価をもって総合的に評価する。	(9-1) 本学の教育の成果としてのコンピテンシーを定める。	実施					2020年度 2020年3月に卒業時コンピテンシーを策定、公表。	100%
	(9-2) 卒業生から本学の教育体制についてのフィードバックを得る体制を整える。	調査 検討 実施					2020年度～2023年度 卒業後アンケートを毎年1回実施し、集計結果の分析、公表を実施。	80%
	短期大学士課程 (10) 歯科衛生士として歯科疾患の予防及び口腔衛生の向上を図ることを通じて、個人の健康を増進させ、人々の健康づくりを支援できる能力をもち、超高齢社会の進展に伴い必要とされる歯科医療の変化を把握し対応できることなど、所定の試験に合格したものに学位を授与する。	(10-1) (9-1再掲) 本学の教育の成果としてのコンピテンシーを定める。	見直し	コンピ テン シーの 作成に 着手	策定	実施	2020年度 コンピテンシー作成のための検討に着手。 2021年度 卒業予定者からインタビューを行い、コンピテンシー作成のための検討を実施。 2022年度 コンピテンシーの策定 2023年度 コンピテンシーとディプロマポリシーとの対応を公表	100%
	(10-2) ディプロマポリシーに基づき、公平公正な成績評価を行うとともに短期大学士課程の望ましい在り方について検討を行う。	見直し 実施		成績評価の分析、検証			2020年度 GPAを活用した評価を実施するとともに、新たな分析・検証体制の構築検討に着手した。 2021年度 成績評価の分析、検証を引き続き実施。 2022年度 アセスメントプランの策定。 2023年度 アセスメントプランに則り、ディプロマ・ポリシーの追補・改訂を検討	80%
博士課程 (11) 2年次の研究計画書提出、3年次の研究進捗報告会を経て4年次の学位論文審査まで、計画的な研究指導および支援体制に基づき、専攻分野に新しい知見を示し、歯科医学の発展に寄与する能力を有すると認められ、国際水準の研究・指導能力を有すると認められたことをもって学修成果(コンピテンシー)と認定し、学位を授与する。	(11-1) 歯学研究科の学位授与方針に、課程修了にあたって修得すべき学習成果を示す。	実施					2020年度 学位授与方針に記載済。	100%
	(11-2) 歯学研究科において、学位論文審査基準を明文化する。	実施					2020年度 学位論文審査基準を明文化。 2022年度 改訂実施(ディプロマポリシーとの関係性を明記)	100%
	(11-3) 機関リポジトリ等を活用した学位論文の積極的な公開を併用しつつ、本歯学研究科の成果を紹介する活動を活発化する。	検討 実施					2021年度 検討に着手。 2022年度 引き続き検討。 2023年度 公開する学位論文について随時図書館に情報提供を行っている。	80%
	(11-4) (9-1再掲) 本学の教育の成果としてのコンピテンシーを定める。	実施					2020年度 ディプロマポリシーに規定済。	100%
2) 教育の実施体制等に関する目標 ○ 教員の配置 (12) 超高齢社会の中での歯科医学教育の体制をより充実させるために、教員の配置について恒常的に検証するとともに、多様な教員の登用を推進する。	(12-1) 多様な教員登用を推進するため規程等の見直しを図る。	検討	実施				2020年度 千葉歯科大学医療センターの教員組織について、より充実した診療活動を行うため、「教育職員の再任・昇任時における審査及び評価に関する規程」を改定。 2021年度 改定した規程に則り、運用を開始。 2022年度 規定に則り、実施。 2023年度 教員面やワークライフバランス等を考慮した取扱とするため、「教育職員の再任・昇任時における審査及び評価に関する規程」を改定	80%
○ 教育環境の整備と活用 (13) 超高齢社会の中での歯科医学教育の体制をより充実させるために、学修成果の継続的な検証に基づき、最新のテクノロジーやシミュレータ等の積極的な活用によって教育環境の整備・活用を推進する。	(13-1) 現状のスキルラボに必要なシミュレータ等の新規導入を検討すると共に、既存シミュレータの積極的な活用を推進する。	検討 実施					2020年度、2021年度 2019年度から教育WS「水循環・千葉・市川の三施設における臨床教育の在り方について」により検討を実施。 2022年度～2023年度 教育WS「DXの概念に基づいた臨床基礎実習」により、新たな臨床基礎実習を検討。口腔内スキャナー等の設備を新たに整備。 2023年度 教育WSにて、「VR技術を活用した歯科教育コンテンツについて」検討。	80%

中期計画	行動計画	2020	2021	2022	2023	2024	実施状況	達成状況
○ 教育の質の保証と改善 (14) 超高齢社会の中での歯科医学教育体制をより充実させるために、大学においては教務部と歯科医学教育開発センターとの連携によるIR機能を、短期大学においては教務部におけるIR機能を一層充実させ、学修成果の継続的な検証と本学出身者からのフィードバックに基づいて、新しい教育技法や教育資源の導入による教育方略の改善およびFD活動の継続的な実施による教員の意識改革と教育能力の向上など、教育の質の保証と改善を推進する。	(14-1) 歯科医学教育開発センターのIR部門、FD部門、教育・学習支援部門の活用により、学生教育体制を充実させる。	実施					2020年度～2023年度 IR部門参加のもと毎月教務部協議会を実施、検討。	80%
	(14-2) 教育体制や新しい教育技法の開発等のため、学修成果の継続的な検証と本学出身者からのフィードバックを行う。	調査 検討 実施					2020年度～2023年度 卒業時アンケート、卒業後アンケートを年1回実施、検討。	80%
	(14-3) FD活動を継続的に実施する。	実施					2020年度～2023年度 FD委員会、教務部協議会で計画、実施。	80%
	(14-4) 歯学部歯学科において、募集人員を基礎とした場合の収容定員に対する在籍学生数比率を中期計画期間中に1.10以内とする。	実施					2020年度～2023年度 平成29年4月1日付学則改正により、在学許容年数の改正を行い、厳格な成績評価のもと定員管理を実施。学生数は2023年度837名（5月1日現在）で募集人員の1.1倍である844名を下回っている。	80%
	(14-5) 短期大学教務部のIR機能やFD活動、教育・学習支援活動により、学生教育体制を充実させる。	実施					2020年度 開学当初から行われているFDを令和2年度は10回実施。 2021年度 FDは4回実施。開学当初から大学、病院のセミナー、研修会にも参加。 2022年度 大学、病院のセミナー、研修会には引き続き参加。並行して学内FDも4回実施。 2023年度 ・新入生の基礎学力テストを実施、科目ごとの成績分析を実施、科目担当者にフィードバックを行った。 ・教員相互による授業参観を実施、担当者にフィードバックを行った。	80%
	(14-6) 教育体制や新しい教育技法の開発等のため、学修成果の継続的な検証と本学出身者からのフィードバックを行う。	検証体制の構築を始める	調査 検討 実施				2020年度 教育体制や新しい教育方法の開発等のための学修成果の継続的な検証体制構築に着手。 2021年度 調査検討を開始。 2022年度 卒業生アンケートの実施 2023年度 卒業生アンケートに加え、企業等の有識者による意見聴取を行い客観的に学修成果を検証した。	80%
	(14-7) (14-3再掲) FD活動を継続的に実施する	実施					2020年度 開学当初から行われているFDを令和2年度は10回実施した。 2021年度 F Dは4回実施。開学当初から大学、病院のセミナー、研修会にも参加。 2022年度 大学、病院のセミナー、研修会には引き続き参加。並行して学内FDも4回実施。 2023年度 大学、病院のセミナー、研修会には引き続き参加。並行して学内FDも2回実施。	80%
3) 学生への支援に関する目標 ○ 学生の学修・生活支援 (15) 大学及び短期大学において、学生が充実した学生生活を送るための学修支援、生活支援、メンタルケア、障害者支援、キャリア支援を推進する。	(15-1) 学生に対する学修支援方針を明文化する。	検討	⇒	まとめ	⇒	実施	2020年度 ・学修指導方針の策定 ・学生や保護者への更なる情報共有の構築 ・学生主任副主任や教務部学生部の適正な人員配置 2021年度 ・HPに障がい学生支援について公表 2022年度 ・HP公表の学生支援方針を修正した	100%
	(15-2) 学生のキャリア支援プログラムを作成する。	検討	⇒	まとめ	⇒	実施	2020年度 ・同窓会との緊密な連携による充実した支援体制の構築検討。 2021年度 ・卒業臨床研修制度について、学生、保護者へ説明会を実施。 2022年度 ・就活セミナー実施 2023年度 3年学外セミナーにてキャリアパスについての講演実施。	80%
	(15-3) 医務室等の学生の状態に応じて適切な対応を行う体制や環境を整備する。	実施					2020年度 医務室スペースの確保や学校医（内科）との連携を図った。 2022年度 ・保健室の場所を選定した。 2023年度 ・保健室内に備品を設置	100%
2. 研究に関する目標 1) 研究水準等に関する目標 ○ 目指すべき研究水準 (16) 健康増進、予防医学・医療などの21世紀型歯科医学・歯科医療の進歩・発展に貢献するために、歯科臨床に還元できる臨床研究、疫学研究および生命科学研究等を推進する。	(16-1) 口腔科学研究センターの活用や、学外研究施設との共同研究を通して、歯科臨床に還元できる臨床研究、疫学研究および生命科学研究等を推進する。	実施					2020年度～2023年度 ・私立大学等経常費補助金特別補助「大学間連携等による共同研究」に申請し、共同研究を実施。 ・「東京歯科大学口腔科学研究センター研究機器の共同利用に関する協定書」を他大学と締結し、大学間の連携を実施。	80%
2) 研究実施体制等の整備に関する目標 ○ 研究者等の配置 (17) 国際的に適用する高い水準の研究を推進するために、研究能力の高い研究者集団を構築するとともに、多様な研究者がその能力を最大限に発揮できるように、ワークライフバランスに配慮した研究者支援体制の構築を推進する。	(17-1) (12-1再掲) 多様な教員登用を推進するため規程等の見直しを図る。	計画策定	実施				2020年度 「研究体制の整備に係る採用計画」を策定。 2021年度 計画に則り、運用を開始。 2022年度～2023年度 「研究体制の整備に係る採用計画」を見直し、運用を開始	80%
	(17-2) 教員組織の編成方針を定める。	検討・策定	実施				2020年度 編成方針を策定。 2021～2023年度 方針に基づき実施。	80%
○ 研究実施体制の充実 (18) 学内外の共同研究を推進し、幅広い連携体制による研究力向上のための環境の充実に図るとともに、研究支援体制の改善・充実に図る。	(18-1) 学内外の共同研究を充実させる。	実施					2020年度～2023年度 ・学外との共同研究について、私立大学等経常費補助金特別補助「大学間連携等による共同研究」に申請。 ・学内の共同研究について、学長奨励研究助成において、他講座間連携等の研究を実施。	80%
	(18-2) 研究支援体制の充実に進める。	実施					2020年度～2023年度 ・リサーチアシスタントの募集を実施。	80%

中期計画	行動計画	2020	2021	2022	2023	2024	実施状況	達成状況
3. 附属医療機関の運営に関する目標 ① 管理運営体制の強化 ○ 附属医療機関の管理運営体制の強化 (19)先進医療と社会貢献の視点としての機能を推進するために、附属医療機関の3施設の管理運営体制の強化によって業務の効率化と財政基盤の充実に努める。	(19-1)附属医療機関3施設の効率的な運営を推進する。	検討	→	まとめ	→	実施	2020年度～2022年度 ・3施設の患者受入状況等を的確に把握し、施設間の患者受入要請を図る等、適切な措置を講じるとともに、計画的な診療運営を検討 2023年度～2024年度 ・コロナ禍以前の診療時間枠および病床回転率の見直し	80%
2) 医療の質の向上 ○ 安全で良質な歯科医療の提供 (20)歯科医学教育に資するために、附属医療機関の3施設が有機的に連携を取りながらエビデンスに基づく医療を実施し、安全で質の高い医療の提供体制の一層の充実に努める。	(20-1)安全で質の高い医療と患者サービスを実施する。 (20-2)専門医を積極的に育成・配置する。	検討 実施	→	→	→	→	2020年度、2021年度、2022年度、2023年度 ・マニュアルの改訂を実施 2020年度～2022年度 専門医、認定医、指導医等の現状把握に着手。 2023年度～2024年度 ホームページで専門医記載の移行	80%
(21)歯科医学教育の内容に一般医学の教育を取り入れる目的から総合病院を附属しているが、歯科的疾患と全身との関連する臨床医学を追求していく。また、超高齢社会の進展から病気の複合化、併存化している中、歯科と医科が協働して治療にあたる。	(21-1)総合病院において、歯科と医科が患者情報を共有し、連携することにより医療の質改善を図る。	→	→	→	→	→	2020年度 当院を退院後に訪問看護を導入した患者に関する一連の流れをオンライン臨床実習にて事例として講義。 ・2021年度 コロナ禍のため、2020年度と同様にオンラインにて事例実習を実施。 ・2022年度 実地での臨床実習を再開。総合病院において、歯科と医科のみならず、多職種が患者情報を共有し、連携して治療にあたることの重要性を理解し、体験する実習を実施。 ・2023年度 コロナ禍によるオンライン実習を見直し、新歯科外来棟での臨床実習を再開。 加えて、多職種が患者情報を共有、連携して治療にあたることの重要性を理解し、体験する事が可能なようにiPadを利用した仮想インタラクティブな実習を実施。 多職種による退院前カンファレンス講義の実施。	80%
3) 良質な歯科医療人の育成 ○ 良質な歯科医療人の育成 (22)卒前教育および卒後研修プログラムに加えて医療倫理等に関する継続的な研修を実施することによって、人間性豊かな歯科医療人の育成を推進する。	(22-1)コミュニケーションと4年次の医療倫理の講義・FDを引き続き実施する。 (22-2)FD、SD活動による医療倫理研修等を継続的に実施する。	実施	→	→	→	→	2020年度～2023年度 教務部協議会を中心に、カリキュラムの見直し、検討を実施 2020～2023年度 歯科医学教育セミナーや各種研修会を実施。	80%
4. 社会貢献に関する目標 ○ 社会との連携および教育研究成果の社会への還元 (23)教育研究成果の社会への積極的な発信及びリカレント教育を推進することによって高等教育機関としての社会連携・社会貢献を果たす。	(23-1)研究成果のオープンアクセス化を推進し、機関リポジトリにより広く社会に情報発信する。 (23-2)公開講座等において市民向けに教育研究成果を発信する。	→	→	→	→	→	2020年度 2019年度までの取り組みを継続して実施。 ・本学研究者執筆の学術誌掲載論文の登録・発行された学内学術誌の登録・研究業績登録 2021年度～2023年度 従来までの取り組みを継続して実施。 2020年度 開催準備を整えたが、実施しないことを決定。 2021年度 録画済み講演を本学ホームページに掲載し、学内外に向けて公開。さらに、千代田区広報誌に案内に掲載し、地域に向けて情報発信。 2022年度 録画済み講演を本学ホームページに掲載し、学内外に向けて公開した。 2023年度 白菊会総会と共催で開催。当日の動画もホームページに掲載し、学内外に向けて公開した。	80%
5. 国際化に関する目標 ○ 国際交流と教育・研究連携の推進 (24)姉妹校や友好校に加えて共同研究等を実施している様々な機関との教育・研究に関する交流・協力体制を整備し、連携ネットワークの構築を推進するために、長期海外出張者の送り出しおよび留学生の受け入れ体制の充実に努める。	(24-1)姉妹校及び、海外の教育・研究機関との共同研究等の交流・協力体制を推進・支援する。 (24-2)長期海外出張者の送り出しおよび留学生の受け入れを推進する。	検討 実施	→	→	→	→	2020年度 新規協定校候補先を選定し、協定締結に向けた交流プログラムを検討。 姉妹校とのオンライン学生交流を実施。 ビデオメッセージを使った新たな学生交流を検討。 2021年度 新規に1校と学術協定を締結。 オンライン学生交流は海外協定校2校と実施。 2022年度 新規に学術協定2件、講座協定4件締結。学部学生Elective Study Programはこれまで2学年合同実施だったものを、第3学年～第5学年について学年毎異なる渡航先とし、プログラムの充実を図った。 2023年度 これまでのElective Study Programに加えて、第4学年、第5学年を対象とした海外協定校での臨床見学を開始する。 2020年度 新型コロナウイルス感染症拡大により、受入れ国のVISAが下りた者より順次渡航準備を開始。1名（3名中）派遣。 2021年度 2020年度に出国できなかった2名を派遣。 2022年度 2021年度に派遣予定であった1名を含め3名を派遣。 2023年度 2022年度に派遣予定であった1名を含め4名を派遣。 2020年度 新型コロナウイルス感染症の影響で参加状況は低下したため、オンラインでの研修会等への参加を検討。 2021年度 法人主催による管理職研修を実施。 2022年度～2023年度 私大連（キャリアディベロップメント研修、オンデマンド研修）研修に参加 2020年度は、新設部署の事務所掌を明記、並びに事務分掌の実態に合わせた規程の見直し等の検討を開始。 2021年度は、大学庶務課の各係の業務の実態に合わせ見直し、規程改正。 法人人事課を中心に大学の人事係、給与係との業務を整理。新たな勤務管理、人事・給与システムの構築を検討。 2022年度は、勤務管理、人事・給与システムの構築を引き続き検討。 2023年度は2024年4月導入の新勤怠管理システム稼働に向けて着手を開始。事務改善の観点から決裁ラインの見直しについて関係部署との検討会を実施。 2020年度は、各施設の決裁書類をメールで処理し、決裁過程での捺印の省略（脱ハンコ）を実施。 2021年度は、専決規程の策定に着手。労基法、介護・育児休業法等法令に係る重課の整理を検討。 2022年度は、引き続き業務の見直しを検討・着手。 2023年度は関係部署間で電子決裁導入、専決規程の策定に向けた検討会を5回程度実施。	80%
III 業務運営の改善及び効率化に関する目標 1. 組織運営体制の改善に関する目標 ○ 理事長のリーダーシップを基盤とした法人運営 (25)理事長のリーダーシップに基づく効率的・機動的な組織運営体制を構築して各部署の所掌業務の明確化と部署間の連携体制の整備を図るとともに、内部監査による検証・評価を通して健全な法人運営を目指す。	(25-1)法人の管理運営、業務遂行に資する人材育成のため、関係機関が開催する研修会に積極的に参加させる。 (25-2)効率的・機動的な事務体制の構築のため、法人、大学、短期大学の事務分掌の整理を行う。 (25-3)電子決裁の導入や専決規程及び文書の保存年限規定等の整理を図り、業務軽減とともに法人等としての意思決定の迅速化を図る。 (25-4)本法人の業務運営と会計処理が法人の計画・方針に従って執行されていることを内部監査により検証・評価する。	実施 検討	→	→	→	→	2020年度 規程改正 2021年度 規程改正 2022年度 実施 2023年度 検証 2024年度 実施 2020年度は、専決規程の策定に着手。労基法、介護・育児休業法等法令に係る重課の整理を検討。 2022年度は、引き続き業務の見直しを検討・着手。 2023年度は関係部署間で電子決裁導入、専決規程の策定に向けた検討会を5回程度実施。	70%
		検証・評価	→	→	→	→	2020年度～2023年度 学校法人東京歯科大学内部監査規程及び令和2～5各年度内部監査計画に基づき実施。	80%

中期計画	行動計画	2020	2021	2022	2023	2024	実施状況	達成状況
○ 人事の適正化と事務等の効率化・合理化 (26) 多様な人材がその能力を最大限に発揮できるように、ワークライフバランスに配慮した適切な人事考課に基づく適正な人員配置を実施し、積極的にFD活動やSD活動を展開することによって大学の機能を強化し、運営を活性化化する。	(26-1) 事務職員の人事考課に向け、評価システムの構築と評価者、被評価者の研修を行う。	検討				構築	2020年度 評価システム構築へ向け検討を開始。 2021年度 事務職員業務実態調査、管理職面談を実施。 2022年度 法人事務局内で目標管理・自己点検評価を実施。 2023年度 事務部全体で目標管理・自己点検評価を実施	80%
	(26-2) FD研修への事務職員の積極的参加を促すとともに事務職員向けSDを開発する。	実施検討					2020～2023年度 歯科医学教育セミナー等への事務職員の参加。 2022年度 事務職員管理職研修を実施	80%
IV 財務内容の改善に関する目標 1. 適正な外部研究資金その他の自己収入の増加に関する目標 ○ 外部研究資金等の確保 (27) 外部研究資金の獲得のための学内支援体制の充実に努める。	(27-1) 科研費等外部資金獲得のための対策として、「科研費公募説明会」及び「科研費使用ルール説明会」を開催、科研費申請手続きを分かりやすく解説し、調査作成指導等を行う。	実施					2020年度～2023年度 ・科研費公募説明会は、学内のポータルサイトで、資料等を配信し、研究者は資料の閲覧をもって受講。 ・科研費使用ルール説明会は学内のポータルサイトで、資料等を配信し、研究者は資料の閲覧およびテストの実施をもって受講。 ・科研費研究計画調査のブラッシュアップを実施。	80%
	(27-2) 口腔科学研究センターによる研究支援体制の強化・充実に努める。	実施					2020年度～2023年度 リサーチアシスタントの募集を実施。	80%
	(28) 附属医療機関3施設の効率的な運営を推進し、財務状況の健全化に努める。	検討		まとめ		実施	2020年度～2022年度 ・3施設の患者受入状況等を的確に把握し、施設間の患者受入要請を関る等、適切な措置を講ずるとともに、計画的な診療運営を検討 2023年度～2024年度 ・コロナ禍以前の診療時間枠および病床回転率の見直し	80%
2. 経費の適正化等に関する目標 ○ 経費の適正化 (29) 事業業務の集約化・合理化と外部委託の適切な利用、および各種資源の消費に対する節約意識の啓発によって経費の適正化に努める。	(29-1) 事業・業務の集約化・合理化と外部委託の適切な利用を引き続き推進する。	計画、実施	見直し、計画、実施				2020年度 1) 業務委託等の複数年契約化による経費削減を図った。 2) 医療材料調達業務の委託により、医療材料費の削減を推進。 3) 高価医療機器の調達にあたり、ライフサイクルおよび収益性を重視した調達を推進。 4) 現状の業務において、施設規模や業務内容を踏まえて、業務の集約化・合理化を図った。 2021年度 継続して、2020年度と同様の1)～4)の取組を実施。 2022年度 継続して、2020年度と同様の1)～3)の取組を実施。 4) 現状の業務において、施設規模や業務内容を踏まえて、業務やシステムの集約化・合理化を図った。 5) 医薬品調達代行業務委託による薬品費の削減を図った。 2023年度 継続して、2022年度と同様の1) 2) 4) 5)の取組を実施。	80%
	(29-2) 光熱水費等各種経費の削減に向け啓発活動を行う。	計画、実施	見直し、計画、実施				2020年度 1) 学内会議等において、経費削減や効率的な業務推進による人件費削減について啓発活動を行った。 2) 新千葉歯科医療センターの開設にあたり、通院送料の見直しを実施。 2021～2022年度 継続して、学内会議等において、経費削減や効率的な業務推進による人件費削減について啓発活動を実施。 2023年度 1) 2022年度同様の取組を実施。特に電気使用量の削減取組を実施。 2) 一部で、勤務時間の変更、在宅勤務の奨励等を実施。	80%
	○ 財務シミュレーション (30) 中期的な財務のシミュレーションを行う。	計画の立案	見直し、計画の修正			次期中期計画に向け見直し	2020年度 中期中期計画の財務シミュレーションの案を作成。 2021～2023年度 中期中期計画の財務シミュレーションの見直しを実施。	80%
V 自己点検・評価および情報の提供に関する目標 1. 自己点検・評価に関する目標 ○ 自己点検・評価の実施とPDCAサイクルの活性化 (31) 学内のすべての部署と職員が連携しながら定期的な自己点検・評価を実施することに加えて第三者評価を受け、これらの結果をもとに必要な改善を継続してPDCAサイクルを十分に機能させるとともに、情報を適切に公表する。	(31-1) 定期的な自己点検・評価を実施し、情報を適切に公表する。	実施準備		実施			2020年度 以下について実施準備を開始した。 「点検評価の概要作成・公表」 2021年度 「大学基準協会歯学教育評価」申請準備、2022年度申請および実地調査対応 「大学基準協会大学評価」2022年度の申請準備、2023年度申請および実地調査対応 2022年度 (大学) 2023年度の大学評価受審を申請、点検・評価報告書を提出 (短大) 2023年度に認証評価を受けるため、大学・短期大学基準協会へ申込を行い、受理された。受審へ向けて、自己点検・評価報告書の作成を開始。 2023年度 (大学) 機関別認証評価を受審し、評価結果待ちであるが、予想される指摘に対しては既に補充について着手済み。 (短大) 2023年度大学・短期大学基準協会による認証評価受審のため「自己点検・評価報告書」を提出、受審	80%
	(31-2) 「自己点検・評価委員会」を継続的に活動し、内部質保証システムを有効に機能させる。	実施					2020年度、2021年度 継続して「自己点検・評価委員会」を開催。 2022年度 (大学) 学務協議会との関係性を明確化(短大) 2023年度の認証評価を受審するに当たり、点検評価項目の内容をふまえ、自己点検・評価委員会組織の見直しを行い、併せて、自己点検・評価委員会および学務委員会の位置づけ、役割について、整理を行った。 2023年度 (大学) 機関別認証評価を受審し、評価結果待ちであるが、予想される指摘に対しては既に補充について着手済み。 (短大) 自己点検・評価活動において、課題と認識された事項について、自己点検・評価委員会で確認するとともに、対応を学務委員会に指示を行った。	80%

中期計画	行動計画	2020	2021	2022	2023	2024	実施状況	達成状況
2. 情報発信等の推進に関する目標 ○ 情報発信の推進 (32) 高等教育機関としての役割と存在意義を踏まえ、学校法人東京歯科大学が取り組む教育・研究・医療・社会貢献・国際化等に関する取り組みの情報を積極的に開示・発信する。	(32-1) 大学の取り組みを大学のホームページ、研究成果を機関リポジトリにより広く社会に情報発信する。	実施					2020年度 2019年度までの取り組みを継続して実施。 ・ 本学研究者執筆の学術誌掲載論文の登録 ・ 発行された学内学術誌の登録 ・ 研究業績登録 2021年度～2023年度 従来までの取り組みを継続して実施。	80%
	(32-2) (23-2再掲) 公開講座等において市民向けに教育研究成果を発信する。	検討 実施					2020年度 開催準備を整えたが、実施しないことを決定。 2021年度 録画済み講演を本学ホームページに掲載し、学内外に向けて公開。さらに、千代田区広報誌に案内を掲載し、地域に向けて情報発信。 2022年度 録画済み講演を本学ホームページに掲載し、学内外に向けて公開した。 2023年度 白菊金総会と共催で開催。当日の動画もホームページに掲載し、学内外に向けて公開した。	80%
VI 法令遵守に関する目標 1. 高等教育機関としての法令遵守に関する目標 ○ 法令遵守 (33) 個人情報保護、研究および入試不正防止、健全な医療機関の運営など、関連する諸法令の遵守を教職員および学生を含めて全学的に推進するとともに、必要な監査機能を拡充させる。	(33-1) FD、SD及び学生にはガイダンス等を通じて、個人情報保護、研究不正防止、入試不正防止等の法令遵守を推進する。	実施					2020年度 研究倫理研修会で研究不正防止について周知。また歯科医学教育セミナー等で「個人情報保護」の法令順守をアナウンスすることを検討。 2021～2023年度 引き続き研究倫理研修会で研究不正防止について周知済み。 2023年度 (短大) 教職員には引き続き研究倫理研修会で周知徹底を図った。学生には卒業研究開始時に、研究不正防止・法令順守を授業に取り入れた。	80%
	(33-2) 法令や法人の諸規程との適合についての監査を強化する。	検証・監査強化					2020年度～2023年度 学校法人東京歯科大学内部監査規程及び令和2～5各年度内部監査計画に基づき実施。	80%

【別表 1 教育研究組織および関連施設】 1. 組織 1) 東京歯科大学歯学部 2) 東京歯科大学大学院歯学研究科 3) 東京歯科大学短期大学歯科衛生学科 2. 教育施設 1) 水道橋校舎 本館、新館、さいかち坂校舎、別棟 2) 市川校舎 スキルスラボ 3) 千葉校舎 厚生棟、合宿棟、体育館、グラウンド	3. 医療施設等 1) 水道橋病院 2) 市川総合病院 3) 千葉歯科医療センター 4) すがの訪問看護ステーション 4. 附属施設 1) 図書館 2) 口腔科学研究センター 3) 歯科医学教育開発センター 4) 口腔がんセンター
--	--

(3) 教育研究の概要

① 教育研究上の基本となる組織に関する情報

東京歯科大学は、歯学部歯学科、大学院歯学研究科（博士課程）を設置している。また、歯科臨床実習及び臨床研究に関する附属施設として3つの附属病院・歯科医療センターを付設しているほか、歯科医学教育開発センター、口腔科学研究センター、口腔がんセンター、角膜センター、すがの訪問看護ステーションを付設している。

東京歯科大学短期大学は、平成 29 年 4 月から開学し歯科衛生学科を設置している。令和 2 年度には専攻科（独立行政法人大学改革支援・学位授与機構認定）を設置した。

大学等	学部・研究科等	学科	課程等
東京歯科大学	歯学部	歯学科	
	大学院歯学研究科		博士課程
東京歯科大学短期大学		歯科衛生学科	
		専攻科	

② 教員組織及び教員数並びに教員の保有学位、業績に関する情報

(令和5年5月1日現在)

大学等	学部・研究科等	学科	教員数
東京歯科大学	歯学部	歯学科	309名
	大学院歯学研究科		148名
【教員の保有学位】 教員の保有学位としては、歯学博士、博士（歯学）、医学博士、博士（医学）、博士（薬学）、学術博士、博士（農学）、博士（理学）、博士（工学）、博士（生命科学）、英文学修士、修士（文学）がある。			
東京歯科大学短期大学	歯科衛生学科		13名
【教員の保有学位】 教員の保有学位としては、歯学博士、博士（歯学）、博士（口腔保健福祉学）、学士（教養）、学士（口腔保健学）がある。			

③ 入学試験に関する情報

令和6年度入学試験における募集人員、入学志願者数、合格者数

＜東京歯科大学 歯学部＞

入試方式	募集人員	入学志願者数	合格者数 (追加合格を含む)
学校推薦型選抜	約50名	85名	58名
帰国子女・留学生特別選抜	若干名	20名	7名
一般選抜（Ⅰ期）	約50名	294名	86名
一般選抜（Ⅱ期）	約15名	178名	21名
大学入学共通テスト利用選抜（Ⅰ期）	8名	159名	45名
大学入学共通テスト利用選抜（Ⅱ期）	5名	43名	5名
学士等特別選抜A	若干名	6名	4名
学士等特別選抜B	若干名	3名	0名
編入学試験A	若干名	10名	7名
編入学試験B	若干名	8名	3名

＜東京歯科大学 大学院歯学研究科＞

入試方式	募集人員	入学志願者数	合格者数
一般入試	34名	30名	28名
社会人特別選抜		0名	0名

＜東京歯科大学短期大学 歯科衛生学科＞

入試方法	募集人員	入学志願者数	合格者数 (追加合格を含む)
総合型選抜（Ⅰ期）	約20名	49名	24名
総合型選抜（Ⅱ期）		4名	3名
学校推薦型選抜	約20名	44名	20名
学士等特別選抜	若干名	1名	1名
一般選抜	約10名	11名	9名

＜東京歯科大学短期大学 専攻科 歯科衛生学専攻＞

入試方法	募集人員	入学志願者数	合格者数 (追加合格を含む)
入学試験（Ⅰ期）	10名	12名	10名
入学試験（Ⅱ期）		2名	2名

④ 学生に関する情報

＜東京歯科大学 歯学部＞

【入学者受入れ方針（アドミッション・ポリシー）】

建学の精神である「歯科医師たる前に人間たれ」を基本に、人物・学力ともに優秀で、将来、国民医療に貢献する歯科医療担当者としての能力・適性を十分に有する人を求めています。

1. 医療人としての倫理観や高い人間性を、常に向上心をもって追求しようと努力している人。
2. 歯科医学を学ぶための十分な資質と基礎学力を有している人。
3. 口腔の健康管理を通し、国民の医療と福祉に貢献しようとする意欲がある人。
4. 様々な問題に対して広い観点から考え、判断し、解決しようと努力できる人。
5. 他者との協調を大切にし、主体性を持って多様な人々と協同することができる人。

○入学までに身につけておいてほしいこと

本学では建学の精神に則り、口腔の健康管理を通して国民医療に貢献するために、高度な知識、技能だけでなく医療人としての倫理観や高い人間性、他者との協調性を兼ね備えた歯科医療担当者の育成を目指しています。

本学に入学を希望する諸君はこのことを理解し、本学指定の受験科目だけでなく高等学校で必修になっている科目を十分に学び、歯科医学を修得するための資質と基礎学力を身につけてください。入学者選抜にあたっては、出願時の提出書類、学力試験・小テスト、小論文、面接により、学力の3要素「知識・技能」「思考力・判断力・表現力」「主体性を持って多様な人々と協働して学ぶ態度」を総合的に評価します。

入学者数	収容定員	在学者数	卒業者数	卒業後進路
133名 (編入学5名含む)	840名 1年次 140名 2年次 140名 3年次 140名 4年次 140名 5年次 140名 6年次 140名	837名 1年次 131名 2年次 146名 3年次 141名 4年次 138名 5年次 137名 6年次 144名	121名	臨床研修歯科医 118名 上記以外の者 3名
令和5年5月1日現在			令和6年3月31日現在	令和6年5月1日現在
【卒業後の進路】 歯学部卒業後、歯科医師国家試験に合格した者は、歯科医師法に基づく臨床研修を1年間受ける。卒業生の多くが本学の3施設（水道橋病院・市川総合病院・千葉歯科医療センター）で研修する。その後、大学院等に進学して研究者の道を志す者、勤務医となる者、開業する者等、その道は様々である。				

<東京歯科大学 大学院歯学研究科>

【入学に関する基本的な方針】 歯学研究科では、次のような「研究指導者をめざす学生」ならびに「高度な専門知識を備えた専門職業人をめざす学生」を求めている。 1. 人類の持続的発展に貢献するために強い学術的関心と幅広い視野を持つ人 2. 国際的視野と高度な専門知識・語学力を身に付け、人類福祉の増進に寄与したい人 3. 既成の価値観にとらわれず、自ら問題を発見し、解決しようとする力を備えている人 4. 将来研究指導者または高度専門職業人として国際的に活躍したいという意欲のある人				
入学者数	収容定員	在学者数	修了者数	修了後進路
28名	136名 1年次 34名 2年次 34名 3年次 34名 4年次 34名	145名 1年次 28名 2年次 39名 3年次 40名 4年次 38名	38名	就職者 33名 専修科 5名 その他 0名
令和5年5月1日現在			令和6年3月31日現在	令和6年5月1日現在

<東京歯科大学短期大学 歯科衛生学科>

【入学者受入れ方針（アドミッション・ポリシー）】 東京歯科大学短期大学は、歯科衛生学の知識や技術を教育するだけでなく、医療人としての高い倫理観や他者を思いやる豊かな人間性、更には幅広い教養を育み、知識、技能、態度のバランスの取れた医療人の育成を目指している。向上心を持ち、将来、我が国の歯科医療・保健・福祉に広く貢献しようとする意欲があり、歯科衛生学を修得するための基礎学力を有する学生を受入れる。 1. 向上心・・・自身の掲げる目標に向かって、一步一步着実にステップアップすることができる。自分の行動を分析して次の行動に活かすことができる。 2. 意欲・・・歯科医療・保健・福祉を通じて社会に貢献しようとする意欲を持っている。進歩する歯科医療に対し、継続して学修していこうとする意欲を持っている。 3. 基礎学力・・・入学後の修学に必要な基礎学力を備えている。				
--	--	--	--	--

入学者数	収容定員	在学者数	卒業者数	卒業後進路
53名	150名 1年次 50名 2年次 50名 3年次 50名	157名 1年次 53名 2年次 53名 3年次 51名	50名	就職 39名 専攻科進学 9名 進路未定 2名
令和5年5月1日現在			令和6年3月31日現在	令和6年5月1日現在

＜東京歯科大学短期大学 専攻科 歯科衛生学専攻＞

【入学者受入れ方針（アドミッション・ポリシー）】				
東京歯科大学短期大学専攻科は、歯科衛生学科における教育を基礎として、歯科衛生学の専門的知識及び高度な技術を教授し、歯科保健医療の発展・向上に貢献する人材を養成することを目的とし、以下に掲げる人を受け入れる。				
・ 歯科衛生学の専門的知識及び高度な技術を学び、学士取得に意欲を持っている人 ・ 研究心を持って、歯科衛生学の専門性を高めたい人 ・ より高度なコミュニケーション能力を身に付け、多職種と協働できる協調性のある人 ・ 歯科医療の専門的知識、技能、態度を修得し、歯科衛生士の資格を有している人				
入学者数	収容定員	在学者数	修了者数	修了後進路
12名	10名	12名	12名	就職 11名 進路未定 1名
令和5年5月1日現在			令和6年3月31日現在	令和6年5月1日現在

⑤ 教育課程に関する情報

＜東京歯科大学 歯学部＞ カリキュラム

【卒業認定・学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）】

本学の教育課程を通じて、歯科医師としての基本的な知識、技能、態度を修得するとともに、生涯研修・研究を行う態度、問題発見・解決能力を身につけることを学位授与の方針としています。

1. 医療人としての高い倫理観や人間性・協調性を身につけ、多様性の中で常に向上しようと努力する人。
2. 医学・歯科医学を統合的に理解して全人的な歯科医療を提供するために必要な基本的知識と技能を修得している人。
3. 積極的な自主学修態度と論理的思考および問題発見・解決のための基本的な能力を身につけている人。

【コンピテンシー】

1. アイデンティティ 「歯科医師たる前に人間たれ」という建学の精神を身につけている。
2. プロフェッショナリズム 歯科医師としての社会的使命を自覚しつつ、法と医療倫理を遵守し、医療安全に配慮しながら誠実に患者中心の医療を提供する。
3. 社会的貢献 地域社会における保健、医療、福祉、行政等の活動を通じて、国民の健康回復、維持、向上と疾病の予防に貢献する。
4. コミュニケーション 患者、家族、医療関係者やその他の人々の心理・社会的背景を踏ま

えながら、適切なコミュニケーションを介して良好な人間関係を構築するとともに、必要な情報を収集し、提供する。

5. チーム医療 医療従事者をはじめ、患者や家族に関わるすべての人々の役割を理解し、連携を図る。
6. 自己研鑽 常に医療の質の向上を目指し、他の医療従事者とともに研鑽しながら、後進の育成にも携わり、生涯にわたって自律的に学び続ける。
7. 医学知識と問題対応能力 最新の医学および医療に関する知識を獲得し、科学的根拠に経験を加味して問題解決を図る。
8. 専門的実践能力 医療人としての適切な態度のもと、統合された知識と基本的技能を身につけ、患者のライフステージおよび全身状態と患者や家族の心理・社会的な背景を踏まえて、科学的根拠に基づいた医療を実践する。
 - 1) 適切な診察と検査によって歯科疾患を診断し、診療計画を立案する。
 - 2) 歯科疾患を予防するための口腔衛生指導を実践する。
 - 3) 歯の硬組織疾患、歯髓疾患、歯周病、口腔外科疾患、歯質と歯の欠損、口腔機能の発達不全および口腔機能の低下など、一般的な歯科疾患に対応するための基本的な治療と管理を実践する。
 - 4) 歯科診療を安全に行うために、必要に応じて主治の医師等と情報を共有しながら患者の全身状態を評価する。
 - 5) 歯科診療を安全に行うために、医療事故予防のための対策を実践する。

【教育課程編成・実施の方針（カリキュラム・ポリシー）】

本学は、建学の精神である「歯科医師たる前に人間たれ」を基本に、歯科医師としての知識・技能だけでなく、高い倫理観や人間性・協調性の醸成を柱とした教育課程を編成しています。また、他領域との連携やグローバルな規模で活躍できる人材を育成するため、問題基盤型学修やグループ討論を通じて、積極性・能動性・協調性を伸ばす教育課程を編成しています。

1. 教育内容

- 1) 医療人としての高い倫理観や人間性・協調性を醸成するために、ダイアゴナル・カリキュラムに基づく6年一貫コミュニケーション教育を推進します。
- 2) 歯科医学専門科目を十分に理解するために、必要な基礎知識の修得を目的として個々の習熟度に応じた教養教育のカリキュラムやITリテラシー教育を実施します。
- 3) 医学・歯科医学を統合的に理解して全人的な医療を提供するために、ITを活用した豊富な教育資源を活用した医学系科目を含む多元的かつ重層的な専門科目のカリキュラムを実施します。
- 4) 国際人としての素養を身につけるために、姉妹校における海外研修を推進します。
- 5) 研究マインドを備えた歯科医療人となるために、卒業論文研究を推進します。

2. 教育方法

- 1) 主体的な学びの力を高めるために、アクティブラーニング（能動的学修：グループワーク、ディベート、体験学修、調査学修、等）を取り入れた教育方法を教養教育、ITリ

セラシー教育、専門科目、海外研修、卒業論文研究で実施します。

2) 積極的な自主学修態度と論理的思考および問題発見・解決能力を修得するために、問題基盤型学修カリキュラムを主に専門科目で実施します。

3) 質の高い歯科医療を提供するために、充実した臨床基礎実習と特色ある本学の3病院における診療参加型臨床実習を実施します。

4) 積極的な自主学修の習慣を形成するために、充実した環境を整備します。

3. 評価

1) 学修成果を総合的かつ客観的に評価するために、歯科医療の実践に必要な知識については、各学年終了時に6年間一貫した総合学力試験を軸とする総括的評価を行います。

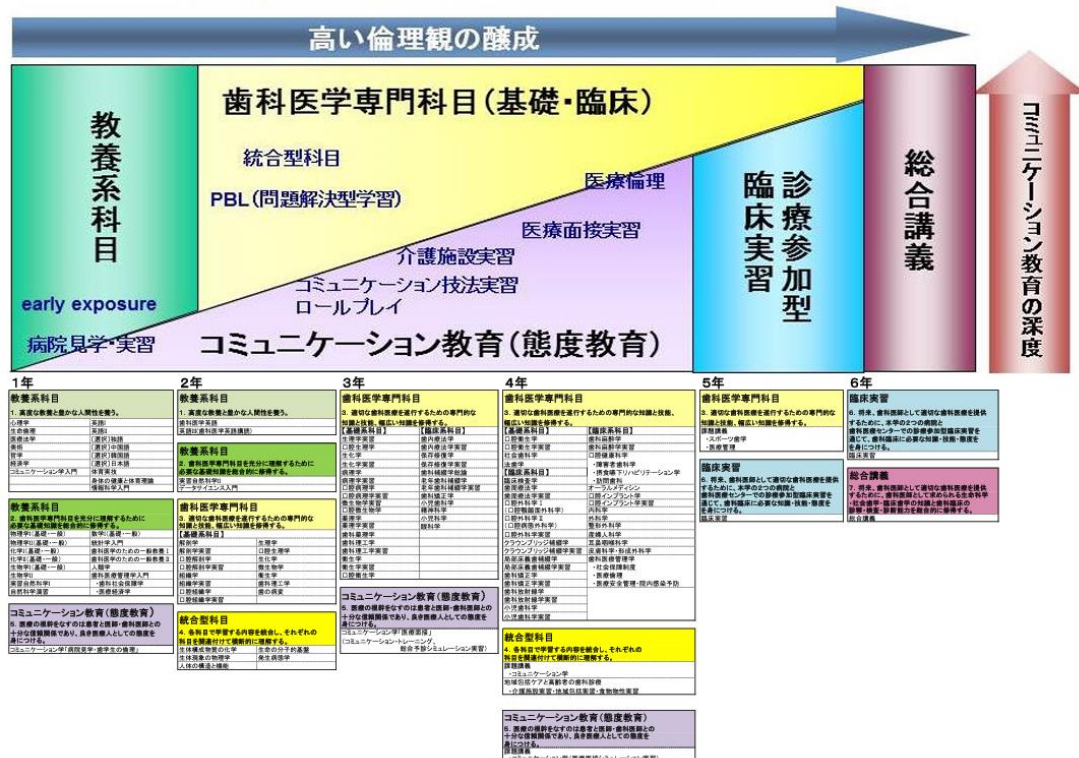
2) 歯科医師として必要な技能については、臨床基礎実習での技能評価と診療参加型臨床実習での技能評価をもって総括的評価を行います。

3) 歯科医師として必要な態度については、第1~4学年のコミュニケーション学での観察記録を軸とする態度評価と診療参加型臨床実習での態度評価をもって総括的評価を行います。

【学修成果の評価の方針（アセスメント・ポリシー）】（抜粋）

東京歯科大学では、学生が修得した知識、技能並びに態度を多面的に評価するとともに、ディプロマ、カリキュラム、アドミSSIONの3つのポリシーに基づき、機関レベル（大学）・教育課程レベル（歯学部・歯学科）・科目レベル（授業・科目）の3段階で、効果的な教育方法等によって実行されているかを検証します。

東京歯科大学 カリキュラムマップ



【教養系科目】

教養系科目では、高度な教養と豊かな人間性を養い、歯科医学専門科目を十分に理解するために必要な基礎知識の総合的習得を目標としている。

一般教養科目、外国語科目、保健体育科目、基礎教育科目によって構成され、入学時のプレースメント・テスト等を活用し、理科・数学・英語系科目では、コース別授業や理解度別の授業を実施し、個々の習熟度に対応する柔軟なカリキュラムとなっている。また、情報科学入門では、活用スキルや情報倫理を学習し、本学の充実した環境を活用する能力を伸ばしている。

【歯科医学専門科目】

歯科医学専門科目では、適切な歯科医療を遂行するための専門的な知識と技能、幅広い知識を習得することを目標とし、さらに社会の福祉に貢献できる豊かな人間性の育成を目指している。授業では、画像・動画を活用したデジタルコンテンツも多く活用され、人体のしくみやはたらき、物質の代謝、病気が発生する原因とメカニズムなどの現象を理解しやすいよう工夫されている。臨床系科目では、疾病に対する正確な検査・診断法を学ぶとともに、新しい歯科医療材料や方法を応用した治療法など、高度な歯科医療行為を行うための知識と基本的な技能を最新の実習器材を用いて学習している。臨床の基本的な技能を学習する臨床基礎実習室には、多彩な視聴覚機能・実習設備が備えられ、実際の診療に即した技能を身につけられる。実習においては学生対教員の比が平均 8 対 1 という少人数指導体制で、密度の高い教育が実践されているのが特徴である。

【統合型科目】

平成 12 年度に教養系と専門系の融合による統合カリキュラムをスタートさせたのを皮切りに、教養と専門の統合科目である「生命の分子の基盤」「生体構成物質の化学」「生体現象の物理学」「人体の構造と機能」、基礎と臨床の統合科目である「発生病態学」等を順次導入している。これらにより、各科目で学習する内容を統合し、それぞれの科目を関連付けて横断的に理解し、実際の臨床の現場に応用できるようにしている。

【コミュニケーション教育（態度教育）】

医療の根幹をなすのは患者と医師・歯科医師との十分な信頼関係であり、その基盤の上に立ちつつ優れた知識と技能を持つ医療者となって初めて全人的医療、すなわち患者の立場に立った、患者の心を思いやる医療が可能となる。本学では、高度な知識・技能のみならず、良き医療人としての態度を身につけた歯科医師を輩出するため、コミュニケーション教育（態度教育）の充実を図っている。コミュニケーション教育を実施するにあたっては、短期集中型の講義・実習では人間形成の点から良質な成果を望むことは難しいので、在学中の各年次において何らかの形で段階的・継続的かつ漸増的に行われるようなカリキュラムが組まれている（コミュニケーション教育におけるダイアゴナル・カリキュラム）。その教育内容は、様々な形態の学習とこれに対する学内外からの多面的評価によって行われ、1 年次から 6 年次まで時期、レベルに応じた教育が行われている。

【PBL（問題志向型学習）】

PBL (Problem Based Learning) の手法を積極的に導入し、自ら問題を発見し、解決法を見出す学習法により、患者の心理や全身状態に配慮した総合的診断能力を身につけられるように取り組んでいる。これは、1,2年の低学年から、3～5年の高学年に至るまで継続的かつ段階的に実施し、生涯学習へとつながる能動的学習習慣を身につけられるように配慮されている。

【臨床実習（診療参加型臨床実習）】

臨床実習は、第5学年から始まり、水道橋病院、市川総合病院、千葉歯科医療センターでの臨床講義、示説、見学その他、教員によるマンツーマンの指導のもと、直接患者を担当する診療参加型の実習を行っている。多くの患者が来院され、豊富な症例を体験できる環境が整っている。特に、市川総合病院における臨床実習は、歯学部学生が一般医学臨床部門の見学と示説を通して一般医学知識を習得することを目標としており、本学の特色の一つとなっている。また、歯科・口腔外科では、全身疾患を有する患者の歯科・口腔領域における治療の実践を習得するための臨床実習を行った。2つの病院と歯科医療センターの特色を生かした臨床実習カリキュラムは他歯学部にも例をみない本学独自のものであり、本学の歯科医学教育に対する姿勢を如実に示すものである。

【総合講義】

臨床実習終了後には、これまでに学んだ基礎系・臨床系科目の内容と臨床実習での症例から得られる経験とを踏まえて、歯科医学専門科目の総括的な知識の整理を目的とした「総合講義」を受講する。ここでは、重要ポイントをおさえた講義に加え、ポストテストやその解説などを通して、学生の理解度を見極めながら進めていく。これにより、歯科医師として求められる生命科学・社会歯学・臨床歯学の知識と歯科臨床の診察・検査・診断能力を総合的に修得する。

令和5年度は、下記の日程で授業・試験等が行われた。

令和5年度学年暦

年 月 日	曜	行 事 予 定
令和5年 4月 1日	土	新入生・編入生オリエンテーション
4日	火	5年生オリエンテーション
5日	水	入学式
6日	木	5年生前期授業開始 新入生プレースメントテスト
7日	金	2・3・4年生オリエンテーション 新入生健康診断
10日	月	1～4年生前期授業開始
11日	火	5年生登院式
26日	水	フレッシュマンセミナー（28日(金)まで）
5月 1日	月	1～4年生休講日（4/29～5/7 連休）
6月 1日	木	6年生第1回総合学力試験（2日(金)まで）
16日	金	実験動物供養祭（3年生）

	7月22日	土	1～4年生夏期休暇開始（9月3日（日）まで）
	8月29日	火	6年生第2回総合学力試験（30日（水）まで）
	9月4日	月	1～4年生授業再開
	11日	月	1～4年生前期授業終了
	12日	火	1～4年生前期授業（予備日）
	13日	水	1～3年生前期定期試験（28日（木）まで） 4年生前期定期試験（22日（金）まで）
	25日	月	4年生後期授業開始
	27日	水	3年生学外セミナー（28日（木）まで） 5年生第1回総合学力試験
	29日	金	1～3年生後期授業開始
	10月25日	水	振替授業（金曜日分）
	26日	木	6年生第3回総合学力試験（27日（金）まで）
	28日	土	東函祭（29日（日）まで）（27日（金）は準備日）
	11月8日	水	解剖慰霊祭（2年生）
	19日	日	学校推薦型選抜、帰国子女・留学生特別選抜 編入学A、学士等特別選抜A
	12月19日	火	1～3年生前期追・再試験（25日（月）まで）
	23日	土	5年生共用試験臨床実習後客観的臨床能力試験（CSX）
	25日	月	4年生前期追・再試験（28日（木）まで）
	26日	火	1～3年生冬期休暇開始（1月9日（火）まで）
	29日	金	4年生冬期休暇開始（1月9日（火）まで）
令和6年	1月5日	金	6年生第4回総合学力試験（6日（土）まで）
	10日	水	1～4年生授業再開
	15日	月	4年生後期授業終了
	17日	水	4年生後期定期試験（24日（水）まで）
	26日	金	1～3年生後期授業終了 4年生総合学力試験
	29日	月	1～3年生後期授業（予備日）（30日（火）まで）
	2月2日	金	一般入学選抜（Ⅰ期）、大学入学共通テスト利用選抜（Ⅰ期） 1～3年生後期定期試験（14日（水）まで）
	7日	水	4年生後期追・再試験（14日（水）まで）
	8日	木	5年生第2回総合学力試験
	12日	月	本学創立記念日
	15日	木	2年生総合学力試験
	16日	金	4年生総合学力追・再試験
	19日	月	3年生総合学力試験
	20日	火	1年生総合学力試験
	21日	水	4年生臨床実習前共用試験（CBT）
	24日	土	4年生共用試験（OSCE）テストラン（教職員のみ）
	25日	日	4年生共用試験（OSCE）
	27日	火	1～3年生後期追・再試験（3月1日（金）まで）
3月	4日	月	3年生総合学力追・再試験
	5日	火	1・2年生総合学力追・再試験
	9日	土	一般入学選抜（Ⅱ期）、大学入学共通テスト利用選抜（Ⅱ期）、 編入学B、学士等特別選抜B
	11日	月	第129回卒業式
	13日	水	5年生総合学力追・再試験
	14日	木	4年生臨床実習前共用試験（CBT）追・再試験

＜東京歯科大学短期大学 歯科衛生学科＞ カリキュラム

【学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）】

カリキュラム・ポリシーに基づき構築された各授業科目に合格することによりコンピテンシー（学修成果）を修得したものと認定する。一つひとつの授業科目に合格し、コンピテンシーの修得を積み重ねること、最終学年において全ての授業科目に合格することにより、本短期大学が示すディプロマ・ポリシーに示した人材に到達した者として学位を授与する。

1. 歯科衛生士として歯科疾患の予防及び口腔衛生の向上を図ることを通じて、個人の健康を増進させ、人々の健康づくりを支援できる能力をもつ人材
2. 高齢社会の進展に伴い必要とされる歯科医療の変化を把握し対応できる人材
3. 医療、介護の総合的な確保が地域包括ケアシステムにおいて推進される中で、専門職として多職種と協働して歯科保健医療が提供できる人材
4. 教養と自己開発能力を有する自律性を持ち、地域社会の種々な場に対応できる人材

【コンピテンシー（行動特性・能力）】

ディプロマ・ポリシー（卒業認定、学位授与の方針）を満たすための要素として、コンピテンシー（行動特性・能力）を「学修成果」と位置付けてディプロマ・ポリシーと関連付けて示している。

1. アイデンティティー・人間力：建学の精神である「ヒューマニズム」を尊重した教育理念を理解し、幅広い教養と深い感性を身に付け行動する。
2. 倫理に基づく行動力：医療人として、法と医療倫理を遵守するとともに高い倫理観に価値を置いて行動する。
3. 社会貢献力：地域社会における保健、医療、福祉、行政等の活動を通じて、国民の健康回復、維持、向上と疾病の予防に貢献する。
4. コミュニケーション能力：患者、家族、医療関係者やその他の人々の心理・社会的背景を踏まえながら、状況に応じて相手を尊重して対話する。
5. チーム医療・協働する力：歯科医師、医師、連携する全ての医療従事者や患者・家族に関わるすべての人の役割を理解し、チーム医療の担い手として協調・協働する。
6. 自己研鑽力：主体的に学び、他の医療従事者とともに研鑽しながら生涯にわたって自律的に学び続ける。
7. 問題探求力：課題の本質に目を向け問題意識を持ち探求する。
8. プロフェッショナリズム・専門的実践能力：歯科衛生士としての社会的使命を自覚し、医療人としての適切な態度のもと、統合された知識と基本的技能を身につけ、臨床において実践する。

ディプロマ・ポリシーとコンピテンシーの対応

ディプロマ・ポリシー	コンピテンシー（学修成果）							
	①人間力	②倫理に 基づく 行動力	③社会 貢献力	④コミュ ニケーシ ョン能力	⑤協働 する力	⑥自己 研鑽力	⑦問題 探求力	⑧専門的 実践能力
1. 歯科衛生士として歯科疾患の予防及び口腔衛生の向上を図ることを通じて、個人の健康を増進させ、人々の健康づくりを支援できる能力をもつ人材	○		○	○				○
2. 高齢社会の進展に伴い必要とされる歯科医療の変化を把握し対応できる人材	○	○				○	○	○
3. 医療、介護の総合的な確保が地域包括ケアシステムにおいて推進される中で、専門職として多職種と協働して歯科保健医療が提供できる人材	○	○		○	○		○	○
4. 教養と自己開発能力を有する自律性を持ち、地域社会の様々な場に対応できる人材	○		○	○	○	○		○

【教育課程編成・実施の方針（カリキュラム・ポリシー）】

1. 歯科衛生士業務である歯科疾患の予防処置、歯科診療補助及び歯科保健指導の専門性を高めるために、時代に対応した高度な歯科医療に関する知識及び技能を修得する。
2. 高齢社会において、楽しく、美味しく、安全な食事を支援するためには、食べる機能を担う口腔機能の維持増進が重要という考えから、口腔機能の変化や機能障害を把握し、統合して支援を行うための知識と技能と態度を修得する。
3. 医学歯学のみならず、福祉など幅広い分野を学び、これらを統合して身につけることによって、医療・福祉の各領域の視点を持ちつつ、多職種と協働しながら、歯科衛生の立場から総合的な知識と技能を駆使して人々の健康づくりに寄与するための知識と技能と態度を修得する。

【アセスメントプラン（学修成果の評価・改善の方針）】

アセスメントプランの基本構成

区 分	入学者受け入れの方針 (アドミッション・ポリシー) 入学時（入学前） アドミッション・ポリシーで示した資質・能力の適切性	教育課程編成・実施の方針 (カリキュラム・ポリシー) 在学中 カリキュラム・ポリシーに基づき設計されたカリキュラムの適切性	卒業認定・学位授与の方針 (ディプロマ・ポリシー) 卒業時（卒業後） ディプロマ・ポリシーで示した資質・能力の適切性
機関レベル	・ 進級時の成績/GPA ・ 進級率、留年率、退学率、休学率 ・ 卒業研究 ・ 歯科衛生士国家試験合格率 ・ 就職率・進学率		
カリキュラムレベル (1 年次) (2 年次) (3 年次)	・ 各入学試験 ・ 基礎学力テスト ・ 入試制度別成績/GPA	・ 進級・卒業成績/GPA ・ 総合学力試験(卒業試験) ・ 臨床・臨地実習成績 ・ 進級率、留年率、退学率	・ 卒業生アンケート ・ 就職先アンケート ・ 高等学校との意見交換 ・ 有識者からの評価
授業科目レベル	上記の他、以下の各指標を総合的に分析して、学修成果の総括的な評価を行う		
	・ 各入学試験 ・ 基礎学力テスト ・ 入試制度別成績/GPA	・ 進級・卒業成績/GPA ・ 総合学力試験(卒業試験) ・ 臨床・臨地実習成績 ・ 進級率、留年率、退学率	・ 歯科衛生士国家試験問題分析 ・ 通算成績/通算 GPA ・ 卒業生アンケート
		・ 科目評価 ・ 科目試験成績 ・ 出欠席 ・ 授業評価 ・ シラバスチェック (DP との関連、達成度調査)	

【一般教養科目】

本学の一般教養科目では、人間や社会を総合的に理解する幅広い教養と知識を身につけることで、豊かな人間性や高い倫理観、多彩な表現力などを育むことを目的とする。そのため本学科では、「一般教養科目」の3つの科目群「人間と行為」「生活と環境」「外国語」それぞれに必修科目を設け、バランスよく科目が履修されるよう選択科目を配置する。本学の考える「幅広い教養教育」は、「高い倫理観」と「豊かな人間性」を身に着け、「新しい状況に的確に対応できる」力を養うためのものである。

【専門科目】

保健医療専門職として求められる知識・技能・態度の基礎を学ぶことを目的として、人間としての心身の構造・機能や健康を支える仕組みについて学び、人々の健康を幅広く科学的に支援する視点を養う。さらに、この科目群において、歯科領域のみならず、歯科衛生に関して科学的根拠に基づく専門的知識と実践技能を学ぶとともに、創造的・研究的な自己研鑽を継続的に維持する能力を育むことを目的とする。歯科衛生士という立場から健康支援をするため、そのベースとなる科目からなる「基礎歯科衛生」と、より専門的に歯科衛生の学びを深める「医療と福祉の統合歯科衛生」、「地域保健歯科衛生」、「臨床・臨地実習」の4科目群、及び「研究」、「総合演習」を加える形で、系統的に歯科衛生学を学修する機会を提供する。

令和5年度は、下記の日程で授業・試験等が行われた。

令和5年度短期大学学年暦

年 月 日	曜	行 事 予 定
令和5年 4月 1日	土	新入生オリエンテーション（～7日(金)）
3日	月	3年生オリエンテーション
4日	火	入学式
5日	水	3年生Ⅱ期臨床・臨地実習開始
7日	金	2年生オリエンテーション
10日	月	1・2年生前期授業開始
28日	金	3年生学内模擬試験
5月12日	金	学生健康診断
7月13日	木	和洋国府台女子中学校高等学校 実習
21日	金	1・2年生夏季休暇（～8/31(木)）
31日	月	3年生夏季休暇（～8/31(木)）
9月 1日	金	1～3年生前期授業再開、3年生Ⅱ期臨床・臨地実習再開
7日	木	3年生前期授業終了
11日	月	1・2年生前期授業終了
12日	火	3年生Ⅱ期臨床・臨地実習終了
13日	水	1・2年生前期定期試験期間開始
14日	木	3年生前期定期試験
21日	木	2年生前期定期試験終了
22日	金	3年生卒業研究発表会(1,2年生出席)
28日	木	1年生前期定期試験終了
10月 2日	月	1年生後期授業開始
		2年生臨床・臨地実習開始式
		3年生Ⅲ期臨床・臨地実習開始
3日	火	2年生Ⅰ期臨床・臨地実習開始
14日	土	総合型選抜(Ⅰ期)
30日	月	3年生Ⅲ期臨床・臨地実習終了
11月 4日	土	修学指導に関する保護者説明会
11日	土	学校推薦型選抜・学士選抜
25日	土	専攻科入学試験(Ⅰ期)
12月 1日	金	1・2年生前期追・再試験（～12/22(金)）
		3年生第1回卒業試験
17日	日	専攻科・学位授与機構 小論文試験
25日	月	冬季休暇（～1/7(日)）
令和6年 1月 9日	火	1年生後期授業再開、2年生Ⅰ期臨床・臨地実習再開
18日	木	3年生第2回卒業試験
27日	土	専攻科入学試験(Ⅱ期)
2月 1日	木	1・2年生後期授業終了
3日	土	一般選抜
6日	火	3年生第3回卒業試験
7日	水	1年生後期定期試験（～19日(月)）
8日	木	2年生後期定期試験
12日	月	東京歯科大学創立記念日
3月 1日	金	1・2年生後期追・再試験（～6日(水)）
2日	土	総合型選抜(Ⅱ期)
3日	日	第33回歯科衛生士国家試験
8日	金	短期大学5期生卒業式・専攻科第4期生修了式
25日	月	春季休暇（～3/31）

⑥ 学修の成果に係る評価及び卒業の認定に当たっての基準に関する情報

大学等	学部・研究科等	修業 年限	必要修得 単位数	取得可能な 学位及び専攻名称
東京歯科大学	歯学部	6年	別表Aに表示	学士（歯学）
	大学院歯学研究科	4年	別表Bに表示	博士（歯学）
東京歯科大学 短期大学	歯科衛生学科	3年	別表Cに表示	短期大学士（歯科衛生学）
	専攻科歯科衛生学専攻	1年		学士（口腔保健学） （（独）大学改革支援・学位授与機構より授与）

A. 歯学部科目履修方法

1. 授業科目及び履修単位数と授業時間数

(1) 教養科目及び履修単位数

授業科目			必修	選択	備考
一般教育科目	人文科学・社会科学関係科目	心理学	4		
		生命倫理	2		
		法学	2		
		美術	2		
		哲学	2		
		経済学	2		
	自然科学関係科目	物理学	2		
		化学	2		
		生物学	3		
		実習自然科学	2		
		自然科学演習	3		
外国語科目		英語	6		
		日本語表現		3	3 単位選択
		中国語		3	
		韓国語		3	
保健体育科目		体育実技	2		
		身体の健康と体育理論	1		
基礎教育科目		数学	3		
		歯科医師に必要な一般教養Ⅰ	2		
		歯科医師に必要な一般教養Ⅱ	2		
		歯科医療管理学入門	1		
		コミュニケーション学入門	1		
		人類学	4		
		統計学	2		
		情報科学	2		

	生命の分子的基盤	2		
	生体構成物質の化学	1		
	生体現象の物理学	1		
	人体の構造と機能	1		

(2) 専門教育科目及び授業時間数

授業科目		授業時間数
解剖学	解剖学・同実習	168
	口腔解剖学・同実習	96
組織・発生学	組織学・同実習	96
	口腔組織学・同実習	72
	歯の病変	24
生理学	生理学・同実習	120
	口腔生理学	48
生化学	生化学・同実習	120
病理学	病理学・同実習	96
	口腔病理学・同実習	96
	臨床検査学	24
微生物学	微生物学・同実習	96
	口腔微生物学	24
薬理学	薬理学・同実習	96
	歯科薬理学	24
歯科理工学	歯科理工学・同実習	120
衛生学	衛生学・同実習	72
	口腔衛生学・同実習	72
法歯学・法人類学	法歯学	24
社会歯科学	社会歯科学	24
歯内療法学	歯内療法学・同実習	120
歯周病学	歯周療法学・同実習	96
保存修復学	保存修復学・同実習	144
小児歯科学	小児歯科学・同実習	96
口腔顎顔面外科学	口腔顎顔面外科学	48
口腔病態外科学	口腔病態外科学	48
口腔外科学	口腔外科学・同実習	24
老年歯科補綴学	老年歯科補綴学・同実習	120
クラウンブリッジ補綴学	クラウンブリッジ補綴学・同実習	144
パーシャルデンチャー補綴学	局部床義歯補綴学・同実習	120
	歯科補綴学総論	24

歯科矯正学	歯科矯正学・同実習	96
歯科放射線学	歯科放射線学・同実習	60
歯科麻酔学	歯科麻酔学・同実習	60
口腔健康科学	口腔健康科学（障害者歯科学、摂食嚥下リハビリテーション・訪問歯科）	15
口腔インプラント学	口腔インプラント学・同実習	48
オーラルメディシン・病院歯科学、口腔腫瘍外科学	オーラルメディシン	24
内科学	内科学・診断学 同臨床示説	48
外科学	外科学 同臨床示説	48
講座外	関連臨床医学・同示説	72
総合	課題講義 ・医療管理 ・スポーツ歯学	22
	地域包括ケアと高齢者の歯科診療	38
	コミュニケーション学	42
	発生病態学	24
	歯科医療管理学 （社会保障制度・医療倫理・医療安全管理）	48
	総合講義	734
臨床	臨床実習	1,296

専門教育科目の総授業時間数は、4,800 時間以上とし、これを超えて授業する場合の増加時間は、おおむね 600 時間を限度とする。

2. 単位の算定及び履修方法

(1) 単位は、次の算定基準によりこれを計算する。

講義については、教室内における 1 時間の講義に対して教室外における 2 時間の準備のための学修を必要とするものとし、毎週 2 時間（90 分）15 週の講義をもつて 2 単位とする。

演習については、教室内における 2 時間の演習に対して教室外における 1 時間の準備のための学修を必要とするものとし、毎週 2 時間（90 分）15 週の演習をもつて 1 単位とする。

実習実技等については、すべて実習室、運動場等で行われるものとし、毎週 3 時間 15 週の実習又は実技をもつて 1 単位とする。

(2) 必修科目は、その全部を履修しなければならない。

(3) 選択科目の履修については、毎年所定の期間中に届け出なければならない。

(4) 専門教育科目の履修方法は、講義については 1 回の時間を 90 分とし、実習については、1 回の時間を 3 時間とする。

B. 大学院歯学研究科科目履修方法

学生は4年以上在学し、主科目・選択科目を合わせて30単位以上を履修し、更に独創的研究に基づく学位論文を提出し、かつ最終試験に合格しなければならない。ただし、優れた研究業績をあげたものについては、大学院に3年以上在学すれば足りるものとしている。

歯学研究科では、特定の分野について専門的な知識の習得に限らず、関連する分野についても十分な知識を得て研究を進められるようカリキュラムが組まれており、平成23年度より主科目以外に必修科目を設置した。

必修科目	選択科目
・(所属講座・研究室の)「主科目」(通年) ・「研究情報学・医療統計学」 ・「細胞学・材料学」 ・「病態学」 ・「咬合学」 ・「大学院セミナー」 (通年：学内外の講師によるセミナー)	・(他講座・研究室での)「副科目」(通年) ・「大学院セミナー」 (通年：学内外の講師によるセミナー) ・英語能力測定テスト(TOEFL および IELTS)の受験による単位

C. 短期大学科目履修方法

1. 歯科衛生学科 授業科目、履修単位数

区分	授業科目	配当年次	単位数		一単位当たりの時間数	履修方法及び卒業要件
			必修	選択		
一般教養科目	人間と行為	心理学	1 前	2	15	必修 10 単位＋ 選択 7 単位以上
		法学	1 前	2	15	
		生命倫理	1 後	2	15	
		コミュニケーション理論と実際	1 前	2	15	
	生活と環境	生物学	1 前	1	30	
		情報リテラシー	1 前	1	30	
		経済学	1 前	2	15	
		国際保健学	1 前	1	15	
		統計学	1 後	1	30	
		食育論	1 後	2	15	
	外国語	英語Ⅰ(基礎英語)	1 通	2	30	
		英語Ⅱ(歯科衛生士英語)	2 前	1	30	
		中国語	1 前	1	30	
		韓国語	1 後	1	30	
	計(履修方法・卒業要件)					17
専門科目	基礎歯科衛生	解剖・口腔解剖学	1 前	2	15	必修 34 単位
		組織・口腔組織学	1 前	1	15	
		生理・口腔生理学	1 前	2	15	
		病理・口腔病理学	1 前	2	15	
		微生物・口腔微生物学	1 前	2	15	
		公衆衛生学	1 前	1	15	
		口腔衛生学	1 前	2	15	

	生化学	1 前	2		15			
	薬理・歯科薬理学	1 後	2		15			
	歯科感染予防学	1 後	1		15			
	歯科放射線学	1 後	1		15			
	歯科材料学	1 後	1		15			
	歯内療法学	1 後	1		15			
	保存修復学	1 後	1		15			
	歯周病学	1 後	1		15			
	歯科補綴学	1 後	2		15			
	臨床栄養学	2 前	1		15			
	看護学概論	2 前	2		15			
	保健医療福祉論	2 前	2		15			
	歯科矯正学	2 前	2		15			
	口腔外科学	2 前	2		15			
	口腔インプラント学	2 前	1		15			
	医療と福祉の統合歯科衛生	歯科衛生学概論	1 前	2			15	必修 22 単位
		歯科疾患予防論	1 前	2			15	
		小児歯科学	1 後	2			15	
スペシャルニーズ歯科学		1 後	1		15			
高齢者歯科学		1 後	2		15			
全身管理学		2 前	1		15			
実習Ⅰ（歯科予防処置）		1 後～ 2 前	2		45			
実習Ⅱ（歯科診療補助）		1 後～ 2 前	2		45			
口腔機能リハビリテーション論		2 前	1		15			
演習Ⅰ（障害者歯科・摂食機能療法）		2 前	1		30			
在宅歯科衛生管理論		2 前	1		15			
医科疾患患者への歯科衛生		2 後	2		15			
専門職間の連携活動論	2 後	2		15				
キャリアデザイン	3 前	1		30	必修 9 単位			
地域保健歯科衛生	歯科保健指導論	1 後	2			15		
	歯科衛生統計学	1 後	1			15		
	歯科衛生実践論	2 前	2			15		
	地域歯科衛生学	2 前	1			15		
	実習Ⅲ（歯科保健指導）	2 前	1			45		
	演習Ⅱ（歯科保健指導）	2 後	1			30		
	演習Ⅲ（地域歯科衛生）	3 前	1		30			
臨床・臨地実習	臨床・臨地実習Ⅰ	2 後	8		45	必修 20 単位		
	臨床・臨地実習Ⅱ	3 前	9		45			
	臨床・臨地実習Ⅲ	3 後	3		45			
研究	卒業研究	2・3 通	3		30	必修 3 単位		
総合演習	総合演習	3 通	4		30	必修 4 単位		
計（履修方法・卒業要件）						92		
卒業要件（最低単位数）						109		

2. 専攻科 授業科目、履修単位数

区分	授業科目	配当 年次	単位数		一単位 当たりの時間 数	履修方 法及び 卒業要 件
			必修	選択		
専攻科目	社会保障学特論	1 前	2		15	必修 31 単位
	口腔保健学総論	1 前	2		15	
	口腔保健学特論	1 前	2		15	
	スペシャルニーズ口腔保健学	1 後	2		15	
	歯科治療学特論	1 前	2		15	
	口腔と全身の健康学	1 後	2		15	
	チーム医療特論	1 後	2		15	
	チーム医療特別実習	1 後	2		45	
	臨床臨地特別実習	1 通 年	9		45	
	専攻科研究	1 通 年	4		30	
	キャリアデザイン論	1 前	2		15	

3. 単位の算定及び履修方法

- (1) 各授業科目の単位数は、1 単位の授業科目を 45 時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とし、授業の方法に応じ、教育効果、授業時間外に必要な学修等を考慮して、次の基準により計算する。
- (2) 講義及び演習については、15 時間から 30 時間までの範囲で本短期大学が定める時間の授業をもって 1 単位とする。
- (3) 実習及び実技については、30 時間から 45 時間までの範囲で本短期大学が定める時間の授業をもって 1 単位とする。
- (4) 1 科目について、講義、演習、実習又は実技のうち 2 以上の方法の併用により行う場合には、その組み合わせに応じ、前 2 号に規定する基準を考慮して本短期大学が定める時間の授業をもって 1 単位とする。
- (5) 前項の規定にかかわらず、卒業研究については、必要な学修等を考慮して単位数を定め、これらの学修の成果を評価して単位を授与する。

⑦ 学修環境に関する情報

東京歯科大学歯学部及び東京歯科大学短期大学では、水道橋キャンパスを拠点とし、東京という地の利を生かした学修環境の構築に努めている。また、水道橋キャンパスには水道橋病院、市川キャンパスには市川総合病院、千葉キャンパスには千葉歯科医療センターを有し、臨床教育施設としての役割も担っている。

【水道橋キャンパス】

〈水道橋校舎本館〉

所在地： 東京都千代田区神田三崎町 2-9-18

主な交通手段：

- ① JR 水道橋駅下車→東口改札口を出て右手すぐ
- ② 都営地下鉄三田線 水道橋駅下車→「A2」出口を出て、JR 水道橋駅方面 徒歩 2 分

キャンパスの概要： 11 の歯科診療科および内科・眼科の 13 診療科を有する、最先端の施設・設備を取り入れた都市型拠点病院があり、歯学部 5 年次の臨床教育、歯科医師臨床研修の場としても更なる発展を続けている。また、短期大学が置かれている。

〈水道橋校舎新館〉

所在地： 東京都千代田区神田三崎町 2-1-14

主な交通手段：

- ① JR 水道橋駅下車→東口改札口を出て右手方向徒歩 2 分
- ② 都営地下鉄三田線 水道橋駅下車→「A2」出口を出て、JR 水道橋駅方面 徒歩 4 分

キャンパスの概要： 3 つの基礎系講座、実習講義室他、図書館等を有する。また歯学部 3・4・6 年次のメインキャンパスとして、カリキュラムと連動した教育体制を整えている。

〈さいかち坂校舎〉

所在地： 東京都千代田区神田駿河台 2-9-7

主な交通手段：JR 御茶ノ水駅下車 御茶ノ水橋口より徒歩 5 分

キャンパスの概要： 地下 1 階、地上 8 階建てで地下 1 階と 3 階に学生ラウンジ、1 階に事務室、2 階に中講義室、4 階に第 1 講義室、5 階にウェット実習講義室、6 階にドライ実習講義室、7 階に図書館、8 階に教授室や学生相談コーナーを配置し、歯学部 1・2 年次のメインキャンパスとして機能している。

【千葉キャンパス】

所在地： 千葉県千葉市美浜区真砂 1-2-2

主な交通手段：

- ① JR 稲毛駅下車→千葉海浜バス（1 番乗場）「稲毛海岸駅行き（歯科大経由）」乗車→東京歯科大正門下車（所用時間：約 10 分）
- ② JR 稲毛海岸駅下車→千葉海浜バス（4 番乗場）「稲毛駅行き（歯科大経由）」乗車→東京歯科大正門下車（所用時間：約 10 分）
- ③ 京成稲毛駅下車→徒歩約 15 分

キャンパスの概要： 千葉歯科医療センターで、5 年次の臨床実習が行われている。

運動施設の概要： 体育館には武道場、卓球場、剣道場、柔道場、トレーニング室があり、その他、部室合宿棟、人工芝グラウンド、全天候型テニスコート 2 面、弓道場、自動車部ガレージを擁している。

【市川キャンパス】

所在地： 千葉縣市川市菅野5-11-13

主な交通手段：

- ① JR市川駅下車→京成バス（2番乗場）「市川学園行き」乗車→「市川総合病院」下車（所用時間：約15分）
- ② 京成電鉄「市川真間駅」下車→改札口をでて左側の階段を降り直進→京成バス「市川真間駅」停留所より「市川学園行き」乗車→「市川総合病院」下車（所用時間：約10分）

キャンパスの概要： 歯科学生に対する一般医学教育を充実させることを目的として昭和21年に開院した。現在は総合病院に発展し、専任教員により歯科学生への臨床医学教育を行っている。平成18年には口腔がんセンターが開設され、より専門的な医療を行っている。歯学部・短期大学学生だけでなく、臨床研修医や看護職種をはじめとする職員の研修にも効果をあげているスキルスラボや訪問看護ステーションが設置されている。地域の中核病院の機能を持ち、多くの医療スタッフを擁し、医療連携と多職種協働によるチーム医療を学修する。

⑧ 学生納付金に関する情報（令和5年度入学者について）

＜東京歯科大学 歯学部＞

（1）入学年度学生納付金額（9,400,000円）

	金 額	納入時期
入学金	600,000円	学校推薦型選抜、帰国子女・留学生特別選抜、編入学A、学士等特別選抜A
歯学教育充実費	4,300,000円	令和4年12月4日～12月11日 一般選抜（Ⅰ期）、大学入学共通テスト利用選抜（Ⅰ期）
施設維持費	1,000,000円	令和5年2月7日～2月14日 一般選抜（Ⅱ期）、大学入学共通テスト利用選抜（Ⅱ期）、編入学B、学士等特別選抜B
授業料	3,500,000円	※入学時一括納入可 前期 1,750,000円（上記に同じ） 後期 1,750,000円（令和5年10月31日まで）

※授業料減免制度あり

（2）2年目以降毎年度納入額（4,500,000円）

	金 額	納入時期
授業料	3,500,000円	※前・後期一括納入可 前期 1,750,000円（4月30日まで） 後期 1,750,000円（10月31日まで）
施設維持費	1,000,000円	4月30日まで

※授業料減免制度あり

<東京歯科大学 大学院歯学研究科>

(1) 入学年度学生納付金額 (1,200,000 円)

	金 額	納入時期
入学金	300,000 円	第Ⅰ期合格者 令和4年12月12日～12月19日 第Ⅱ期合格者 令和5年3月13日～3月20日 ※ただし、授業料については、前・後期に分納することができる。
施設維持費	100,000 円 ※本学卒業者からは徴収しない	
授業料	800,000 円	

※授業料減免制度はなし

(2) 2年目以降毎年度納入額 (800,000 円)

	金 額	納入時期
授業料	800,000 円	※前・後期分納可 前期 400,000 円 (4月30日まで) 後期 400,000 円 (10月31日まで)

※授業料減免制度はなし

<東京歯科大学短期大学 歯科衛生学科>

(1) 入学年度学生納付金額 (1,450,000 円)

	金 額	納入時期
入学金	350,000 円	総合型選抜 (Ⅰ期) 令和4年11月2日～11月21日 (Ⅱ期) 令和5年3月8日～3月17日 学校推薦型選抜、学士選抜 令和4年12月2日～12月9日
施設維持費	400,000 円	一般選抜 令和5年2月8日～2月17日 ※施設維持費 前・後期分納可 前期 200,000 円 (上記に同じ) 後期 200,000 円 (令和5年10月31日まで)
授業料	700,000 円	※入学時一括納入可 前期 350,000 円 (上記に同じ) 後期 350,000 円 (令和5年10月31日まで)

※授業料減免制度あり

(2) 2年目以降毎年度納入額 (700,000 円)

	金 額	納入時期
授業料	700,000 円	※前・後期分納可 前期 350,000 円 (4月30日まで) 後期 350,000 円 (10月31日まで)

※授業料減免制度あり

<東京歯科大学短期大学 専攻科歯科衛生学専攻>

(1) 入学年度学生納付金額 (700,000 円)

	金 額	納入時期
入学金	100,000 円	I期: 令和4年11月30日～12月9日

施設維持費	100,000 円	Ⅱ期：令和 5 年 1 月 25 日～ 2 月 3 日
授業料	500,000 円	※入学時一括納入可 前期 250,000 円（上記に同じ） 後期 250,000 円（令和 5 年 10 月 31 日まで）

※東京歯科大学短期大学卒業生は入学金を免除

⑨ 学生支援と奨学金に関する情報

＜東京歯科大学 歯学部＞

学生の修学及び学生生活上の全般的な支援を行うための支援体制として、学年毎に学年主任・副主任を置き、きめ細かな修学指導を行っている。健康管理面では、水道橋病院内科医師を学校医として委嘱し、修学指導関係者と密に連携を取りながら対応している。

奨学金については、学生生活を経済的に援助することを目的とした独自の奨学金制度として、学資の一部を給付する「東京歯科大学特別奨学金」と、学資の一部を貸与する「東京歯科大学貸与奨学金」、提携学資ローン利用者のうち、規定条件を満たした者を対象とした「利子補給奨学金」、を設けている。また、非常災害被災等経済的に修学が困難になった学生に対して、学資の全額または一部を免除する「東京歯科大学授業料等減免制度」を設けている。

＜奨学金制度＞

名 称	内 容	金 額	期間
東京歯科大学 特別奨学金制度	学業・人物が優れている者に学資の一部を給付し、優秀な人材を育成することを目的としている。	授業料 施設維持費の範囲内	1 年
東京歯科大学 貸与奨学金制度	経済的理由（学費支弁者の事故等）により修学が困難な学生に所定の金額を貸与する。	授業料 施設維持費の範囲内	最長 3 年
東京歯科大学 授業料等減免制度	非常災害被災等経済的に修学が困難になった学生に対して、学資の全額または一部を免除する。	授業料 施設維持費の範囲内	最長 6 年
東京歯科大学 利子補給奨学金制度	提携学資ローン利用者を対象に条件を満たす学生に在学中に発生するローンの利子を補給する。	支払利子額を限度	最長 6 年

＜学生支援組織＞

学年毎に学年主任・副主任を置き、修学上及び学生生活全般に対するサポート体制をとっている。また、体調不良の学生は本学の付属施設である水道橋病院、市川総合病院および千葉歯科医療センターで随時受診できる体制を整えている。

年々、心療内科や精神科を受診する学生が増加傾向にあることから、平成 27 年度から「保健安全管理委員会」を設置し、月 1 回の情報交換を行っているが、専門職からの助言やノウハウが得られないため、各学年主任・副主任は適切な対応に苦慮していた。以上の背景から、令和 4 年 10 月

から「学生こころの相談室」を開設し、臨床心理士による専門的な相談ができる体制を整備した。

＜東京歯科大学短期大学＞

学生の修学及び学生生活上の全般的な支援を行うための支援体制として、学年毎に学年主任・副主任を置き、きめ細かな修学指導を行っている。健康管理面では、水道橋病院内科医師を学校医として委嘱し、修学指導関係者と密に連携を取りながら対応している。

奨学金については、学生生活を経済的に援助することを目的とした独自の奨学金制度として、学資の一部を給付する「東京歯科大学短期大学特別奨学金」と、学資の一部を貸与する「東京歯科大学短期大学貸与奨学金」、提携学資ローン利用者のうち、規定条件を満たした者を対象とした「利子補給奨学金」を設けている。また、非常災害被災等経済的に修学が困難になった学生に対して、学資の全額または一部を免除する「東京歯科大学短期大学授業料等減免制度」を設けている。

＜奨学金制度＞

名 称	内 容	金 額	期 間
東京歯科大学短期大学 特別奨学金	学業・人物が優れている者に学資の一部を給付し、優秀な人材を育成することを目的としている。	授業料 施設維持費の範囲 内	1 年
東京歯科大学短期大学 貸与奨学金	経済的理由（学費支弁者の事故等）により修学が困難な学生に所定の金額を貸与する。	授業料 施設維持費の範囲 内	最長 3 年
東京歯科大学短期大学 授業料等減免制度	非常災害被災等経済的に修学が困難になった学生に対して、学資の全額または一部を免除する。	授業料 施設維持費の範囲 内	最長 3 年
東京歯科大学短期大学 利子補給奨学金	提携学資ローン利用者を対象に条件を満たす学生に在学中に発生するローンの利子を補給する。	支払利子額を限度	最長 3 年

＜学生支援組織＞

学年毎に学年主任・副主任を置き、修学上及び学生生活全般に対するサポート体制をとっている。また、体調不良の学生には本学の附属病院である水道橋病院、市川総合病院で随時受診できる体制を整えており、さらには「学生こころの相談室」を開設し、臨床心理士による専門的な相談ができる体制を整備している。

(4) 管理運営の概要

【ガバナンスについて】

最高意思決定機関である理事会において、建学の精神に基づき中期計画等を策定し、理事長及び担当常務理事により業務執行を行っている。理事構成に関しては、学外理事の配置や学内において専門的管理能力を有する職員理事の登用等により、学校法人のガバナンス機能の強化を図っている。

令和2年4月施行の改正私立学校法により、役員の責任の明確化、理事会機能の実質化、監事の理事に対する牽制機能の強化、評議員会機能の実質化が図られるとともに、情報公開の充実及び中期的な計画の作成が求められることとなり、寄附行為をはじめとする学内規程の整備が図られ、より緊張感のある学内運営が図られている。特にチェック機能として重要な役割を担う監事に関しては、令和4年度より常勤監事を1名増員のうえ、監事・会計監査法人・内部監査室の三者による連携・監査体制をより強化し、その実効性を高めるよう取り組んでいる。

内部統制としては、大学運営の有効性・効率性の向上を図り、健全な財務状況の確保、倫理・法令や学内規程等の遵守、大学資産の保全を大きな目的としてリスクマネジメント、コンプライアンスマネジメントの取り組み、強化を進めている。理事会、教授会の関係性としては、経営責任と教育・研究・診療活動の責任のバランスを考慮した上で役割分担を明確化し、学内役職者を常務理事に登用することで意思の疎通、情報共有を図っている。

さらに、令和5年度には、本学が加盟する一般社団法人日本私立大学連盟が改定した「私立大学ガバナンス・コード【第1.1版】」に準拠し、本学のガバナンス・コードを以下のとおり改定したうえで、その実施状況を点検・公表している。

◎学校法人東京歯科大学 ガバナンス・コード

基本原則	遵守原則	重点事項	実施項目	実施状況
1. 自律性の確保 会員法人は、私立大学としての多様な教育研究活動を実現するため、それぞれの寄附行為、建学の精神等の基本理念に沿って、自主性、独立性を確保すると同時に、自律的に学校法人を運営する必要がある。	(1-1) 会員法人は、学生、保護者、卒業生のみならず、広く社会に存在するステークホルダーに対し、教育研究目的を明確に示し、理解を得る必要がある。	(1-1) 会員法人は、事業に関する中長期的な計画もしくは事業計画等（以下「中期計画等」という）の策定を通じて、さらなるガバナンス機能の向上を目指し続ける。	1 中期計画等の策定にあたり、教学関連及び経営関連項目ごとに素案の策定主体、計画期間、意見徴取方法及び意見の反映方法をあらかじめ決定する。	令和2～6年度の中期計画策定にあたり、学務担当常務理事をリーダーとして、関係理事、事務職員により左記実施事項について案を作成し、事務局課長会議、評議員会等の意見を踏まえ理事会で決定している。
			2 中期計画等の策定に際し、直前の中期計画等及び他の計画との関連性を明らかにする。	中期計画策定は近年初めてであるが、自己点検評価や認証評価との関連性について確認している。
			3 中期計画等に教学、人事、施設及び財務等に関する事項を盛り込む。	本学の中期計画に、大学及び短期大学の教育研究等の質の向上に関する目標、業務運営の改善及び効率化に関する目標、財務内容の改善に関する目標等として盛り込んでいる。
			4 中期計画等において、理事長をはじめ政策を決定、管理する人材の育成、登用の方針を盛り込む。	理事長及び理事等の登用は本学寄附行為に基づいて行われており、人材育成・登用方針については、次期中期計画に盛り込むこととしている。
			5 中期計画等の内容について、その適法性、倫理性を考慮するとともに、顕在的リスクのみならず潜在的リスクについても識別、評価する。	中期計画の策定にあたり、適法性、倫理性を考慮している。潜在リスクに関しては、財務部門、教学部門、庶務部門、病院部門について、監事監査、内部監査において、中期計画の内容について、識別、評価している。
			6 中期計画等の策定に際し、財政面の担保が不可欠であることを踏まえ、現実的かつ具体的な資金計画、収支計画を精緻化する。	毎年の事業計画において具体的な収支予算を立てると共に、中期計画上に、計画期間中の財務シミュレーションを行う旨明記している。
			7 中期計画等において、実施スケジュールを含む具体的なアクションプランを明確にする。	5か年間のスケジュールを含めアクションプランを公表している。
			8 中期計画等に係る策定管理者（政策管理者）と執行管理者を明確にする。	実施項目に係る担当理事及び担当部長等を明確化している。
			9 中期計画等の最終決定は、十分な説明、資料に基づき、評議員会等の意見を聴取したうえで、会議体等の合議により行う。	十分な説明、資料に基づき、評議員会の意見を聴いたうえで理事会決定としている。
			10 中期計画等において、測定可能な指標や基準に基づく達成目標、行動目標を提示し、適宜、データやエビデンスに基づいて中期計画等の進捗管理を行う。	全体計画として5か年間のスケジュールを立てたうえで、年度ごとにデータやエビデンスに基づいて進捗管理を行っている。

			11	中期計画等の内容、進捗管理方法について、教職員を中心とする構成員に十分に説明し、理解の深化を図る。	教授会、課長会議等各種会議を通して理解の深化に努めている。
			12	外部環境の変化等により、中期計画等の変更が必要となった場合、速やかに修正を行える体制を構築する。	法人内の会議等を通して、速やかな対応が可能となるよう意思疎通を図っている。
			13	中期計画等の期間中及び期間終了後に、進捗状況及び実施結果を法人内外に公表する。	毎年度終了ごとに進捗状況及び実施結果をHP上で公表している。
2. 公共性の確保 会員法人は、我を育成するとともに、教育研究活動とそこから得られた成果を通じて社会や地域に貢献し、その要請に応える必要がある。	(2-1) 会員法人は、建学の精神等に基づく多様な人材育成像を保持しつつ、時代や社会の変化を踏まえながら、教育研究活動を通じて、広く社会に、また地域にとって有為な人材を育成する。	(2-1) 会員法人は、それぞれの会員法人が目指す人材育成（大学教育）を行うために、教育の質の向上や学修成果の可視化等による教育の高度化に努め、不断の改善サイクルにより教育研究活動を向上させる。	1	学校法人及び当該学校法人が設置する大学等のミッション、ビジョンを踏まえ、学校法人及び大学、学部・学科、研究科等の毎会計年度ごとの事業計画（以下「事業計画」という）、達成目標や具体的な行動指針を明確にする。	建学の精神及び 3 つのポリシーを踏まえ、事業計画及び達成目標や入試方針、カリキュラム等を具体化している。
			2	達成目標、具体的な行動指針を教職員、学生及び社会に発信し共有する。	事業計画及び達成目標や入試方針、カリキュラム等については大学のHP上に掲載し、教職員、学生及び社会に発信・共有している。
			3	学校法人の中期計画等や事業計画、学部・学科、研究科等の達成目標を実現するための経営資源（ヒト、モノ、カネ）が、効率的な配分となり、著しく非効率なものとならないよう、経営資源の配分に係る基本方針を明確にする。	経営資源が効率的な配分となるよう、人事・財務について、人事委員会、予算委員会等を経て事業計画を立て、年度ごとの予算配分の基本方針を定めている。
			4	「学位授与の方針」、「教育課程編成・実施の方針」とカリキュラムとの整合性のチェック等を通じて、それぞれの方針の実質化を図る。	各年度のカリキュラムの設定にあたり、「学位授与の方針」、「教育課程編成・実施の方針」との整合性について IR 情報を活用し確認している。
			5	「入学者受入れ方針」と入学者選抜との整合性のチェック等を通じて、同方針の実質化を図る。	各年度の入学者選抜にあたり、「入学者受入れ方針」との整合性について IR 情報を活用し実質化を図っている。
			6	自己点検・評価結果、認証評価機関による評価結果やアンケート調査等を含む IR（インスティテュショナル・リサーチ）活動の成果を活用し、教育活動の改善を行う。	教育活動の改善に向け、自己点検・評価、認証評価機関による評価結果やアンケート調査等を含む IR 活動の成果を活用している。
			7	リカレント教育の諸施策について、その方針、計画を明確化する。	臨床専門専修科プログラムを中心とした、リカレント教育・リスキル教育プログラムを展開している。
			8	留学生の受入並びに派遣に係る諸施策について、受入留学生の選抜方法、日本語教育プログラムの充実や日本人学生とともに学ぶ機会の創出、派遣留学生の教育課程編成・実施の方針、受入留学生の教育環境整備状況等の観点から、アカデミックな意義付けを明確にする。	学術的な観点から、留学生特別選抜や Elective Study を実施することで、海外の歯科大学の教員や学生と互いの国の文化や歯科界について理解を深め、広い視野を持った歯科医師を養成することを目的とした制度を設けている。
	(2-2) 会員法人は、社会の要請を踏まえつつ、特色ある教育研究活動から得られた成果を踏まえ、社会の要請の変化に対応して、現実の諸課題に対する解決方法を示し、社会に貢献する。	(2-2) 会員法人は、市民講座・ボランティア活動・地域課題解決等の地域連携プログラムを通じ、大学が社会・地域と連携し、その発展に貢献していく活動を積極的に行う環境を整える。	1	社会・地域貢献に係る学内方針を検討し、策定する。	歯科医師養成機関として、附属病院においては、地域の高次医療機関、基幹的歯科病院としての役割を担うよう方針を策定している。
			2	社会・地域との連携を支援する体制又は仕組みを整備する。	附属病院において、定期的な地域医療連携協議会や報告会を開催。また、地域の拠点病院として定期的に市民に向けた公開講座を開催する等、体制を整えている。
			3	組織的な各種ボランティア活動を展開するために必要となる社会連携・地域貢献等に関する諸規程を整備する。	災害医療への貢献やボランティア活動等の社会連携・地域貢献に関しては、一定の共通理解のもとに行われており、規程化に向けて検討を進めている。
			4	公開講座や地域の課題解決に向けた地域連携プログラム等を開設する。	地域との連携等を図るため、毎年公開講座を開設している。
			5	社会・地域貢献に係る学内の自主的な取り組みを把握し、全学的な取り組みとして展開する。	地域包括ケアや高齢者への歯科医療の講義・実習を通じて、社会・地域への健康長寿への貢献等の取組が進んでいる。
			6	自治体等の行政機関や企業との対話、信頼関係の醸成に努める。	糸魚川市との連携協定や、コロナ対応における東京都、千代田区との連携の他、医科・歯科各団体等との連携を深めている。また、附属病院である水道橋病院は「育成再生医療」「地域歯科診療支援病院」として、市川総合病院は、厚生労働省より「地域がん診療連携拠点病院」、千葉県より「地域災害拠点病院」「地域医療支援病院」の指定を受け、千葉歯科医療センターは「地域療養支援歯科診療所」として、地域貢献に取り組んでいる。

3.信頼性・透明性の確保 会員法人は、私立大学の有する公共性に鑑み、健全な大学運営について、学生、保護者、教職員のみならず広く社会からの信頼を得られるよう、説明責任を果たすとともに、透明性の確保に努める必要がある。	(3-1) 会員法人は、社会からの理解と信頼を確保するために、常に法令を遵守するとともに、多くのステークホルダーとの良好な関係の構築を目指し、教育研究活動を通じて社会に貢献する。	(3-1) 会員法人は、会員法人におけるガバナンスを担保する理事会による理事の職務の執行監督機能の向上、監査機能の向上及び感じ機能の実質化のため、監事選任方法の工夫・改善、支援体制の整備等を図る。	1	『監事監査ガイドライン（私大連監事会議）』を参考に、監事監査規程（必要に応じて監事監査基準）を策定する。	監事監査は本学寄附行為の規定に基づき、監事監査ガイドラインを念頭に行われており、監事監査規程については、令和4年度に策定・施行している。
			2	監事が作成する監事監査計画、監事監査調書、監事監査報告書その他の監事監査資料を有効に活用し、監事監査の実効性を高める。	（新設）監事監査は毎年度監事監査計画に基づき実施され、その際監事監査ガイドラインや文科省等の監事研修資料等を有効に活用し、監事監査の実効性を高めることとしている。
			3	常勤・常任監事の登用、または常勤・常任監事がいる状況と同様の監事監査が実施できるような監事監査支援体制を整備する。	令和4年度に監事定数の増と常勤化（1名）を図っている。法人庶務課、内部監査室及び経理部門との連携を密にし、監事監査を支援している。
			4	監事が評議員会、理事会において、積極的に意見を陳述できる仕組みを構築する。また、経営に関する重要な会議等についても出席し、積極的に意見を陳述できる仕組みを構築する。	評議員会、理事会では、事前に資料を提示するとともに必要に応じ内容を説明し、十分な理解の上で会議に臨めるよう配慮している。また、経営に関しては会計監査人と役員との意見交換の場を定期的に設けている。
			5	監事監査に必要な資料の提供、説明等、十分な情報提供を行う。	メール及び学内 WEB サイト上の共有ドライブ等も活用して随時内部監査室及び経理部等から必要な資料の提供、説明等、十分な情報提供を行っている。
			6	監事間の連携の深化を図るべく、必要に応じて監事会を開催する。	理事会・評議員会及び理事長・理事・学長等による業務、財務、教学事項等の報告会その他会計監査人からの報告の場等を活用して行っている。
			7	会計監査人の選任においては、監事の意見を踏まえて行う。	（新設）会計監査人の選任においては、事前に監事の意見も踏まえることとしている。
			8	監事と会計監査人、内部監査室等との協議の場を設定する。	監事と会計監査人、内部監査室及び役員等との協議の場を定期的に設けている。
			9	監事に対する研修機会を提供し、その充実を図る。	文科科学省等が主催する監事研修会の機会提供を通じ、監事研修の充実を図っている。
			10	監事の独立性を確保するために、その専門性を考慮しつつ、監事選任基準の明確化または監事指名委員会を設置するなどの方法によって監事を選任する。	監事の選任はその独立性を確保するため、寄附行為に基づき適正に行われている。
			11	監事監査の継続性を担保し、かつ監事の独立性を確保すべく、監事の選任時期及び任期についても留意する。	監事監査の継続性の担保及び独立性を確保すべく、監事の増員を図るとともに、その選任時期及び任期についても留意している。
	(3-2) 会員法人は、社会からの信頼を損なうことのないように、理事及び評議員、学長（総長を含む）（以下、「役職者」という）の選解任過程等に関する透明性の確保を通じて、理事会による理事の職務の執行監督機能の実質化を図るとともに、大学で起こりうる利益相反、研究活動に関わる不正行為等について、その防止のために必要とされる制度整備を行い、実行する。	(3-2) 会員法人は、ガバナンスを担保するチェック機能を高めるため、有効な内部統制体制の確立を図る。	1	法令等の遵守に係る基本方針・行動基準を定め、事業活動等に関連した重要法令の内容を役職者及び教職員に周知徹底する。	公的研究費不正行為防止計画や、利益相反委員会規程等を設け、法令順守に努めるとともに、役職者及び教職員への周知徹底に努めている。
			2	役職者の選解任過程の開示、役職者の報酬の決定方法の開示、一定額以上の報酬を得ている役職者の報酬の開示等によって、透明化を図る。	（新設）私学法の改正・施行の時期を念頭に、役職者に係る選解任等の一層の透明化を図ることとしている。
			3	法令等遵守体制の実効性に重要な影響を及ぼし得る事項について、理事会及び監事に対して定期的に報告がなされる体制を整備する。	大学の教授会等に業務理事及び内部監査室長が出（陪）席し、必要に応じ、理事会や監事に報告できる体制を整えている。
			4	学校法人に著しい損害を及ぼす恐れのある事象への対応について、理事会その他重要な会議等において、十分な情報を踏まえたリスク分析を経た議論を展開する。	新型コロナウイルス対策や、他法人の危機事象事例等、法人に著しい損害を及ぼす恐れのある事象に関し、理事会のみならず、役職者会議等において、そのリスクを十分意識した議論を展開している。
			5	理事等が、事業内容ごとに情報を管理保存する体制を通じて、信用・ブランドの毀損その他のリスクを認識し、当該リスクの発生可能性及びリスク発生時の損害の大きさを適正に評価する。	理事等は其所掌する業務に関し、情報を管理するとともに、リスクの発生可能性及びリスク発生時の損害の大きさを適正に評価している。
			6	不正又は誤謬等の行為が発生するリスクを減らすために、各担当者の権限及び職責を明確にするなど、各担当者が権限及び職責の範囲において適切かつ効率的に職務を遂行していく体制を整備する。その際、職務を複数の者の間で適切に分担又は分離させることに留意する。	理事のうち学内理事を常務理事とし、各自の所掌を明示しており、その権限及び職責の範囲において適切かつ効率的に職務を遂行していく体制を明確にしている。
			7	職務を特定の者に一身専属的に属させることにより、組織としての継続的な対応が困難となる、あるいは不正又は誤謬等が発生するといった事態が生じないよう、権限及び職責の分担や職務分掌を明確にする。	理事のうち学内理事を常務理事とし、各自の所掌を明示しており、その権限及び職責の分担を明確にしている。
			8	内部監査室あるいはこれに相当する業務を担当する部署等（以下、内部監査室等）を設置するなど、内部チェック機能を高める。	既に内部監査室を設置し、内部チェック機能を高めている。
			9	内部監査基準又は内部監査ガイドライン等の内部監査に関する諸規程を整備し、内部統制体制を確立する。	学校法人東京歯科大学内部監査規程や東京歯科大学における公的研究費の管理・監査実施基準等を定め、内部統制体制の確立に努めている。
			10	相互牽制機能が働く有効な体制を整備し、監事、会計監査人及び内部監査室等による三様監査体制を確立する。	監事、会計監査人及び内部監査室それぞれ独自の観点で監査を行うとともに、定例又は必要に応じ協議・情報共有を行っている。

			11	学校法人の財務状況に重要な影響を及ぼし得る事項について、財務担当理事と会計監査人との間で適切に情報を共有する。	法人の財務状況について、定期的に財務担当理事のみならず関係役員含め会計監査人との間で適切に情報を共有している。
			12	理事会その他重要な会議等における意思決定及び個別の職務執行において、法務担当及び外部専門家に対して法令等遵守に関する事項を適時かつ適切に相談する体制を構築するなど、法令等を遵守した意思決定及び職務執行がなされることを確保する体制を整備する。	重要案件については、事前に法律顧問や司法書士に確認するとともに、法律顧問には、基本的に理事会・評議員会にも陪席を求めている。
			13	教職員等が違法又は不適切な行為、情報開示内容に関し真摯な疑念を伝えることができるよう、また、伝えられた情報や疑念が客観的に検証され適切に活用されるよう、(内閣府告示第118号「公益通報者保護法第11条第1項及び第2項の規定に基づき事業者がとるべき措置に関して、その適切かつ有効な実施を図るために必要な指針」(令和3年8月20日)等を参考にして)、部門横断的な公益通報対応業務を行う体制及び公益通報者を保護する体制の整備等を通じて、内部公益通報に係る体制を実効的に機能させる。	東京歯科大学における研究活動に係る不正行為の防止に関する規程等を定め、部門横断的な公益通報対応業務を行う体制及び公益通報者を保護する体制の整備等を通じて、内部公益通報に係る体制を整備している。
			14	個人情報とは個人の人格尊重の理念の下に慎重に取り扱われるべきものであることに鑑み、個人情報の保護に関する基本方針を策定し、個人情報保護に関する体制を整備し実効的に機能させる。	(新設)個人情報に関する法令等の遵守を含め、その方針を本学 WEB サイトに公表するとともに、各病院単位でも、個人情報保護方針やセキュリティ方針を定め公表する等、個人情報保護に積極的に取り組んでいる。
	(3-3) 会員法人は、自らが行う教育研究活動に係る情報や、それを支える経営に係る情報について広く社会から理解を得るため、様々な機会を通じて、積極的に情報を公開する。	(3-3-1) 会員法人は、広く社会に対して、継続的かつ時宜に合った情報公開を行うための制度整備をさらに進める。	1	いつ、どのような情報を、誰に対して、どのように開示するかなどを規定した情報公開基準又はガイドライン等の諸規程を整備する。	東京歯科大学財務情報公開に関する規程に基づき、速やかに情報公開している。
			2	公正かつ透明性の高い情報公開を行うため、開示すべき情報が迅速かつ網羅的に収集され、法令等に則って適時、正確に開示することのできる体制又はシステムを整備する。	東京歯科大学財務情報公開に関する規程、同オープンアクセス方針及び日本私立学校振興・共済事業団の求める情報公開基準等に則り、情報開示を行うとともに、その実施状況を年 3 回程度関係者で協議・確認している。
			3	法令に定められた財務書類等を適切に公開する。	法令や寄附行為等に則り適切に公開している。
			4	中期計画等との関連に留意した事業報告書の作成を通じてその進捗状況を公表する。	中期計画、事業計画との関連に留意した事業報告書の作成を通じて毎年その進捗状況を HP で公表している。
			5	認証評価結果、外部評価結果及び設置計画履行状況等調査結果等、学外からの評価結果等を公表する。	自己点検評価結果のみならず、認証評価結果及び設置計画履行状況等調査結果等、学外からの評価結果も公表している。
			6	学校法人が相当割合を出資する事業会社に関する情報を公開する。	法人が相当割合を出資する事業会社はない。
			7	内部統制の実施状況に関して、事業報告書へ記載する等の方法により公表する。	(新設)事業報告書への本学ガバナンス・コードの実施状況掲載等、内部統制の実施状況について毎年公表している。
			8	公表した情報に関する外部からの意見を聴取し、反映できる体制を整備する。	基本的には、各所管の庶務担当課が窓口となり、必要に応じ事務部長、事務局長を通じて役員等に報告することとしている。
		(3-3-2) 会員法人は、情報を公開するに当たり、幅広いステークホルダーの理解が得られるよう、その公開方法の工夫・改善を図る。	1	公開する情報の包括性、体系的性、継続性、一貫性及び更新性に留意する。	情報の公開にあたっては、その包括性、体系的性、継続性、一貫性及び更新性に留意している。
			2	公開した情報へのアクセシビリティ及びユーザビリティの向上を図る。	WEB サイトの改善を含め、公開情報へのアクセシビリティ、ユーザビリティの向上を図るよう心掛けている。
			3	情報の受け手にとっての理解容易性、明瞭性及び重要性に留意し、グラフや図表を活用した資料等、幅広いステークホルダーが理解しやすい手段によって情報を公開する。	情報の公開にあたっては、幅広いステークホルダーが理解しやすいよう、資料の工夫とともに、紙媒体のみならず WEB サイトも活用している。
			4	とくに収支の均衡状況、将来必要な事業に対する資金の積立状況や資産と負債の状況について、学校法人の信頼性、透明性及び継続性の観点から、理解容易性、明瞭性に留意した情報を公表する。	法人の信頼性、透明性及び継続性の観点から、資金の積立状況や資産と負債の状況について、明瞭かつ理解しやすい資料となるよう留意して情報を公表している。
			5	学校法人の継続性に重要な疑義が生じる可能性が高い場合には、当該法人に重要な影響を及ぼす傘下法人等の情報を理解容易性、明瞭性に留意して公表する。	(新設)傘下法人はない。
			6	中期計画等との関連に留意した評議員会への事業の実績報告や事業報告書の作成を通じた経営上の課題や成果の明確化、共有化により、経営改革を推進する。	中期計画等との関連に留意した評議員会への事業実績報告等の作成を通じ、経営上の課題や成果を明確化し、経営改善を推進している。
			7	大学に特有の用語に関してはわかりやすい説明を付すなど、大学関係者以外の幅広いステークホルダーからの理解が得られるよう工夫する。	大学関係者以外の幅広いステークホルダーからの理解が得られるよう HP 等での工夫・改善を図っている。

4. 継続性の確保 会員法人は、それぞれの建学の精神等の基本理念に基づき、その使命を果たすため、大学における教育研究活動の維持、継続並びに発展に努める必要がある。	(4-1) 会員法人は、私立大学の教育研究活動の継続性を実現するため、大学運営に係る諸制度を実質的に機能させ、自律的な大学運営に努める。	(4-1) 会員法人は、大学運営に係る諸制度によるガバナンス機能の向上のため、評議員会、理事会及び監事等の機能の実質化を図る。	1	政策を策定、管理する責任者（理事長、常務理事、学長をはじめとする理事等）の権限と責任を明確化する。	寄附行為や学則の定め等に基づき、管理責任者の役割を定め、その権限と責任を明確化している。
			2	政策を策定、管理する責任者の選任、解任に係る手続等を明確化する。	寄附行為の定めのほか、常務理事会においてその役割を決定する等手続きを明確化している。
			3	政策を執行する責任者の権限と責任を明確化する。	寄附行為の定めのほか、常務理事の役割を定め、その権限と責任を明確化している。
			4	理事、監事及び評議員会等のガバナンス機関において、定数、構成等を工夫することにより、機関内及び機関間の有効な相互牽制が働くような仕組みを構築する。	理事、監事及び評議員それぞれの役割は、私立学校法に基づき本学寄附行為によって定めている。令和4年度には監事定数を1増するとともに、常勤監事を配置し、機関内及び機関間の有効な相互牽制が働くようその適切な運用に努めている。
			5	理事、理事会及び監事が、理事長や特定の利害関係者から独立して意見を述べられるか、モニタリングに必要な正しい情報を適時、適切に得ているか、理事長、内部監査人等との間で適時、適切に意思疎通が図られているか、理事及び監事による報告及び指摘事項が適切に取り扱われているかを定期的にチェックする。	理事、理事会及び監事の役割は、私立学校法に基づき本学寄附行為によって定められており、利害関係者等から独立して意見を述べられる。また、モニタリングに必要な情報は、適時、内部監査室や幹部職員等を通じて役員等に提供されている。理事長、内部監査室は月1回の法人事務局打合せを含め、適時、適切に意思疎通を図るとともに、理事及び監事による報告及び指摘事項は、法人間で共有・処理され、必要に応じて学部等に対応を求めるなど、適切に取り扱われている。
			6	教学組織と法人組織の役割・権限・責任を明確化する。	教学組織と法人組織の役割・権限・責任については、それぞれ組織の規程に基づき、明確化されている。
			7	政策を策定、管理する責任者（常務理事等）が政策の執行状況を確認できる仕組みをITの活用等により構築する。	大学クラウド上の共有ファイルや専用ホームページにおいて、政策の執行状況を確認できる仕組みを構築している。また、政策に進展があれば、大学ホームページの「情報の公表」欄において、都度更新している。
			8	経営情報を正確かつ迅速に教職員等の組織構成員に伝達するためのIT環境を整備するなど、学校法人経営に係る当事者意識を醸成する仕組みを構築する。	本法人教職員向けのポータルサイトにおいて学内だけでなくテレワークを意識した学外からのアクセス許可、また、サイトを閲覧する端末に依存しないレスポンス・ウェブデザインを採用するなど、シームレスなIT環境を整え経営状況の迅速な伝達と意識の向上に努めている。
			9	理事会及び常務理事会、評議員会等の議決事項を明確化する。	議決事項を寄附行為に定めるとともに、関係各課からの事項集約に努め、事前に理事長を含め法人の幹部職員と事項整理を行っている。
			10	理事会、評議員会の開催にあたり、資料を事前に送付するなど、十分な説明や資料を提供し、構成員からの意見を引き出すための議事運営の仕組みを構築する。	大学ホームページ上に理事・評議員専用の会議用のページを設定し、会議の前に資料を掲示する等、構成員からの意見を引き出すための工夫を重ねている。
			11	理事、評議員の定数は学校法人の規模を踏まえた数とする。	定数は学校法人の規模を踏まえ寄附行為で定め、文部科学省の承認を得ている。
			12	学校法人内外の人材のバランスに考慮しつつ、理事及び評議員等の選任時に当該学校法人の役員もしくは教職員でない者（以下、「外部人材」という）を積極的に登用（理事、評議員については複数）する。	理事、評議員とも法人内外の人材のバランスに考慮しつつ、外部人材を積極的に登用している。
			13	ダイバーシティ推進のため、法人に関係する全ての人の人権を尊重し、個性と能力を十分に発揮できる環境を構築する体制を整備する。	（新設）ダイバーシティ推進のため、性別のみならず、外国人研究者、障がいのある者等の積極的雇用を心掛けるとともに、病院等においては、多業種にわたる医療従事者の個性と能力を十分に発揮できる環境・体制の整備に努めている。
			14	外部人材に経営情報を正確かつ迅速に伝達し、運営の透明性を確保するとともに、外部人材からの意見聴取の仕組みを整備する。	外部人材への経営情報の正確・迅速な伝達と運営の透明性を担保するとともに、外部人材からの意見聴取を容易にするため、メールやWEB等を活用して資料提供している。
			15	理事、監事及び評議員に対する研修機会を提供し、その充実を図る。	監事に関しては、文部科学省等の監事研修会に参加。理事、評議員は所属団体主催会議等に、その役割に応じて参加している。
	(4-2) 会員法人は、私立大学の教育研究活動の継続性を実現するため、財政基盤の安定化、経営基盤の強化に努める。	(4-2-1) 会員法人は、私立大学の教育研究活動の継続性を実現するために、学生納付金以外の収入の多様化等によって、財政基盤の安定化及び強化を図る。	1	「寄附を受ける」から「寄附を募る」への転換を図り、寄附金募集事業を推進するための体制を整備する。	法人事務局において周年事業での募金により培った経験を踏まえ、同窓会等との連携を図り、寄附募集の体制を整えている。
			2	理事長、学長等のトップ層が寄附募集活動の重要性を認識したうえで、業務としての寄附募集の位置づけを明確にし、教職員の寄附募集に係る意識と理解の深化を図る。	大学広報やホームページなどを活用して同窓会や一般職員への働きかけを行い、「寄附を募る」への転換を推進するとともに、教職員の意識と理解の深化を図ることとしている。
			3	「大学のミッション、ビジョンの実現に向けた事業」「大学の将来（機能別分化、個性化、多様化やグローバル化）に向けた事業」や「スポーツ・文化振興、地域振興、社会貢献、その他社会のニーズに合致した事業」等の目的を明確化したうえで、寄附者からの共感を得て寄附を募る。	寄附募集にあたり、目的や大学のビジョンを明確にしたうえで、同窓会等の寄附者からの共感を得て「寄附を募る」への転換を推進している。
			4	補助金を含めた外部資金に係る情報収集、情報共有（学内広報）研究シーズや成果の情報公開（学外広報）を推進するための体制を整備する。	科研費を中心とした外部資金獲得に係る情報収集、情報共有を定期的に行う体制を整えるとともに、獲得状況については本学HP等で情報公開している。また、補助金に係る委員会を設置し、情報収集・共有を推進する体制を整えている。

			5	補助金を含めた外部資金獲得のための円滑な事業運営や研究推進のための体制を整備する。	研究部において、事務局と連携しつつ外部資金獲得のための円滑な事業運営や研究推進を図っている。また、補助金に係る委員会を設置し、情報収集・共有を推進する体制を整えている。
			6	社会・地域連携、産学官民連携、大学間連携や高大連携を通じた外部機関との連携を推進するための体制を整備する。	研究部を中心に地域連携や大学間連携等の外部機関との連携を推進するとともに、地元企業等との協定により本学の教育活動に関する点検・評価の実施、また、新潟県糸魚川市との高大連携を含めた包括的連携に関する協定を締結する等、外部機関との連携を推進している。また、附属病院では「地域歯科診療支援病院」、「地域がん診療連携拠点病院」、「地域災害拠点病院」等の指定を受け、地域連携を通じ財政の安定化・強化を図っている。
			7	リスクを考慮した資産の有効活用を行うための規程及び体制を整備する。	資金運用管理規程等に則り、適切な運用体制を整え、有効活用を図っている。
		(4-2-2) 会員法人は、幅広いステークホルダーからの信頼性及び教育研究活動の継続性確保のために、危機管理体制を拡充する。	1	危機等の発生を未然に防止するためのシステム及び体制を整備する。 (新設 ※3を移動)	役職者による会議を定時・随時に設け情報共有するとともに、教学部門、病院部門においても常時体制を整備している。また、文部科学省からの危機事例、災害警戒通知を関係部署で共有する体制をとっている。(注3から移動)
			2	管理運営上、不適切な事案が生じた際には、速やかな公表と再発防止が図られる体制を整備する。	不適切事案等については、担当課長より事務部長、事務局長を通じ、学長、理事長まで情報が上がるシステムとなっており、必要に応じ担当若しくはチームを設ける等して対策（公表、再発防止策）に取り組むこととしている。
			3	危機等の発生に備え、危機管理時の広報業務に係るマニュアル、緊急時の対応マニュアル等、危機発生時に必要となる各種マニュアルを整備し、教職員、学生等に広く周知するとともに、教職員、学生等への研修等を実施する。	危機管理時、緊急時の対応は、日ごろより連絡体制を整えている。特に防火・防災に関しては、法人所管規程として再構築し、学内に周知しており、情報システムに関しては、法人全体の体制の強化に向けて規程を整備した。再構築後のマニュアルに関しては令和5年度に策定し、教職員等の研修等に活用することとしている。
			4	危機等が発生した場合、あらかじめ整備した緊急時対応マニュアル等に基づき対応する。	危機事象については、担当課長より事務部長、事務局長を通じ、学長、理事長まで情報が上がるシステムとなっており、必要に応じ担当若しくはチームを設ける等して対策（公表、再発防止策）に取り組むこととしている。
			5	情報システムへのアクセス権限を厳格・適切に設定する。	情報漏洩、搾取防止の観点から、TDC アカウントの厳格な運用を強化し、システムやデータへのアクセス権限を厳格・適切に管理している。
			6	情報セキュリティ体制の適切性及び運用状況を検証する。	情報システム管理室を設け、学内情報システムの一元化とともに、情報セキュリティ体制の適切性及び運用状況を検証・改善を行っている。
			7	ハラスメントを防止するための必要な措置を講じる。	(新設)新たに、法人に一元化する形で「学校法人東京歯科大学ハラスメント及び性暴力等の防止等に関する規程」を定めた。

【自己点検・評価について】

平成 16(2004)年度から、全ての大学、短期大学、高等専門学校は、7 年以内ごとに文部科学大臣が認証する評価機関の評価（認証評価）を受けることが法律（学校教育法）で義務付けられている。

大学は、令和 5 年度に大学評価（認証評価）を受審し、令和 6 年 3 月 27 日付 23 大基評第 329 号をもって大学基準協会より、大学評価（認証評価）結果が送付され、本学が「大学基準に適合している」旨の通知とともに「大学基準適合認定証」が交付された。本学に対する認定期間は、令和 6 年 4 月 1 日より 7 年間（令和 13 年 3 月 31 日まで）である。総評に関連して幾つかの「改善課題」が付されており、これらについてはその趣旨に添った改善策を講じ、改善状況を「改善報告書」として取りまとめ、令和 9 年 7 月末日までに大学基準協会に提出する。

短期大学は、平成 29 年 4 月に開学し令和 5 年度に開学 7 年目を迎え、一般財団法人 大学・短期大学基準協会による初めての認証評価を受審した。開学後から継続して行われてきた自己点検・評価活動について「自己点検・評価報告書」に取り纏め提出、実地調査等を経て、同協会が定める短期大学評価基準を満たしていることから令和 6 年 3 月 8 日付で「適格」認定を受けた。

【情報公開について】

ホームページ上に情報の公表ページを設け、財務情報を含めた学校法人の基本的な情報のほか、大学および短期大学の教育研究上の情報、修学上の情報を社会に向けて公表するため、閲覧者が分かりやすい内容で公開している。また、本学の組織・運営及び教育・研究諸活動についての現状とそれに対する社会的評価を社会に向けて公表するため、自己点検・評価結果及び大学評価（認証評価）結果をホームページ上で公開している。

【施設設備整備について】

東京歯科大学は、歯学部、大学院歯学研究科を設置しており、その臨床教育施設として3つの附属病院・歯科医療センターを設けている。これらの施設は、水道橋、市川、千葉の3キャンパスに分散配置されており、平成25年9月からはキャンパスの中心拠点を千葉から水道橋に移している。

水道橋キャンパスには、水道橋校舎本館、新館、さいかち坂校舎を配置し、本館には大学、大学院、短期大学、水道橋病院を置いている。平成29年3月までに本館水道橋病院のリニューアル工事が完了し、大学機能及び水道橋病院での臨床教育環境を整備拡充した。さらに、令和4年3月までに本館の11、12階に講義室・セミナー室・研究室・標本室などを整備し、教育研究環境の充実を図っている。

千葉キャンパスには、臨床教育施設である千葉歯科医療センターがあり、令和2年12月に新センターが竣工し、令和3年3月から開院した。また、大学施設として、厚生棟、合宿棟、体育館、グラウンドなどが置かれている。令和4年3月には、病院棟、実習講義棟などの旧校舎の解体が完了し、跡地の整備計画の検討を進めている。

市川キャンパスには総合病院を置いており、東葛南部地域における地域医療構想調整会議での議論を踏まえ、令和6年2月より従来の570床から511床に減床した。令和4年7月には歯科外来棟が竣工、令和6年2月には旧歯科診療室跡地を薬物療法室に改修、内科外科待合室等の拡充、患者相談ブースの整備を行った。設備整備面でも病院業務インフラの基幹をなす電子カルテシステムを更新した。

（５）その他取り組みの概要

① 教育力向上の取り組みの概要

東京歯科大学の特色として、学修時間・教育の成果等に関する情報の収集、教員によるカリキュラム立案・教育方法・教育評価等に関する研修活動、歯科医学教育に関する教育内容・教育方法等の研究・開発を行う教育の中心的部門として「歯科医学教育開発センター」を設置し、教務部と連携して様々な取組を行っている。平成17年度以降、「特色GP」「現代GP」などの競争的補助事業に採択され、「IT環境を活用した6年一貫の総括的評価」、「e-Learning Programの開発」、「個々の患者ニーズに応えられる歯科医師養成」、「習熟度混成授業での個に応じた学習実施のためのクリッカーの活用」などの取り組みを推進してきた。さらには、水道橋キャンパス、市川キャンパスにシミュレーション室が完成し、平成26年度、28年度には市川キャンパスにスキルスラボシミュレーション設備を、同じく平成28年度には水道橋キャンパスにCAD/CAMシステムや口腔内スキャナーを

整備して、臨床教育のなお一層の充実を図っている。さらに、令和元年度には CBT システムの更新、講義収録システムの導入を行い、教育・学修環境のさらなる充実を図っている。また、歯学教育モデル・コア・カリキュラムの改訂を見据えた、デジタルデンティストリー教育のための歯科医学教育用の口腔内スキャナーなどのシミュレータ機器の拡充や、VR コンテンツの導入を進めるため、学内における教育ワークショップでの検討を行っている。このほか、教育ワークショップ、歯科医学教育セミナー、学生による授業評価などに加え、シラバスや成績評価、効果的な授業実施のための研修活動を実施し、継続した FD・SD 活動を推進している。また、教務部・学生部のもと、学年主任・副主任を中心とした学生サポート体制を強化し、生活面・精神面のサポートと共に、学生の成績や学習進度、学習態度を把握しながらの学修指導を展開している。

東京歯科大学短期大学では、個々の学生の学修進度や習熟度に対応した個別指導ができるよう、体制を整備している。具体的には、学生数人に対して 1 人の専任教員が指導教員となって入学時から卒業時まで一貫して学生生活全般をサポートし、履修相談、履修指導を実施していく。また、学生が自らの学修経験を整理し、学修課題を見だし、主体的に学修を進めることができるような工夫を行う。生活面における諸問題など、履修以外の問題に対しての相談・助言も行っている。

学生の学修を支援するために、各学年に学年主任 1 人、副主任 2 人という学年主任制を設けており、1 人の主任・副主任が 16、7 名の学生を担当することで学生の学修支援を確実にしている。全教科で形成的評価を行うことをシラバスに明記し、支援の必要な学生に定期試験の実施前に補習を行っている。

② 国際交流の概要

本学では、現在 10 大学との姉妹校協定および、4 校との学術協定を締結している。加えて、世界各国の大学や研究機関との活発な交流を実施し、研究者間および学生間の交流を推進している。さらに、高い研究水準の維持・向上や新しい医療技術の導入を目指して、海外研究者との共同研究のための本学教職員の渡航、国際学会等への参加についても、積極的に推進、支援を行っている。

学生教育については、国内あるいは外国での学生相互間の交流を通して、風俗、習慣による考え方の相違点と共通点を認識させ、国際感覚を養うことにより、人類のための普遍的な歯科医療に貢献できる人材の養成を目指している。令和 5 年度は教育の一環として海外の協定姉妹校、交流大学への訪問を行う Elective Study Program 研修に加え、新たに海外研修プログラムをスタートさせた。今後も、海外との協定締結を積極的に進め、学生の海外渡航の機会を増やしていく。

短期大学では、海外の大学との連携や交流協定等の締結はまだないが、国際的な視点を持つことにより、歯科衛生を通じて人類福祉に貢献できる人材の養成を目指している。令和 5 年 1 月に韓国釜山の大同大学歯科衛生学科学科長の来訪をきっかけとして、令和 6 年 2 月には同大学から総長および歯科衛生学科学科学生が来訪し、学生実習、施設等を見学、短期大学学生との交流を行った。今後は、相互交流を進め、国際感覚を養うための交流協定の締結に向けて相互理解を深めていきたい。

社会におけるグローバル化が進む中で、大学・短期大学における国際交流の推進を通じて、世界に向けて日本の歯科医学の研究と医療の立場を明確に示すことのできる人材を養成することは、極めて重要な意義を有するものである。

③ 社会貢献・連携活動の概要

超高齢社会において健康寿命を延ばすために、歯科医療が健康の維持に果たす役割や、誤嚥性肺炎などの全身疾患の予防における口腔ケアの重要性などについて、近隣の方々や患者様をはじめ、歯科医療に興味を持たれている人びとに、歯科医療について理解を深めてもらうことを目的として、市民公開講座を開催している。大学の水道橋移転後の平成 26 年度から平成 28 年度に市民公開講座として毎年 5 回、平成 29 年度は一般公開講座として 2 回公開講演会を開催してきた。これらの市民公開講座、一般公開講座開催実績を踏まえ、令和元年度からは、東京歯科大学市民講座の名称で、千代田区との連携の下に、新たな公開講演会を開催している。令和 5 年度の公開講座は、コロナ禍を経て 4 年ぶりに対面で開催をした。講演の内容は動画に収録してホームページに掲載し、オンライン配信によって一般への公開をおこなっている。

令和 3 年に本学が千代田区の職員に対する新型コロナウイルスのワクチン接種で協力したことをきっかけに、令和 5 年 1 月に千代田区が区内 11 大学と締結している連携協定に 12 番目の大学として加盟が承認された。その初年度である令和 5 年度は、区民公開講座の開催、ちよだ環境まつりへのブース出展、図書館連携、認知症サポーター養成講座の受講とこれに伴う認知症サポート大学の認証取得等、積極的に活動を展開した。今後とも歯科大学としての専門性も発揮しながら、地域住民の健康と地域の発展に貢献していく。

令和元年 9 月に新潟県糸魚川市との間で「人的・知的交流を通じて地域に根差した多様な学びの機会の提供」と「教育の分野等で相互協力し地域社会の発展と人材の育成に寄与」することを目的とした包括的協定を締結している。高大接続として、新潟県糸魚川市の糸魚川白嶺高校と令和 4 年度はオンライン授業を実施したが、令和 5 年度は 9 月 21 日（木）に対面での授業を実施した。

短期大学では、すでに大学が包括的連携協定を結んでいる糸魚川市と令和 3 年 3 月 1 日に包括的連携協定を締結した。高大接続の一環として、糸魚川白嶺高校の生徒に対し、令和 5 年 9 月 21 日（木）に大学と連携・協働して、出張授業を実施した。

本学は、水道橋病院、市川総合病院、千葉歯科医療センターの 3 つの附属病院等を設置し、それぞれ歯科医療及び内科医療の中核的地域医療機関として地域の医療にも大きく貢献している。これらの附属病院等は、一般歯科診療所、開業医の支援病院としても地域医療を支えている。

水道橋病院では、「歯科医師たる前に人間たれ」の建学の精神に基づき、「思いやりの心による医療」を基本理念に、患者の人権を尊重した安全・安心の医療を提供している。患者を中心として、全ての病院スタッフが相互に連携し、総合的なチーム医療を提供することにより、患者がより健康で幸福な生活が送れるような医療の提供に努めている。

『地域医療連携委員会』においては、東京都歯科医師会、本学同窓会、さらに千代田区、中央区内の各歯科医師会から学外委員として参画していただき、地域医療機関と連携して良質で高度な医療の提供を行い、地域医療への貢献を図っている。また、併せて近隣総合病院との連携強化も促進し、訪問歯科診療、睡眠時無呼吸症候群患者の受入れ等を含めて、地域医療のより広い社会貢献に努めている。

また、日常取り組んでいる臨床についての相互理解を深め、大学病院としての先進的な情報提供を行うことを目的として、紹介医を招待した「水道橋病院医療連携報告会」を対面にて開催し、熱心な意見交換が行われた。懇親会での情報交換も活発に行われ、Web 会議では実現できなかった生

の声を拾うことができ、医療連携ネットワークの構築とフィードバックに活かすことができた。

市川総合病院では、「地域完結型」の医療へと、病院全体での取り組みを継続して実施している。

「地域医療支援病院」の指定要件である近隣医療機関からの紹介患者の受入れ等の推進に引き続き取り組み、コロナ禍にて病床に制限がある中でも1年間を通じて紹介率95.7%、逆紹介率87.7%という高い水準を維持している。

地域の医療従事者を対象とした研修会として「市川リレーションシップカンファレンス」をオンラインで4回開催した。また、地域で医療を提供されている医師を講師に迎え、当院の教職員を対象とする「地域連携研修会」を1回開催した。地域連携の強化には、顔の見える関係の構築が重要であり、次年度からは対面での研修会や懇親会の開催を検討していきたい。

千葉歯科医療センターでは、歯科大学附属の医療機関として、地域住民に対し高度な歯科医療を提供するとともに、地域医療の向上に寄与するため、千葉県や郡市歯科医師会、医療連携登録機関との連携を密にし、口腔外科領域疾患等の治療に関しては、本学附属の水道橋病院、市川総合病院との医療連携により迅速な対応が可能な協力体制を確立している。地域の歯科医師会が主体となって実施されている口腔がん検診について協力要請には積極的に応え、協力をしている。また、心身障がい児（者）の歯科診療二次受入れ医療機関として、行政および県民からの要請に応え、その役割を担っている。

地域医療連携では、コロナ禍において中止をしていた医療連携協議会（千葉県歯科医師会、近隣郡市歯科医師会の代表者と当センター幹部との合同協議会）を対面形式で開催し、各歯科医師会会員との情報交換、情報共有を行い、併せて、センターの広報紙（CDC PRESS）やリーフレットを歯科医師会、医療連携先、紹介元医療機関へ配付し、当センターの最新情報を紹介している。

令和5年度は、医療連携機関を増やすことを目的に千葉県、並びに千葉市歯科医師会を通じて会員宛にセンター広報紙と医療連携登録の案内を配付し、登録機関の増加を推進した。

超高齢社会を迎え、団塊の世代が75歳以上となる2025年を目処に地域包括ケアシステムの構築を推進し、地域住民に良質で安全な歯科医療を迅速に提供するとともに、在宅要介護者に対する訪問歯科診療、特に摂食・嚥下リハビリテーション科による摂食嚥下ケアにも引き続き重点を置き、高齢者の自立生活の支援やサービスの提供に注力している。

3. 財務の概要

(1) 財産目録

財 産 目 録

(単位：千円)

科 目	令和5年度	令和4年度	増 減
資 産 額			
1. 基 本 財 産	44,148,102	44,685,319	△ 537,217
土地	(175,612.74 m ²) 14,727,429	(175,612.74 m ²) 14,727,429	-
建物	(100,416.63 m ²) 21,125,088	(103,688.29 m ²) 22,243,246	△ 1,118,158
図書	(57,088 冊) 938,670	(56,244 冊) 930,726	7,944
教具・工具・備品	(5,511 点) 5,098,581	(5,659 点) 4,676,114	422,467
その他	2,258,334	2,107,804	150,530
2. 運 用 財 産	37,080,625	35,363,755	1,716,870
現金預金	3,826,899	3,811,029	15,870
その他	33,253,727	31,552,725	1,701,002
3. 収益事業用財産	1,040,646	1,040,646	-
資 産 総 額	82,269,373	81,089,719	1,179,654
負 債 額			
1. 固 定 負 債	7,369,392	6,815,070	554,322
長期借入金	1,551,360	1,840,640	△ 289,280
長期未払金	866,054	42,196	823,858
その他	4,951,979	4,932,234	19,745
2. 流 動 負 債	3,492,121	3,203,250	288,871
短期借入金	289,280	289,280	-
前受金	1,261,622	1,248,486	13,136
その他	1,941,218	1,665,484	275,734
負 債 総 額	10,861,513	10,018,320	843,193
正味財産(資産総額-負債総額)	71,407,860	71,071,399	336,461

※科目ごとに千円未満で四捨五入しているため、内訳と総額及び増減において差異が生じる場合がある。

1. 建物の減少は、水道橋校舎南棟の解体などによるものである。
2. 基本財産の教具等の増は、市川総合病院の電子カルテシステム更新などによるものである。
3. 運用財産のその他の増は、減価償却引当特定資産の増などによるものである。
4. 固定負債の長期借入金は、日本私立学校振興・共済事業団及び銀行からの借入金である。
5. 固定負債の長期未払金および流動負債のその他の増は、リース契約にて更新した市川総合病院の電子カルテシステムの未払金などによるものである。
6. 流動負債の短期借入金は、長期借入金からの振替によるものである。

(2) 貸借対照表**貸 借 対 照 表**

令和 6 年 3 月 31 日現在

資 産 の 部

(単位：千円)

科 目	本年度末	前年度末	増 減
固 定 資 産	((71,459,350))	((69,767,101))	((1,692,249))
有形固定資産	(43,015,668)	(43,551,605)	(△ 535,937)
土 地	14,727,429	14,727,429	-
建 物	21,125,088	22,243,246	△ 1,118,158
構 築 物	699,664	752,562	△ 52,898
教育研究用機器備品	5,098,581	4,676,114	422,467
管 理 用 機 器 備 品	422,765	206,113	216,652
図 書	938,670	930,726	7,944
車 両	3,472	7,975	△ 4,503
建 設 仮 勘 定	-	7,441	△ 7,441
特 定 資 産	(27,304,848)	(25,079,123)	(2,225,725)
退職給与引当特定資産	4,945,937	4,926,192	19,745
減価償却引当特定資産	22,178,544	19,977,691	2,200,853
大学移転寄付特定資金	16,463	13,553	2,910
大学奨学金特定資産	163,905	161,686	2,219
その他の固定資産	(1,138,834)	(1,136,373)	(2,461)
施設利用権	1,465	1,680	△ 215
ソフトウェア	2,500	4,190	△ 1,690
収益事業元入金	1,040,646	1,040,646	-
長期貸付金	87,823	87,198	625
長期前払費用	6,171	2,419	3,752
敷金保証金等	230	240	△ 10
流 動 資 産	((9,769,377))	((10,281,972))	((△512,595))
現 金 預 金	3,826,899	3,811,029	15,870
未 収 入 金	3,896,388	4,497,284	△ 600,896
貯 蔵 品	189,661	171,981	17,680
短 期 貸 付 金	1,739,957	1,697,051	42,906
短 期 前 払 費 用	115,589	103,462	12,127
前 渡 金	882	1,165	△ 283
資 産 の 部 合 計	81,228,727	80,049,073	1,179,654

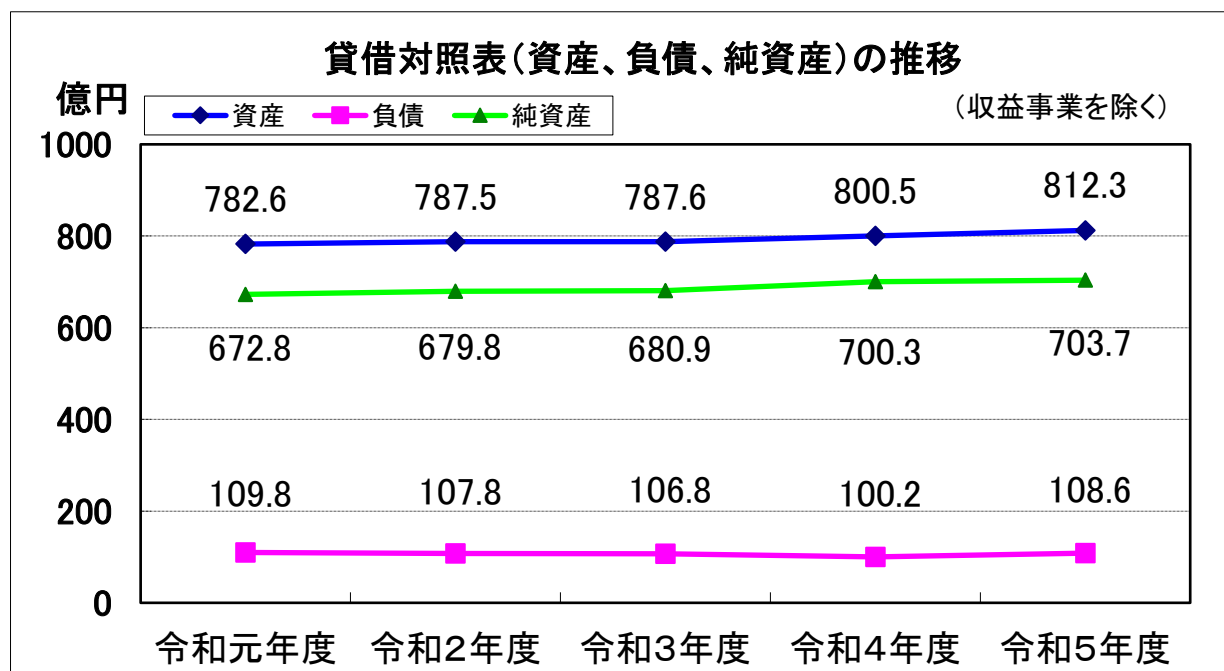
負 債 の 部

科 目	本年度末	前年度末	増 減
固 定 負 債	((7,369,392))	((6,815,070))	((554,322))
長 期 借 入 金	1,551,360	1,840,640	△ 289,280
長 期 未 払 金	866,054	42,196	823,858
長 期 預 り 金	6,042	6,042	-
退 職 給 与 引 当 金	4,945,937	4,926,192	19,745
流 動 負 債	((3,492,121))	((3,203,250))	((288,871))
短 期 借 入 金	289,280	289,280	-
未 払 金	1,711,515	1,438,184	273,331
前 受 金	1,261,622	1,248,486	13,136
預 り 金	229,703	227,300	2,403
負 債 の 部 合 計	10,861,513	10,018,320	843,193

純 資 産 の 部

科 目	本年度末	前年度末	増 減
基本金	((80,519,989))	((81,027,551))	((△ 507,562))
第1号基本金	78,452,739	78,960,300	△ 507,561
第4号基本金	2,067,251	2,067,251	-
繰越収支差額	((△10,152,775))	((△10,996,797))	((844,022))
翌年度繰越収支差額	△10,152,775	△10,996,797	844,022
純 資 産 の 部 合 計	70,367,214	70,030,753	336,461
負債及び純資産の部合計	81,228,727	80,049,073	1,179,654

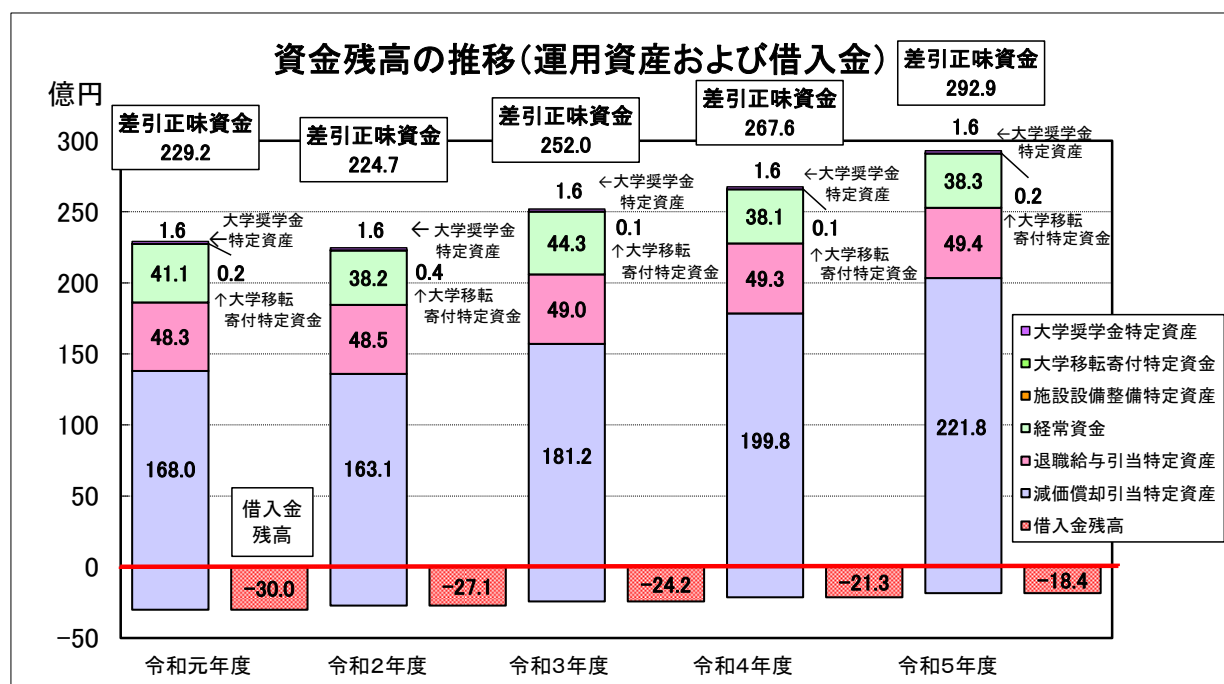
※科目ごとに千円未満で四捨五入しているため、合計などにおいて差異が生じる場合がある。



※純資産＝資産－負債（＝基本金＋繰越収支差額）

対前年度比で、有形固定資産については、水道橋校舎南棟の解体などで約5億3,600万円減少した。特定資産は減価償却特定資産の増などで約22億2,600万円増加した。その他の固定資産を含めた固定資産合計では、約16億9,200万円増加した。流動資産は、未収入金の減などがあり、資産の部合計では、約11億8,000万円の増加となった。一方、負債の部は、長期借入金は減少したが、市川総合病院の電子カルテシステム更新に伴う長期未払金および未払金の増があったため、負債の部合計では、約8億4,300万円の増加となった。

学校法人の資金調達源泉を分析する純資産構成比率（純資産／（負債＋純資産））は、令和5年度は86.6%となり、前年度より0.9%減少した。負債の割合を見る総負債比率（総負債／総資産）は0.9%高い13.4%となった。



運用資産は、令和5年度決算では、特定資産・経常資金合わせて前年度より約22億4,000万円増の約311億3,000万円となった。日本私立学校振興・共済事業団と銀行からの借入金約18億4,000万円を除く差引正味資金は約292億9,000万円である。また大学移転寄付特定資産は約1,600万円となった。さらに、退職給与引当金の100%の額を退職給与引当特定資産として約49億4,600万円保持しているほか、大学奨学金特定資産として約1億6,400万円、減価償却引当特定資産として約221億7,900万円を保持している。

(3) 収支計算書

資金収支計算書

学校法人会計で資金収支計算書を作成する目的は、第一に当該会計年度の諸活動に対応する全ての収入及び支出の内容を明らかにすること、第二に当該会計年度での支払資金の収入と支出とその顛末を明らかにすることである。当該年度はもとより、前年度以前あるいは次年度以降の諸活動に関する資金も含め、当該会計年度の中で実際に動きのあった全ての支払資金（現金預金）の収支の動きを明らかにするため調整項目を設けている。また、その他の収入・資産運用支出の科目は、繰り返し発生する年中の資金の出入りを総額で表示しているため大きな額となっている。

令和５年度の（収入の部）では、補助金収入は私立大学等経常費補助金や新型コロナ対策の補助金などがあり、補正後の対予算で約１億５，６００万円の増となった一方、対前年では新型コロナ対策の補助金が大きく減となり約１億２，７００万円の減となった。また、医療収入は対予算では約９億３，９００万円減となったものの、対前年では入院・外来とも増収となり、約６億１，２００万円増となった。雑収入の対予算増は、主に臨時的な退職者の退職金財団交付金の増やその他の雑収入の増によるものである。前受金収入は、大学・短期大学の令和６年度入学生からの学納金ほかである。その他の収入は、各特定資産からの繰入収入、前期末未収入金収入、貸付金回収収入などである。以上、収入の総額から資金収入調整勘定の期末未収入金・前期末前受金などを差し引いた収入の部小計は、約４億７千５百万円となった。前年度繰越支払資金約３億８千１百万円を加えた収入の部合計は、約５億１千３百万円となった。

（支出の部）では、人件費は対予算で約３億５，２００万円の減、対前年では約５，４００万円の減となった。教育研究経費は対予算で約３億８，６００万円の減、対前年では約５億７，６００万円の増となった。管理経費は対予算で約２億４００万円の減、対前年で約２億２，５００万円の増となった。薬品費や診療材料費増による医療経費の増や水道橋校舎南棟解体費用などがあり、対前年度では増加となったものの予算内執行となった。

施設関係支出は対予算で約４億２，５００万円の減、設備関係支出は大学の臨床基礎実習室実習機の更新を先送りしたことなどにより、対予算で約１億１，１００万円の減となった。資産運用支出は、退職給与引当特定資産への繰入支出・減価償却引当特定資産への繰入支出などを総額表示している。その他の支出は、貸付金支払支出、前期末未払金支払支出などである。

以上、支出総額から資金支出調整勘定の期末未払金等を差し引いた支出の部小計は、約４億７千４百万円となり、支払資金約３億８千２百万円が次年度へ繰越となった。

令和5年度 資金収支計算書

(単位:千円)

科 目	令和5年度予算	令和5年度決算	差 異	令和4年度決算	増 減
(収 入 の 部)					
1. 学 生 生 徒 等 納 付 金 収 入	4,922,650	4,831,462	△91,188	4,856,633	△25,171
2. 手 数 料 収 入	46,100	44,536	△1,564	45,188	△652
3. 寄 付 金 収 入	36,510	40,605	4,095	58,212	△17,607
4. 補 助 金 収 入	1,241,540	1,397,121	155,581	2,524,157	△1,127,036
(国 庫 補 助 金 収 入)	(868,380)	(996,669)	(128,289)	(1,123,047)	(△126,378)
(地 方 公 共 団 体 補 助 金 収 入)	(371,160)	(399,052)	(27,892)	(1,399,710)	(△1,000,658)
(学 術 研 究 振 興 資 金 収 入)	(2,000)	(1,400)	△600	(1,400)	(-)
5. 資 産 売 却 収 入	-	106	106	-	106
6. 付 随 事 業 ・ 収 益 事 業 収 入	350,000	357,705	7,705	393,835	△36,130
7. 医 療 収 入	22,472,830	21,534,159	△938,671	20,921,869	612,290
8. 受 取 利 息 ・ 配 当 金 収 入	35,470	35,284	△186	20,069	15,215
9. 雑 収 入	607,310	677,598	70,288	929,877	△252,279
10. 借 入 金 等 収 入	-	-	-	-	-
11. 前 受 金 収 入	1,275,100	1,261,608	△13,492	1,248,444	13,164
12. そ の 他 の 収 入	18,913,930	22,459,589	3,545,659	37,067,733	△14,608,144
13. 資 金 収 入 調 整 勘 定	△4,960,460	△5,139,632	△179,172	△5,699,885	560,253
小 計	44,940,980	47,500,141	2,559,161	62,366,131	△14,865,990
14. 前 年 度 繰 越 支 払 資 金	3,792,050	3,811,029	18,979	4,429,039	△618,010
収 入 の 部 合 計	48,733,030	51,311,170	2,578,140	66,795,171	△15,484,001
(支 出 の 部)					
1. 人 件 費 支 出	13,194,220	12,841,739	△352,481	12,896,047	△54,308
2. 教 育 研 究 経 費 支 出	10,816,040	10,430,398	△385,642	9,853,969	576,429
3. 管 理 経 費 支 出	2,773,460	2,569,405	△204,055	2,343,974	225,431
4. 借 入 金 等 利 息 支 出	14,500	14,040	△460	16,123	△2,083
5. 借 入 金 等 返 済 支 出	289,280	289,280	-	289,280	-
6. 施 設 関 係 支 出	802,710	377,663	△425,047	1,226,898	△849,235
7. 設 備 関 係 支 出	2,809,210	1,798,559	△1,010,651	972,076	826,483
8. 資 産 運 用 支 出	15,107,180	20,119,002	5,011,822	34,896,789	△14,777,787
9. そ の 他 の 支 出	1,540,420	1,688,879	148,459	2,099,562	△410,683
10. [予 備 費]	(246,080)				
	55,560		△55,560		
11. 資 金 支 出 調 整 勘 定	△2,461,600	△2,644,693	△183,093	△1,610,576	△1,034,117
小 計	44,940,980	47,484,271	2,543,291	62,984,141	△15,499,870
12. 次 年 度 繰 越 支 払 資 金	3,792,050	3,826,899	34,849	3,811,029	15,870
支 出 の 部 合 計	48,733,030	51,311,170	2,578,140	66,795,171	△15,484,001

※科目ごとに千円未満で四捨五入しているため、合計などにおいて差異が生じる場合がある。

事業活動収支計算書

令和5年度決算での教育活動収支差額は約2億4,000万円の黒字で、教育活動外収支を含めた経常収支差額も約4億3,500万円の黒字となり、新型コロナ対策の補助金を加味した補正後の対予算では約1億8,100万円の黒字増となっている。特別収支を含めた基本金組入前当年度収支差額は約3億3,600万円で、補正後の対予算で約2億3,500万円の増、対前年では新型コロナ対策補助金の減、水道橋校舎南棟解体などにより約16億800万円の減となった。

事業活動収入計は約289億3,300万円で、補正後の対予算で約7億9,500万円減となった。医療収入が約9億3,900万円の減となったことが主な要因である。

一方、事業活動支出計は約285億9,700万円となり、対予算で約10億3,000万円の減となった。薬品費、診療材料費の増により医療経費が増となったが、人件費、教育研究経費、管理経費は予算内の執行となった。

基本金組入額は、新たな固定資産の取得額から除却および廃棄する固定資産の額を差し引いた額を組み入れた。基本金組入額は約2億1,900万円で、主な要因は大学の教育研究用機器備品などである。第4号基本金組入額は、恒常的に保持すべき資金を組み入れるが、令和5年度は要組入額が前年度を下回ったため新たな組み入れはない。基本金取崩額は約7億2,700万円を計上し、市川総合病院の教育研究用機器備品の除却などが主な要因である。

前年度決算との比較でみると、医療収入は対前年で約6億1,200万円の増となったが、経常費等補助金のうち新型コロナ対策の補助金は対前年で約10億8,500万円減の約2億4,600万円となった。このほか退職金財団交付金の減などがあり、教育活動収入は対前年で約8億8,400万円の減となった。教育活動支出は、人件費で約6,000万円の減、教育研究経費のうち教育研究経費で約600万円の増、医療経費で約5億1,700万円の増、管理経費は約1億9,000万円の増となり、合計で約6億5,500万円の増となった。教育活動収支差額は約2億4,000万円で対前年比約15億3,900万円の減、経常収支差額は約4億3,500万円で対前年比約15億1,800万円の減となった。

令和5年度 事業活動収支計算書

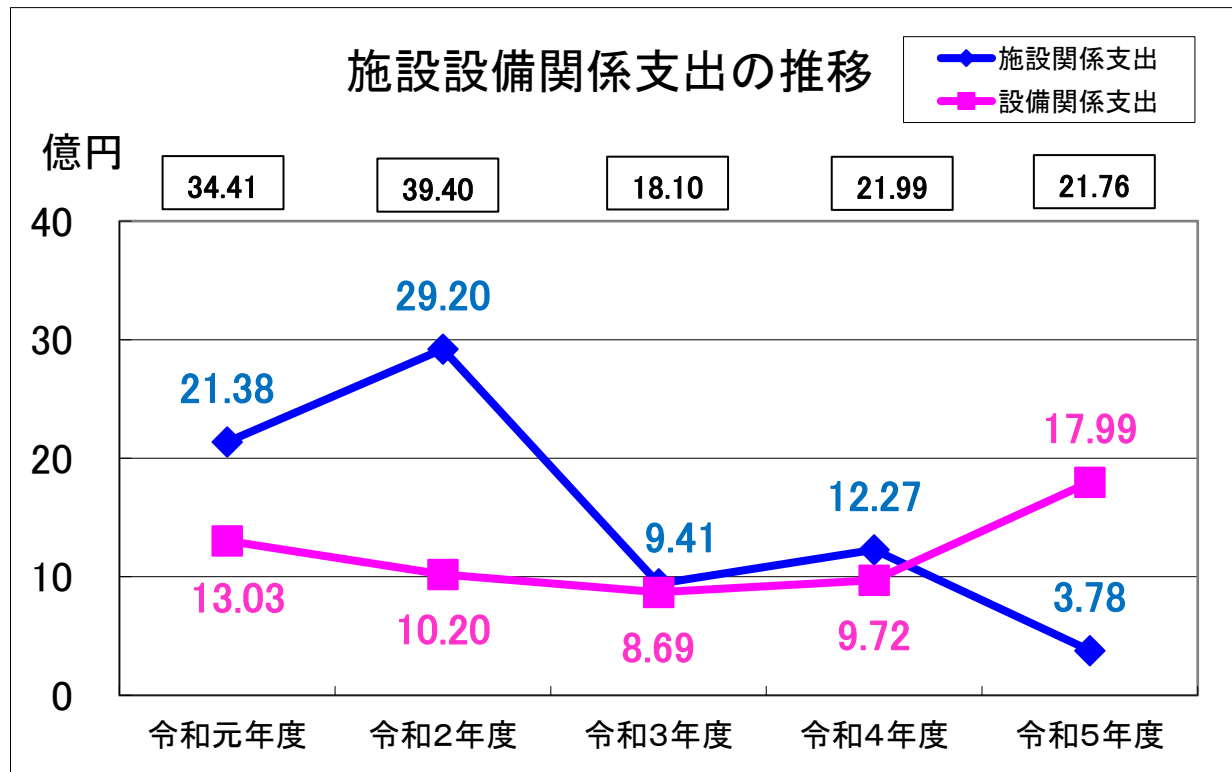
(単位:千円)

科 目			令和5年度予算	令和5年度決算	差 異	令和4年度決算	増 減
教育活動収支	事業活動収入の部	1. 学 生 生 徒 等 納 付 金	4,922,650	4,831,462	△91,188	4,856,633	△25,171
		2. 手 数 料	46,100	44,536	△1,564	45,188	△652
		3. 寄 付 金	39,010	42,832	3,822	58,217	△15,385
		4. 経 常 費 等 補 助 金	1,240,090	1,350,988	110,898	2,514,672	△1,163,684
		（ 国 庫 補 助 金 ）	(868,380)	(951,988)	(83,608)	(1,114,467)	(△162,479)
		（ 地 方 公 共 団 体 補 助 金 ）	(369,710)	(397,600)	(27,890)	(1,398,805)	(△1,001,205)
		（ 学 術 研 究 振 興 資 金 ）	(2,000)	(1,400)	(△600)	(1,400)	(-)
		5. 付 随 事 業 収 入	168,150	184,540	16,390	224,044	△39,504
		6. 医 療 収 入	22,472,830	21,534,159	△938,671	20,921,869	612,290
		7. 雑 収 入	606,370	675,147	68,777	926,607	△251,460
	教育活動収入計	29,495,200	28,663,664	△831,536	29,547,230	△883,566	
	事業活動支出の部	1. 人 件 費	13,217,620	12,861,483	△356,137	12,921,183	△59,700
		2. 教 育 研 究 経 費	13,067,080	12,646,657	△420,423	12,123,450	523,207
		＜ 教 育 研 究 経 費 ＞	<6,047,490>	<5,350,969>	<△696,521>	<5,345,091>	<5,878>
		＜ 医 療 経 費 ＞	<7,019,590>	<7,295,688>	<276,098>	<6,778,359>	<517,329>
		3. 管 理 経 費	3,156,560	2,913,335	△243,225	2,723,213	190,122
		＜ 管 理 経 費 ＞	<3,156,560>	<2,913,335>	<△243,225>	<2,723,213>	<190,122>
		4. 徴 収 不 能 額 等	2,600	1,939	△661	395	1,544
	教育活動支出計	29,443,860	28,423,414	△1,020,446	27,768,240	655,174	
	教育活動収支差額			51,340	240,250	188,910	1,778,989
教育活動外収支	収入の部	1. 受 取 利 息 ・ 配 当 金	35,470	35,284	△186	20,069	15,215
		2. その他の教育活動外収入	181,850	173,165	△8,685	169,791	3,374
		教育活動外収入計	217,320	208,449	△8,871	189,860	18,589
	支出の部	1. 借 入 金 等 利 息	14,500	14,040	△460	16,123	△2,083
		2. その他の教育活動外支出	320	106	△214	174	△68
		教育活動外支出計	14,820	14,145	△675	16,297	△2,152
教育活動外収支差額			202,500	194,304	△8,196	173,564	20,740
経 常 収 支 差 額			253,840	434,553	180,713	1,952,553	△1,518,000
特別収支	収入の部	1. 資 産 売 却 差 額	-	-	-	-	-
		2. そ の 他 の 特 別 収 入	15,970	61,197	45,227	34,353	26,844
		特 別 収 入 計	15,970	61,197	45,227	34,353	26,844
	支出の部	1. 資 産 処 分 差 額	157,390	154,031	△3,359	39,646	114,385
		2. そ の 他 の 特 別 支 出	5,820	5,259	△561	2,505	2,754
		特 別 支 出 計	163,210	159,290	△3,920	42,151	117,139
特 別 収 支 差 額			△147,240	△98,092	49,148	△7,798	△90,294
[予 備 費]			(262,470)				
			4,910		△4,910		
基 本 金 組 入 前 当 年 度 収 支 差 額			101,690	336,461	234,771	1,944,755	△1,608,294
基 本 金 組 入 額 合 計			△1,371,470	△219,189	1,152,281	△1,332,333	1,113,144
当 年 度 収 支 差 額			△1,269,780	117,272	1,387,052	612,422	△495,150
前 年 度 繰 越 収 支 差 額			△12,337,490	△10,996,797	1,340,693	△12,848,077	1,851,280
基 本 金 取 崩 額			273,250	726,751	453,501	1,238,858	△512,107
翌 年 度 繰 越 収 支 差 額			△13,334,020	△10,152,775	3,181,245	△10,996,797	844,022
(参 考)							
事 業 活 動 収 入 計			29,728,490	28,933,310	△795,180	29,771,443	△838,133
事 業 活 動 支 出 計			29,626,800	28,596,849	△1,029,951	27,826,688	770,161

※科目ごとに千円未満で四捨五入しているため、合計などにおいて差異が生じる場合がある。

(4) グラフで見る財務状況

①施設設備関係支出の推移



令和5年度…市川総合病院薬物療法室整備工事ほか。市川総合病院で電子カルテシステム更新ほか。

令和4年度…市川総合病院歯科外来棟増築工事ほか。市川総合病院でX線診断装置取得ほか。

令和3年度…水道橋校舎本館11・12階用途変更工事ほか。市川総合病院で放射線画像診断・情報管理システム取得ほか。

令和2年度…千葉校舎千葉歯科医療センター新築工事及び新センター関連備品ほか。

令和元年度…千葉校舎厚生棟・合宿棟改修工事ほか。市川総合病院で放射線治療装置取得ほか。

※主な現有施設の状況は次のとおりである。

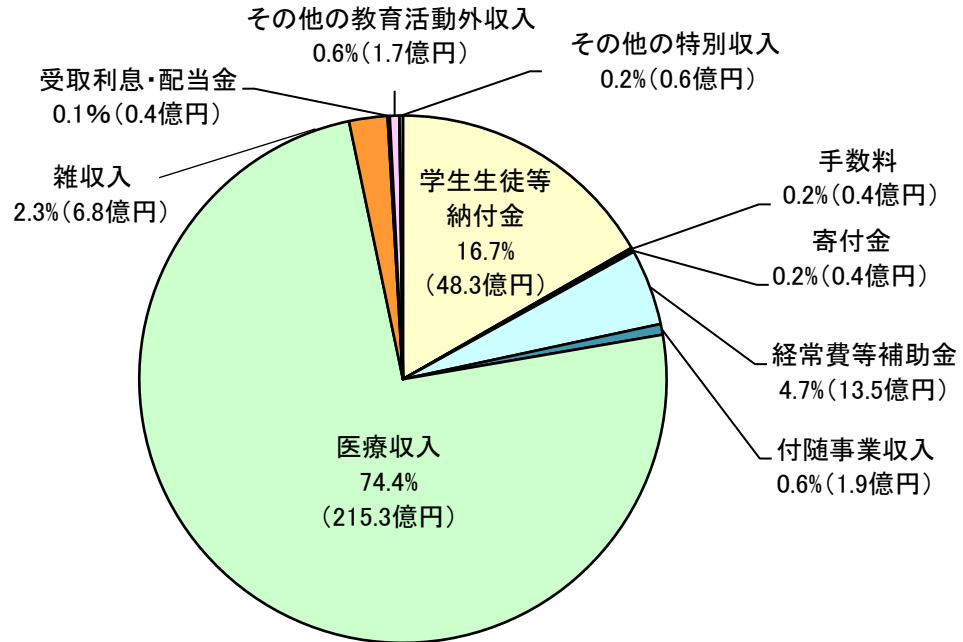
所在地	施設等	面積等	取得価額	帳簿価額	摘要
東京都千代田区 (水道橋キャンパス)	校舎敷地	6,545㎡	9,500,396千円	9,500,396千円	学校法人本部、本館(水道橋病院含む)、本館西棟、新館、さいかち坂校舎、別棟として利用している。
	校舎	40,296㎡	22,974,797千円	9,822,600千円	
	土地	1,137㎡	2,346,995千円	2,346,995千円	
	建物	403㎡	120,610千円	46,610千円	
千葉県千葉市美浜区 (千葉キャンパス)	校舎敷地	76,203㎡	1,431,644千円	1,431,644千円	体育館などの大学施設のほか、千葉歯科医療センターが利用している。
	校舎	12,673㎡	4,692,621千円	3,075,612千円	
	土地	16,364㎡	997,770千円	997,770千円	
	建物	218㎡	29,115千円	16,224千円	
千葉県市川市 (市川キャンパス)	校舎敷地	38,611㎡	194,485千円	194,485千円	市川総合病院として利用している。
	校舎	43,349㎡	22,144,267千円	7,902,358千円	
	土地	2,048㎡	531,632千円	531,632千円	市川宿舎として利用している。
	建物	3,964㎡	756,978千円	324,509千円	
	土地	1,172㎡	441,932千円	441,932千円	病院隣接土地。
	土地	11,395㎡	1,183,620千円	1,183,620千円	
千葉県千葉市若葉区	土地	9,991㎡	52,640千円	52,640千円	ホームセンターへ賃貸している。
	土地	31,916㎡	988,576千円	988,576千円	
	建物	246㎡	91,505千円	0千円	病院駐車場及びスーパーへ賃貸している。
	建物	134㎡	37,984千円	37,984千円	
米国ニューヨーク州	土地	12,909㎡	37,984千円	37,984千円	歴史的建造物(野口英世旧別荘)として管理している。
	建物	134㎡	10千円	10千円	

総計			
土地	208,291㎡	17,707,674千円	17,707,674千円
建物	101,284㎡	50,809,902千円	21,187,922千円

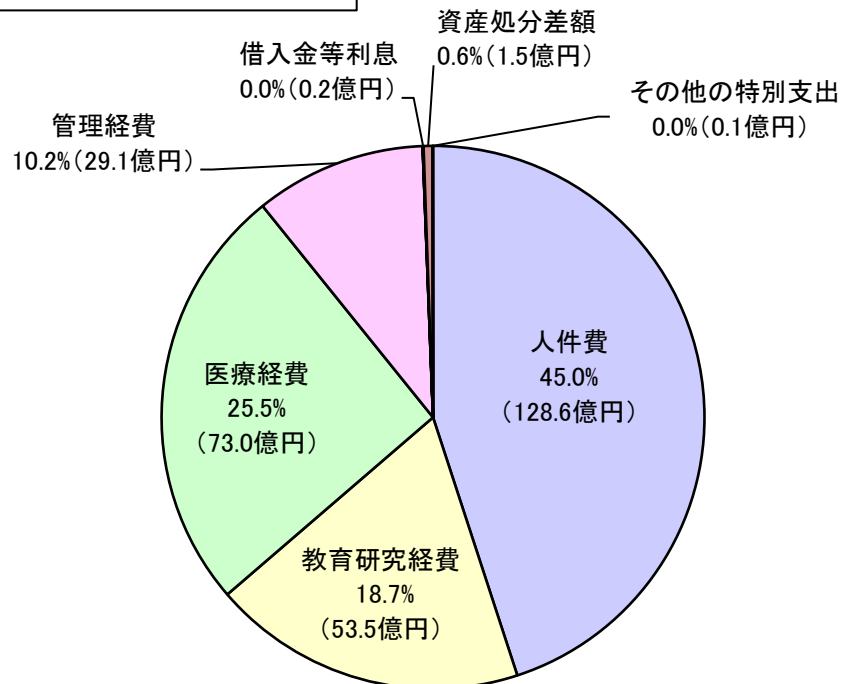
※項目ごとに単位未満を四捨五入している為、内訳の計と総計が一致しない場合がある。

②事業活動収支科目構成

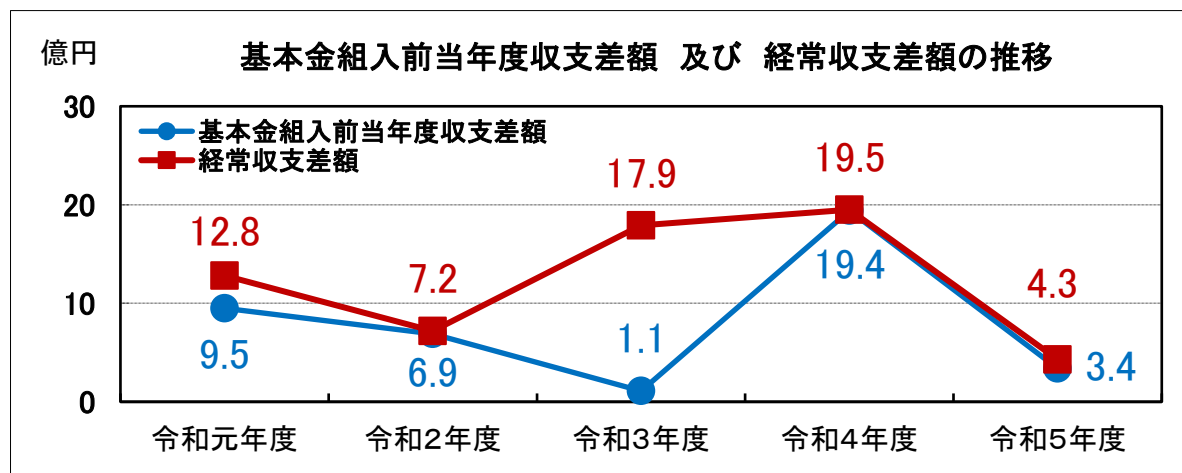
事業活動収入計 289.3億円



事業活動支出計 286.0億円



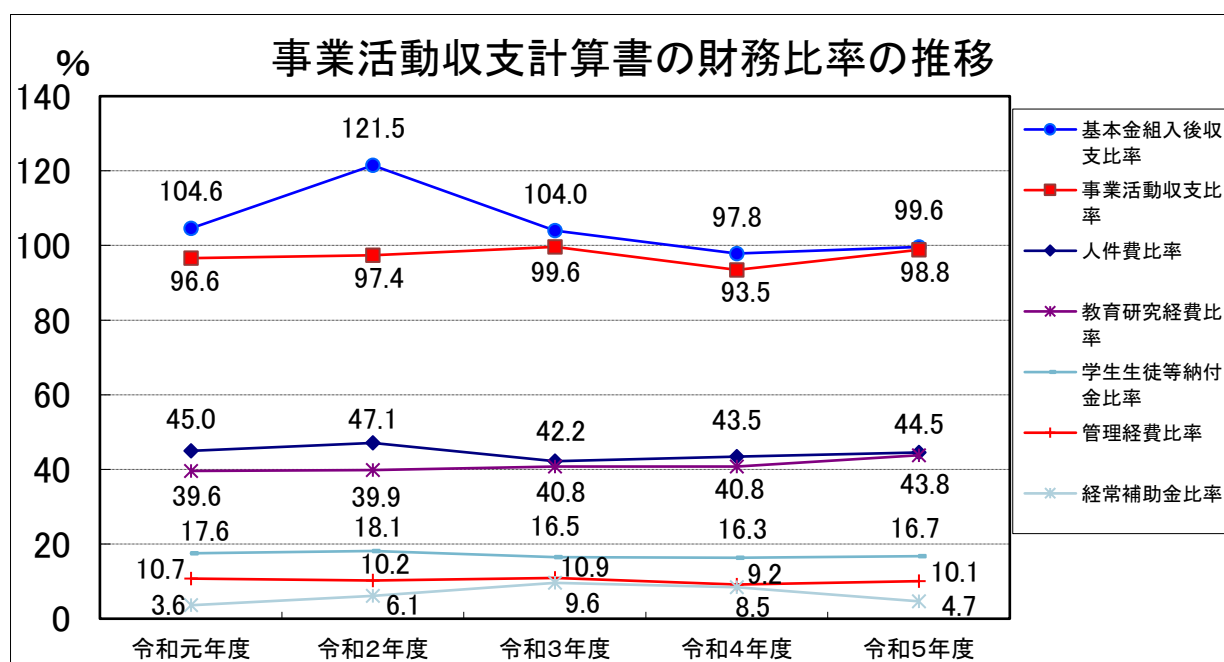
③基本金組入前当年度収支差額・経常収支差額の推移



※経常収支差額が黒字であることが、経営判断指標の一つとなっている。

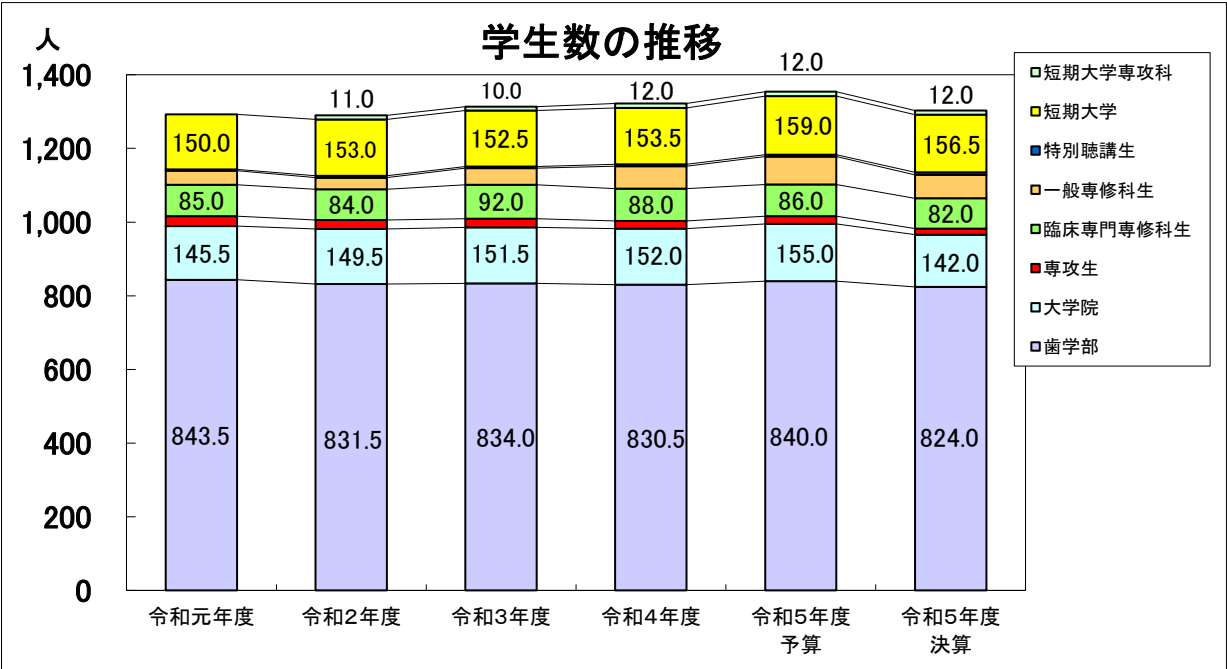
※令和3年度は資産処分差額約17億円があり、基本金組入前当年度収支差額は減となった。

④財務趨勢比率の推移



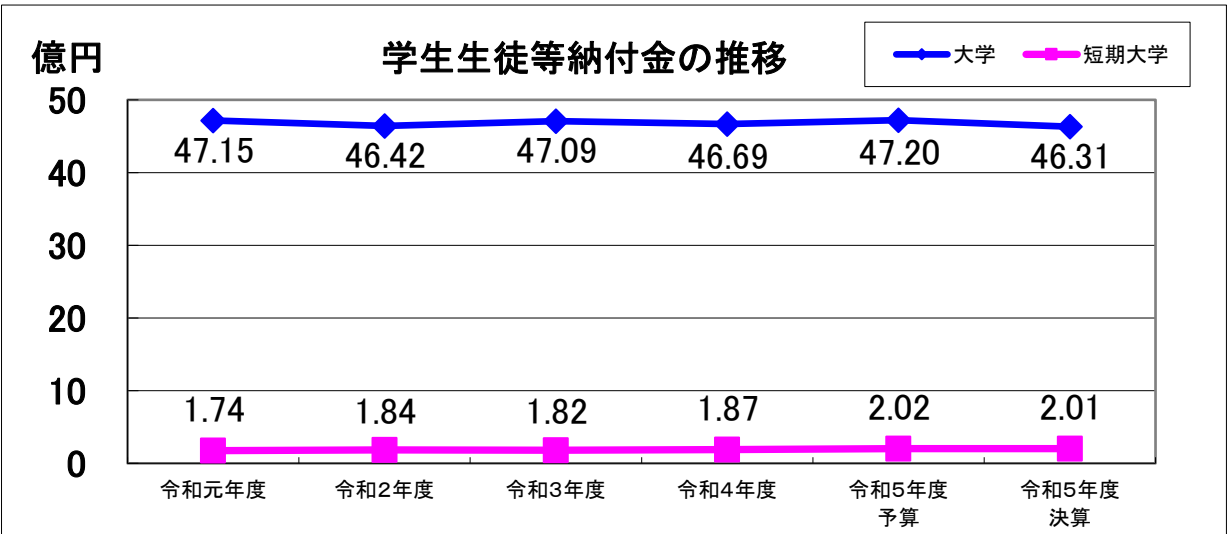
基本金組入後収支比率については、令和元年度は市川総合病院での放射線治療装置取得や千葉歯科医療センター建設工事建設仮勘定支出などで増加した。令和2年度は千葉校舎の千葉歯科医療センターの新センターが竣工、新型コロナウイルス感染症の影響で医療収入が大きく減となり、比率は121.5%と増加した。令和3年度は医療収入や経常費等補助金の増などにより減少した。令和4年度は前年度の千葉校舎解体に伴う臨時的支出に比べ管理経費や資産処分差額などの支出が大きく減少し、比率は97.8%となった。令和5年度は水道橋校舎南棟の解体などがあり99.6%と増加した。

⑤学生数及び学生生徒等納付金の推移

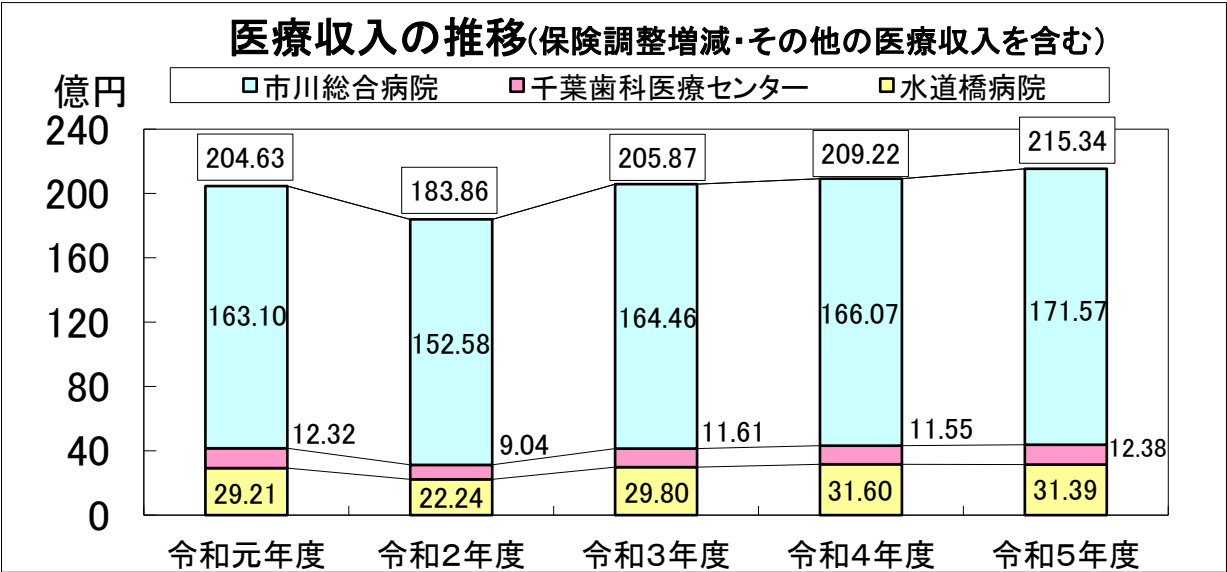


	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度 予算	令和5年度 決算
歯学部	843.5	831.5	834.0	830.5	840.0	824.0
大学院	145.5	149.5	151.5	152.0	155.0	142.0
専攻生	27.0	24.5	23.5	20.5	21.0	16.5
臨床専門専修科生	85.0	84.0	92.0	88.0	86.0	82.0
一般専修科生	38.6	31.3	45.6	60.6	76.0	63.3
特別聴講生	3.0	5.0	4.0	5.0	5.0	7.0
短期大学	150.0	153.0	152.5	153.5	159.0	156.5
短期大学専攻科	-	-	-	-	12.0	12.0
歯科衛生士専門学校	0.0	0.0	0.0	-	-	-
計	1,292.6	1,289.8	1,313.1	1,322.1	1,354.0	1,303.3

※ここでの学生数は、学生生徒等納付金から出したものであり、学校基本調査の値とは異なる。



⑥附属病院医療収入推移グラフ



水道橋病院……………入院収入は診療単価増などにより前年度を上回った。

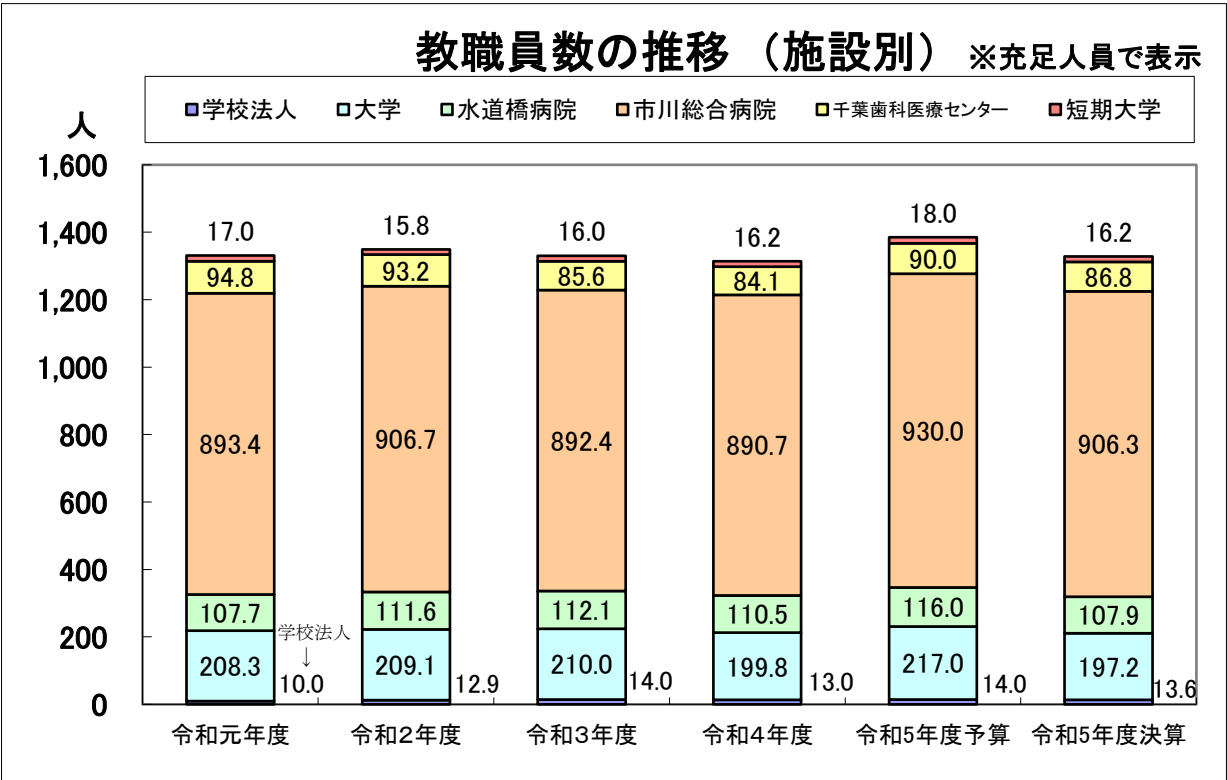
外来収入は患者数減などにより前年度を下回った。

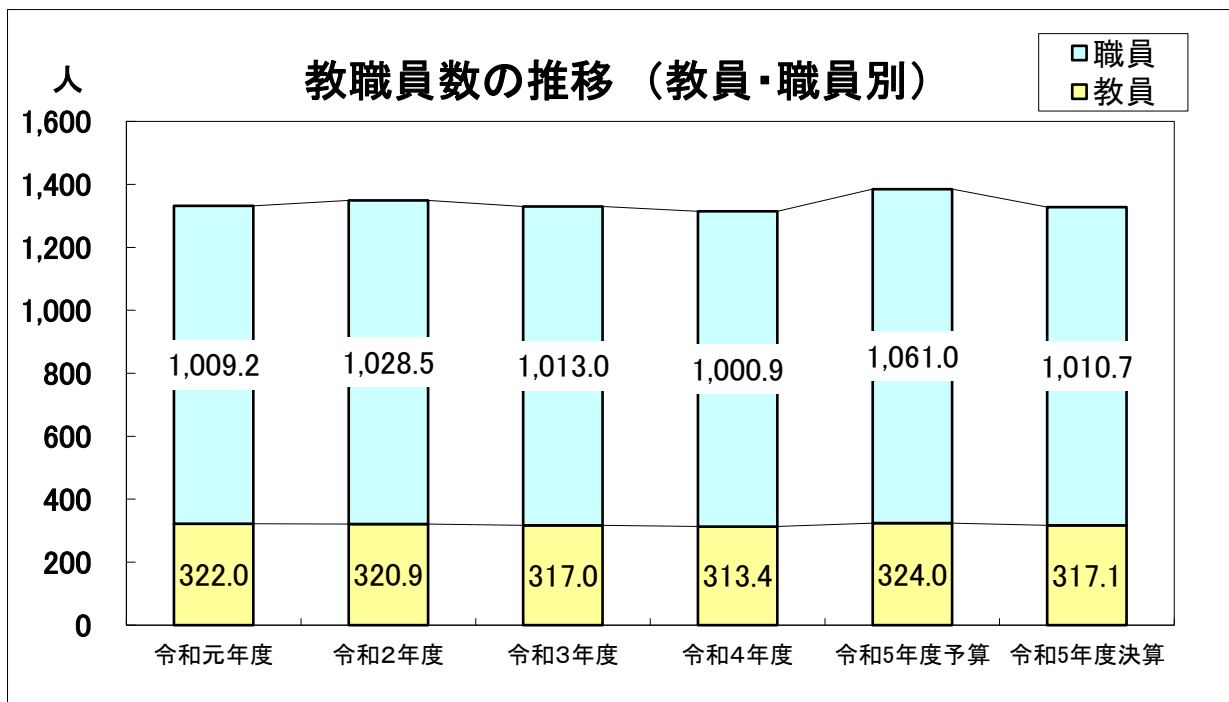
市川総合病院……………入院収入は患者数増などにより前年度を上回った。

外来収入は診療単価増などにより前年度、前々年度を上回った。

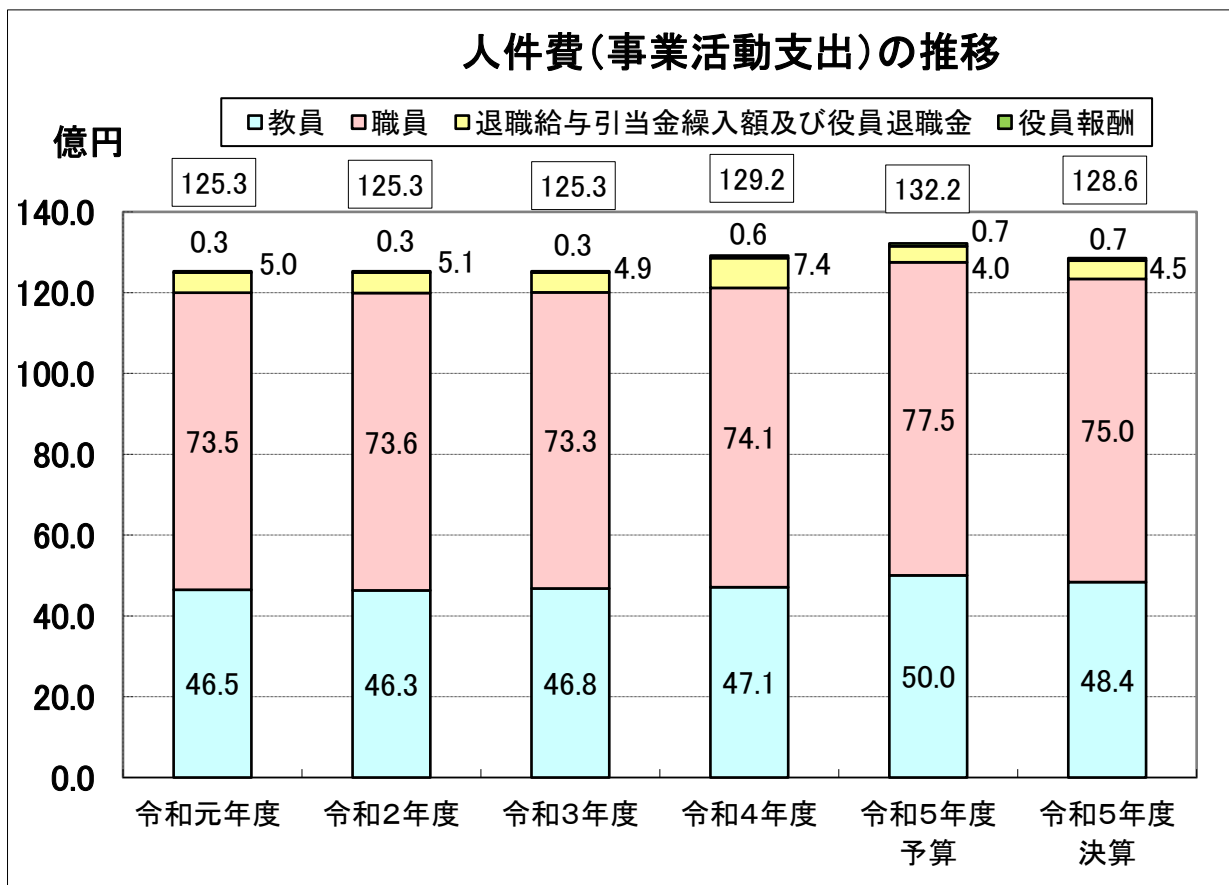
千葉歯科医療センター…診療単価増などにより前年度を上回った。

⑦教職員数及び人件費（事業活動支出）の推移

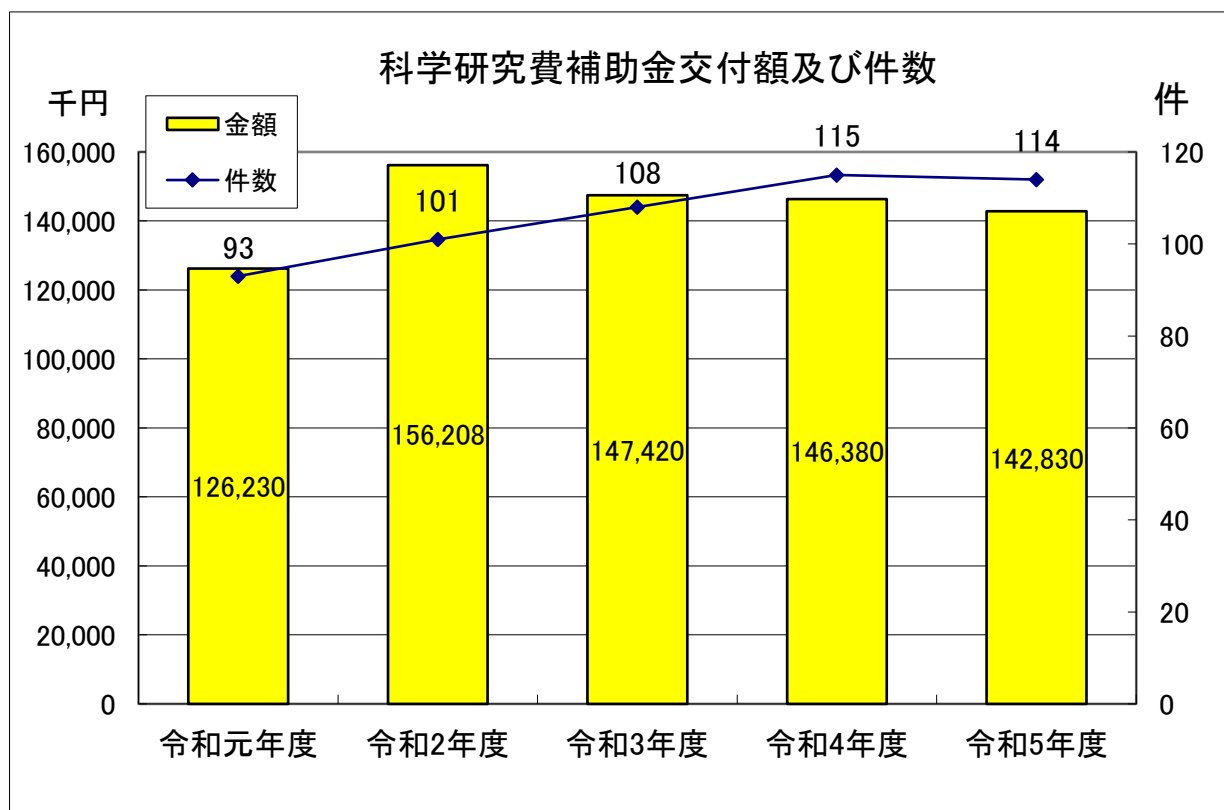
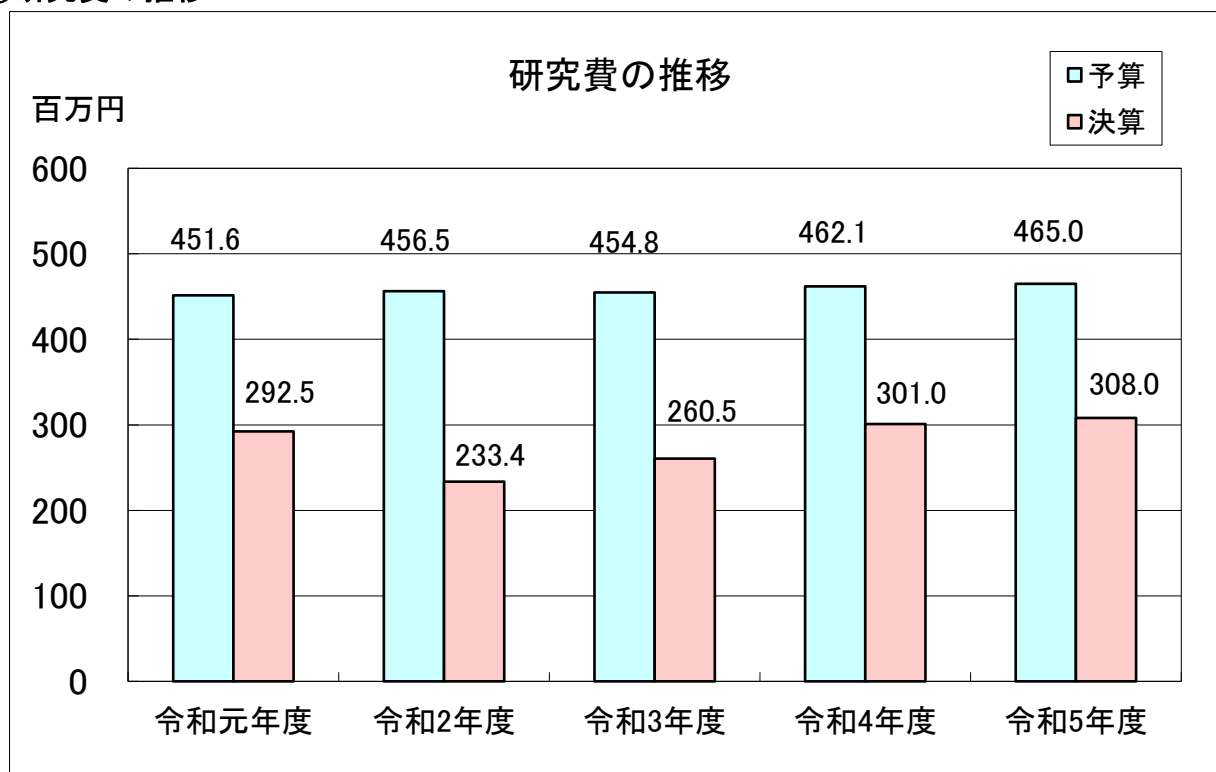




教職員数のグラフは年度ごとの教職員の充足人員を表している。



⑧研究費の推移



(5) 収益事業会計

1. 営業損益の部

(1) 営業収益

不動産賃貸収入は、予算とほぼ同等となり、建物賃貸収入は約7,600万円、土地賃貸収入は約3億6,600万円となった。水道橋校舎南棟のテナント賃貸が終了したため、対前年では減となった。

(2) 営業費用

一般管理費は予算から微増となり約1億2,800万円、租税公課は約6,700万円、減価償却費は約400万円となり、営業費用は全体で約1億9,900万円となった。水道橋校舎南棟の解体費用が発生したため、対前年では約9,600万円の増となった。

2. 営業外損益の部

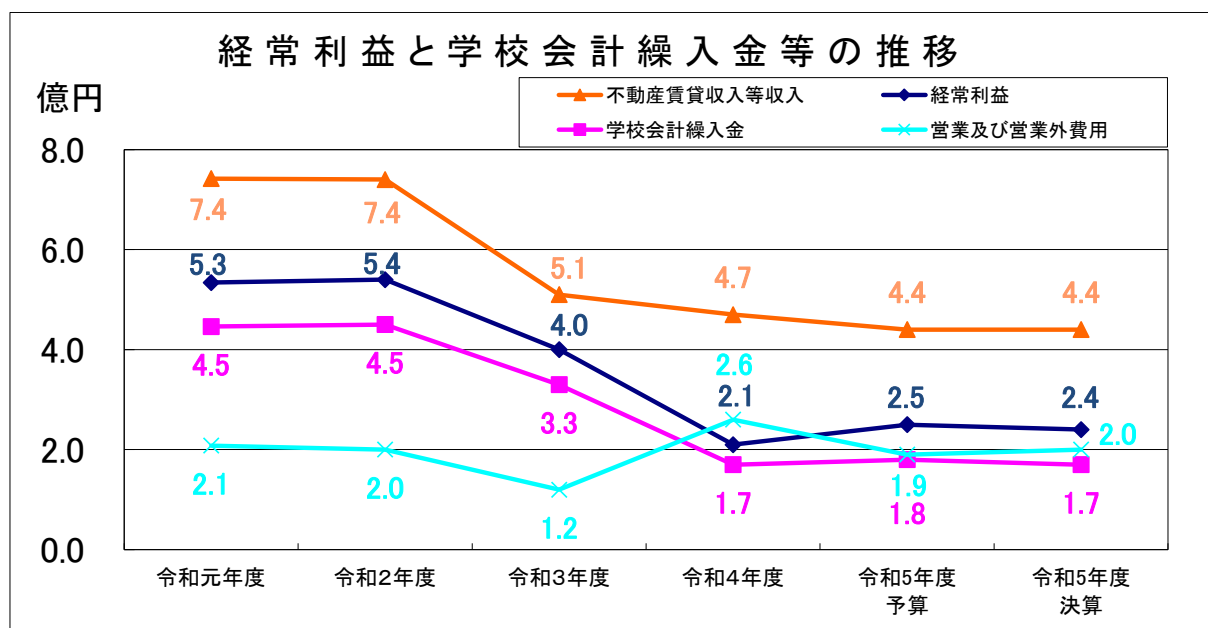
(1) 営業外収益

雑収入は、テナントの光熱水費などで約100万円となった。

(2) 営業外費用

なし。

以上により**経常利益**は、約2億4,400万円となり、予算より約600万円減となった。**学校会計繰入金**約1億7,300万円を学校法人会計へ繰入し、**法人税・事業税**を約4,400万円計上した。以上の結果により、**当期利益**を0円とし、**前期繰越利益**、**当期未処分利益**も0円とした。



収益事業損益計算　－予算との比較－

(単位:百万円)

科 目	令和5年度予算	令和5年度決算	差 異	令和4年度決算	増 減
1. 営 業 損 益 の 部					
(1)営 業 収 益	441	442	1	464	△22
不 動 産 賃 貸 収 入	441	442	1	464	△22
(建 物 賃 貸 収 入)	76	76	△0	97	△20
(土 地 賃 貸 収 入)	365	366	1	367	△2
(2)営 業 費 用	192	199	7	103	96
一 般 管 理 費	122	128	6	25	103
租 税 公 課	66	67	1	70	△3
減 価 償 却 費	4	4	0	8	△4
営 業 利 益 (1)－(2)	249	243	△6	361	△118
2. 営 業 外 損 益 の 部					
(1)営 業 外 収 益	1	1	0	6	△5
(2)営 業 外 費 用	－	－	－	160	△160
経 常 利 益	249	244	△6	207	36
特 別 損 失	26	26	0	－	26
学校会計繰入前当期利益	223	217	△6	207	10
学 校 会 計 繰 入 金	182	173	△9	170	3
税 引 前 当 期 利 益	41	44	3	38	7
法 人 税 ・ 事 業 税	41	44	3	38	7
当 期 利 益	－	－	－	－	－
前期繰越利益 (△損失)	－	－	－	－	－
当 期 未 処 分 利 益 (△ 未 処 理 損 失)	－	－	－	－	－

※科目ごとに百万円未満で四捨五入しているため、合計などにおいて差異が生じる場合がある。

(6) 経営状況の分析、経営上の成果と課題、今後の方針・対応方策

令和5年度の経営状況について、貸借対照表では、資産が約812億円、負債が約108億円、純資産が約704億円で、学校法人の資金調達源泉を分析する純資産構成比率（純資産／（負債＋純資産））は、令和5年度は86.6%となり、前年度より0.9%減少した。

運用資産は、令和5年度決算で特定資産・経常資金を合わせて約311億円（借入金を除く正味資金は約293億円）で、令和元年度からは約52億円（約64億円）増加しており、今後の施設・設備の整備計画や維持更新費等を踏まえた資金計画を策定するための一定の資金を確保している。

施設設備関係支出の推移では、令和元年度は約34億円、以降は約39億円、約18億円、約22億円、そして令和5年度は約22億円と推移している。令和5年度は市川総合病院の薬物療法室整備工事、電子カルテシステム更新、大学の臨床基礎実習室実習机更新など約36億円の施設設備関係支出当初予算を組んでいたが、大学の臨床基礎実習室実習机更新などは先送りとなった。

令和5年度の事業活動収支では、患者数・診療単価の増などにより入院収入・外来収入とも増加したが、新型コロナ関連補助金が対前年で約11億円減少したことや、水道橋校舎南棟を解体したことなどにより、経常収支差額は対前年で約15億円の減、補正後の対予算で約2億円増の、約4億円の黒字となった。経常収支差額比率は、過去5年で最低の1.5%となった。基本金組入前当年度収支差額は約3億円の黒字となり、対予算では増加となったものの、対前年では約16億円の減少となった。令和5年度は新型コロナウイルス感染症が5類感染症に移行しコロナ前の日常が戻ってきたものの、医療機関の受診控えが続き入院患者が思うように回復していない。特に市川総合病院は約9億円の赤字となっており、今後の収支改善が急務となっている。

経営上の成果・課題、今後の方針等に関しては、本法人の現行の中期計画（令和2～6年度）を踏まえ、「中期財政計画」を策定し、中期計画最終年度の令和6年度に向けた財政計画上の数値目標や取組を設定した。今後は次期の令和7年度を始期とする中期計画に向けて、中期財政計画を再検討しPDCAサイクルを推進していく。水道橋校舎では令和6年2月に南棟解体工事が完了し、跡地は駐車場としての利用を開始している。水道橋病院では令和6年度に医療情報システムの更新を予定しており、システム導入により円滑な病院運営が期待される。市川総合病院では令和4年度に歯科外来棟増築工事、令和5年度に薬物療法室の整備、内科・外科外来の拡張工事が完了し大規模な施設改修は終了した。今後も病院機能の拡充、患者サービスの向上を図っていく。千葉歯科医療センターでは令和5年度から診療時間・勤務体制を変更し業務の効率化を図ってきた。令和6年度も引き続き効率的な運営体制に取り組んでいく。また、千葉校舎では病院棟・実習講義棟他の解体工事跡地について、学生の部活動や学生生活の支援充実のための大学施設として整備充実を図っていく。

今後も本学の歯科医学教育の発展に寄与するべく、水道橋、市川、千葉の各キャンパスの施設・設備の整備を推進し、財政計画の方針等の点検を推進する。